

平成20年12月定例会

横芝光町議会会議録

平成20年 12月4日 開会

平成20年 12月10日 閉会

横芝光町議会

平成20年12月横芝光町議会定例会会議録目次

第1号（12月4日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会の宣告.....	3
開議の宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期決定の件.....	3
諸般の報告.....	3
議案第1号ないし議案第6号、報告第1号の上程、説明.....	7
一般質問.....	25
齊藤隆君.....	25
森川忠君.....	43
休会の件.....	56
散会の宣告.....	57

第2号（12月10日）

議事日程.....	59
本日の会議に付した事件.....	59
出席議員.....	59
欠席議員.....	60
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	60
職務のため出席した者の職氏名.....	60
開議の宣告.....	61
諸般の報告.....	61

一般質問.....	61
川 島 富士子 君.....	61
越 川 洋 一 君.....	78
實 川 隆 君.....	94
議案第 1 号の質疑、討論、採決.....	106
議案第 2 号の質疑、討論、採決.....	107
議案第 3 号の質疑、討論、採決.....	108
議案第 4 号の質疑、討論、採決.....	108
議案第 5 号の質疑、討論、採決.....	116
議案第 6 号の質疑、討論、採決.....	120
陳情の件.....	121
日程の追加.....	122
発議第 1 号の上程、質疑、討論、採決.....	122
閉会の宣告.....	122
署名議員.....	125

平成20年12月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

平成20年12月4日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号ないし議案第6号、報告第1号について
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	杉	森	幹	男	君	2番	森	川		忠	君	
3番	實	川		隆	君	4番	川	島		仁	君	
5番	齊	藤		隆	君	6番	若	梅	喜	作	君	
7番	川	島	富	士	子	君	8番	鈴	木	克	征	君
9番	野	村	和	好	君	10番	山	崎	貞	一	君	
11番	伊	藤	因	樹	君	12番	嘉	瀬	清	之	君	
13番	川	島		透	君	14番	鈴	木	唯	夫	君	
15番	八	角	健	一	君	16番	川	島	勝	美	君	
17番	越	川	輝	男	君	18番	越	川	洋	一	君	

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	理事	布施勇君	
総務課	長	小堀正博君	企画財政課	長	高蝶文徳君
環境防災課	長	川島敏彦君	税務課	長	並木俊郎君
防災班	長		産業振興課	長	林新一君
住民課	長	海保清一郎君	福祉課	長	山本照男君
都市建設課	長	瀬理和夫君	食肉センター	長	土屋文雄君
健康管理課	長	実川薫君	所		
東陽病院	長	田鍋悦央君	会計管理者		清宮貴美子君
事務	長		教育課	長	林英次君
教育	長	海保教之君	監査委員		大木國臣君
社会文化課	長	高埜広和君			

職務のため出席した者の職氏名

局	長	實川裕宣	書記	須合京子
---	---	------	----	------

開会の宣告

議長（八角健一君） おはようございます。これより平成20年12月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

開議の宣告

議長（八角健一君） 本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（八角健一君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

4番議員 川島 仁 君

16番議員 川島 勝美 君

を指名します。

会期決定の件

議長（八角健一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から12月12日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） ご異議ないものと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月12日までの9日間と決定しました。

諸般の報告

議長（八角健一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、陳情の付託についてご報告します。

今期定例会に受理しました陳情 1 件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したので、ご報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので、ご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、東総衛生組合議会について。

議員、實川隆君。

〔 3 番議員 實川 隆君登壇 〕

3 番（實川 隆君） おはようございます。

それでは、私のほうよりご報告させていただきます。

9 月 24 日に開催された東総衛生組合の平成 20 年東総衛生組合議会 10 月定例会の概要を報告させていただきます。

議案第 1 号は、平成 19 年度東総衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入は 7 億 7,283 万 4,866 円であり、内訳は、市町負担金 4 億 3,088 万 9,000 円、し尿処理及び浄化槽汚泥処理手数料 3 億 935 万 9,105 円、繰入金 1,000 万円、繰越金 2,216 万 1,043 円、諸収入 42 万 5,718 円であります。

歳出は 7 億 2,107 万 4,842 円であり、その内訳は、一般管理費等総務費 1 億 119 万 7,166 円、し尿処理費等衛生費 3 億 5,696 万 3,469 円、地方償還金 2 億 6,263 万 8,116 円ほか、議会費 27 万 6,091 円であります。

その結果、差し引き残高 5,176 万 24 円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

議案第 2 号は、平成 20 年度東総衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）の議決についてであります。

当初予算に歳入歳出それぞれ 1,625 万 4,000 円を追加し、歳入歳出の予算総額を 7 億 5,647 万 8,000 円としたものであります。

内容については、旭クリーンパークの施設更新整備に係る準備事業費の関係でありまして、歳入の国庫支出金に 530 万円、繰入金に 1,095 万 4,000 円を新たに計上し、歳出の衛生費に 1,625 万 4,000 円を追加したものであります。

提案されました 2 議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、平成 20 年度東総衛生組合議会 10 月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔 3 番議員 實川 隆君降壇 〕

議長（八角健一君） 次に、匝瑳市横芝光町消防組合議会について。

議員、伊藤囿樹君。

〔 11 番議員 伊藤囿樹君登壇 〕

11 番（伊藤囿樹君） おはようございます。ご苦労さまでございます。

9月26日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会平成20年9月定例会の概要を報告いたします。

本定例会に提案された案件は、6議案でございます。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて、匝瑳市横芝光町消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、匝瑳市職員等の旅費に関する条例が改正されたことに準じ、職員の旅費のうち、日当の支給区分の見直しを緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会の議決を求めるものであります。

議案第2号は、平成19年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入は10億4,216万9,921円で、内容は、市町分担金9億9,561万3,000円、国庫支出金1,092万8,000円、繰越金1,636万8,755円、組合債1,730万円、そのほか諸収入でございます。

歳出は10億3,055万8,309円で、内容は、総務費9億9,523万1,655円、起債償還金3,520万1,800円、議会費12万4,854円であります。

この結果、歳入歳出差し引き残高1,161万1,612円を翌年度に繰り越すことになりました。

議案第3号は、高規格救急自動車の取得についてであります。

本案は、高規格救急自動車の取得に当たり、地方自治法第96条1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号は、平成20年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出それぞれ1,633万7,000円を追加し、平成20年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計の総額を、歳入歳出それぞれ10億5,076万円とするものであります。

内訳ですが、歳入は、分担金572万6,000円、繰越金1,061万1,000円を追加し、歳出は、一般管理費716万9,000円、財産管理費916万8,000円を追加するものでございます。

議案第5号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例及び匝瑳市横芝光

町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業制度の改定をいたすべく提案したものであります。

議案第6号は、山武郡横芝光町横芝行政センター廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、山武郡横芝光町横芝行政センターの廃止に伴い、関係条例の一部を改正したく提案したものであります。

提案されました6議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会平成20年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

以上であります。よろしく申し上げます。

〔11番議員 伊藤 樹君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、山武郡市環境衛生組合議会について。

議員、齊藤隆君。

〔5番議員 齊藤 隆君登壇〕

5番（齊藤 隆君） おはようございます。

山武郡市環境衛生組合平成20年9月定例議会の報告をいたします。

去る10月6日に、山武郡市環境衛生組合の平成20年9月定例議会が開催されました。本定例会に提案された案件は、2件であります。

議案第1号は、平成19年度山武郡市環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入は11億7,722万408円であり、内訳は、市町負担金8億9,500万円、使用料及び手数料で1億6,780万5,050円、財産収入2,861万6,605円、繰越金7,277万8,113円、諸収入1,302万640円であります。

歳出は10億9,034万8,408円であり、その内訳は、議会費73万9,538円、総務管理費6,930万1,382円、衛生費5億3,461万9,812円、公債費4億8,568万7,676円であります。

その結果、差し引き残高8,687万2,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

議案第2号は、監査委員の選任についてであります。

芝山町選出の監査委員が平成20年2月29日で山武郡市環境衛生組合監査委員の任期が切れましたので、引き続き同人に監査委員をお願いすべく、地方自治法第196条第1項の規定に

より提案したものです。

提案された2議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上で山武郡市環境衛生組合の平成20年9月定例議会の概要報告とさせていただきます。

〔5番議員 齊藤 隆君降壇〕

議長（八角健一君） 最後に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会については、お手元に配付の資料をもって報告とします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第1号ないし議案第6号、報告第1号の上程、説明

議長（八角健一君） 日程第4、議案第1号ないし議案第6号、報告第1号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、政務報告並びに議案の説明をさせていただきます。

本日ここに、平成20年12月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には、時節ご多忙の折にもかかわらずご参集をいただき、まことにありがとうございます。また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

月日のたつのは早いもので、今年もあと1ヶ月足らずとなりましたが、この1年間を振り返ってみると、世界的に災害の多い年であったように思います。

5月には、中国・四川省ブンセン県付近を震源とした「四川大地震」が発生し、死者と行方不明者を合わせると10人を超える大災害となってしまったほか、大型サイクロンが襲ったミャンマーでも、10万人を超える死者、行方不明者が出てしまいました。

また、国内におきましても、異常気象によるゲリラ的集中豪雨が多発し、土砂くずれや河川のはんらんなど、全国各地で多くの災害が発生いたしました。幸い、当町においては、このような災害はほとんどなく一安心したところでありますが、今後の防災対策の重要性を改めて認識させられました。

政治の面におきましては、9月1日に福田首相が突然に辞意を表明し、安倍前首相と2代

続く内閣総理大臣の突然の辞任に、多くの国民が大変驚いたところであります。新たに任命された麻生首相は、景気対策を初め年金や医療、福祉対策など、国民生活に直結する様々な問題の解決に努力しておりますが、政局は依然不透明で、なかなか糸口が見つからないのが現状のようです。いずれにしても、新しい総理大臣には、国民目線による国民主体の国政運営を行っていただくことを切に望みたいと思います。

さて、横芝光町は、合併してから早2年9ヶ月がたとうとしておりますが、多くの町民の皆様のご理解とご協力のもと、各種施策もほぼ順調に進捗しているところであります。念願であった横芝中学校建設事業も来年の2月には完成する見込みであり、栗山川架橋事業や町道整備事業などについても計画どおりに進んでおります。また、今年度は、住民のみなさんとの「協働のまちづくり」を進めるため、7月から12月までの約半年間をかけ、町内29カ所で「まちづくり地区座談会」を開催し、住民の皆さんとひざを交えた意見交換を行っております。これらの座談会等で伺った貴重なご意見・ご要望を参考にしながら、町民の皆さんが「将来に向けて安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、精いっぱい努力してまいり所存でありますので、議員各位には、なお一層のご指導・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、議会のご理解をいただきまして、先月11日から16日までの4泊6日の日程で、成田国際空港都市づくり推進会議主催の空港圏自治体首長によるヨーロッパ視察研修に参加してまいりました。ドイツのミュンヘン空港やイギリスのヒースロー空港など、成田空港と同じく内陸に位置する「国際拠点空港」の現状や問題点等について、現地の自治体首長とも直接意見交換するなど、大変有意義な視察研修を行ってまいりました。詳細については、後日、改めてご報告させていただきます。

年の瀬を迎え、何かと気ぜわしい時期となってまいりましたが、厳冬に向かう折から皆様方にはくれぐれもご自愛いただきまして、よい新年を迎えられますよう心よりお祈り申し上げます。

それでは、議会開会に当たりまして、現在の町の動き等、諸般のご報告を申し述べさせていただきます。

まず初めに、地方財政の動向と平成21年度予算編成についてであります。我が国経済は、原油や穀物を初めとする原材料価格の高騰により、企業業績は大きな打撃を受けており、これに加えて、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機による株式市場の混乱などの影響を大きく受け、景気の停滞、雇用情勢悪化、消費の低迷等の悪循環に陥っ

ており、先行きは不透明であります。

国においても、「経済財政改革の基本方針2008」で、国民本位の行財政改革のため、地方分権、生活者重視の行政、むだゼロを実現するとともに、それを支える財政を構築するため、財政健全化へ向け、引き続き、歳入歳出の一体改革を徹底して進めることとされています。

一方、地方財政は、道路特定財源の一般財源化を含め、平成21年度に向けた税制抜本改正や地方交付税の動向による影響を見定める必要があり、さらに、少子高齢化の進展等を背景に社会保障関連経費などの財政需要が増大し、これまで以上に大幅な財源不足が強く懸念されており、地方行財政の運営に当たっては、地方分権改革の推進により、自己決定・自己責任のもと、簡素で効率的な行財政システムの構築、地方公共団体の財政健全化に関する法律の施行により、徹底した情報開示のもと、自主的な改善努力による財政健全化が求められています。

このような中、当町の平成21年度の財政見通しは、歳入では、町税収入が平成19年度の税源移譲等により一定の増収は見込めるものの、現状の景気後退により今後の増収は期待できない上、地方交付税においても、総務省所管予算概算要求の概要によると、出口ベースで3.9%の減になるなど、引き続き減額となる見込となっております。

一方、歳出は、人件費は減少となるものの扶助費の増加が予測される所であり、投資的経費については、現横芝中学校の解体工事や栗山川への架橋事業を初めとする道路整備費等の財政需要が見込まれ、また、今後も、給食センター建設事業や防災行政無線整備事業などの合併特例債対象事業が予定されていることから、今まで以上に厳しい財政運営を覚悟しなければならぬものと考えております。

しかしながら、このような状況にあっても、人や文化、環境の調和を図り、豊かな自然や温かいつながりなどの地域特性を生かしながら、住民と行政それぞれが新たな町をみずからつくっていくという意識を共有し、「協働によるまちづくり」を通じて、町民の皆様がいつまでも住み続けたいと思える町であり続けるような「横芝光町」を築いていかなければならないと思っております。

続いて、福祉関係事業についてであります。9月15日に敬老会を開催いたしました。幸い天候にも恵まれ、昨年より160名ほど多い580名の方のご参加をいただきました。

開催に当たりましては、地区社協のみなさんを初め行政総務員、老人クラブ役員など関係機関の皆様には、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、議会開催中にもかかわらず議員の皆様にも多数ご出席いただき、重ねて御礼申し上げます。次第であります。

次に保育サービスの充実に向けた町立保育所の運営に関するアンケート調査につきましては、先般、議会でご説明したとおり、大総保育所の各保護者宅を訪問し、アンケート調査を実施いたしました。

現在、アンケート結果を集計し分析中ですので、まとめ次第、お示ししたいと考えております。

次に、第2次障害福祉計画策定についてであります。10月に64歳以下で障害者手帳をお持ちの皆様434名を対象にアンケートを実施し、242名の皆様からご回答をいただきました。この調査の集計・分析を行うとともに、昨日は第1回障害者計画及び障害福祉計画策定委員会を開催し、委員の皆様にご審議・検討していただいたところであります。

また、9月定例議会で補正予算をお認めいただきましたオストメイト対応トイレの改修工事は、役場及び「プラム」とも工事が完了し、オストメイトの方がより気軽に安心して外出できる環境が整いました。今後も、障害をお持ちの皆様が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの提供に努めてまいります。

次に、第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画、いわゆる介護保険事業計画についてあります。当該計画は平成21年度から23年度までの3年間における第4期介護保険事業の運営指針となるものであり、昨年実施いたしました町民アンケート結果をもとに、計画策定委員会(介護保険運営協議会兼務)において現在策定中のところでございます。

ご案内のとおり、介護保険計画は、過去の事業実績に加え、高齢化率等を踏まえた人口推計、介護サービスの利用見込み、さらには住民要望をもとに、将来予測を数値により計画計上し、これにより保険料額を導き出すシステムとなっています。また、保険料は給付サービスの利用量に応じて決定されるものであることから、多くの被保険者が介護認定を受け、サービスをたくさん利用すればするほど、介護保険料は高くなるシステムとなっています。

このような背景から、計画策定委員会では、今後3年間において、どの程度の方々がどの程度サービスを利用されるかを予測し、充実した介護サービスを提供できるよう検討しているところであります。

なお、平成20年度の横芝光町の介護保険料基準額は月額3,000円であり、全国平均の4,090円に対して安価にはなっているところでありますが、横芝光町も高齢化が急速に進み、若年層が減少する中で、将来にわたり充実した介護サービスを提供するためには、保険料の値上改定は避けて通れない状況にあるといえます。

しかしながら、横芝光町は、このような状況になることを過去から見込んでおり、急激な

保険料値上げ改定を避けるために、介護給付費準備基金 1 億5,340万円の積み立てをしてきており、基金の有効活用を図るようとの国からの指導もあることから、第4期介護保険事業計画においては、基金の導入により大幅な保険料の値上げを行わなくて済むよう、計画を調整中のところでございます。

なお、計画の素案ができました際には、議員各位へ説明をさせていただいた中でご意見・ご指摘等をいただき、計画に反映させてまいりたいと考えております。

続いて、後期高齢者医療制度、いわゆる長寿医療制度についてであります。75歳以上の方及び一定の障害のある65歳以上の方を対象として、新たな独立した医療制度として創設された長寿医療制度は、本年4月のスタート以来、保険料の負担額や年金天引き等に対し、各地で制度の見直しを求める声上がり、政府与党は、負担軽減策を軸とした運用改善策を6月12日に取りまとめ、さらに11月18日には、長寿医療制度の改善策に係る円滑な実施についての方針を決定いたしました。

この実施方針の内容は、1点目として、保険料負担の軽減を平成20年度分、21年度分ともに全額国費で対応することが正式に確認され、所要の予算措置が図られるようになったことと、2点目として、保険料の徴収方法について、年金からの天引きと口座振替を平成21年度からは加入者が自由に選択できるようになったということでもあります。

長寿医療制度の見直しにつきましては、麻生総理大臣が臨時国会の所信表明演説の中で、「高齢者に納得していただけるように、1年をめぐりに必要な見直しを検討する。」と明言しております。また、去る9月30日には舛添厚生労働大臣が、私案として、長寿医療制度と国民健康保険制度を一体化する「県民健康保険制度」を提唱したところでもあります。

町といたしましては、こうした議論の行方を見守りながら、制度実施の窓口として町民の皆様が随時適切な情報提供を行うとともに、今後もきめ細かな対応を図ってまいりたいと存じますので、議員各位におかれましても、格別のご理解・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、環境防災課関係についてであります。去る9月28日の「第4回栗山川周辺環境ボランティア」の実施に際しましては、早朝から大勢の町民の皆様が栗山川堤防のごみ拾いや雑草の草刈りに約500名の皆さんに参加していただき、町内の環境美化の推進が図れました。特に今回は、地元ロータリークラブ主催による「栗山川環境美化運動」も行われ、横芝小学校と東陽小学校の児童の皆さんが、ふれあい橋周辺の栗山川堤防ごみ拾いに参加いたしました。

今後も、町ぐるみで、“自分たちの町は自分たちできれいに”する気持ちを大切に、環境の美化と保全に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

続いて、産業振興関係についてであります。去る11月16日に「第3回横芝光町産業まつり」を開催いたしました。

開会式では、本町議会議員の皆様を初め、姉妹町の松田町、姉妹都市の千曲市の皆様にも多数ご列席いただき、盛大にとり行うことができたことに対し、改めて厚くお礼申し上げます。

本年は1日間のみの開催ではありましたが、およそ3万5,000人のお客様にお越しいただき、盛会裏のうちに終了することができました。開催に当たりご協力いただきましたJA山武郡市、JAちばみどり両農協を初め、商工会、農業振興会、安全協会、防犯協会など、多くの関係者の皆様に心から感謝申し上げる次第であります。

続いて、横芝駅前広場整備事業についてであります。現況測量業務を実施するため、去る11月27日に、関係地権者並びに地元区役員の方々を対象に説明会を開催いたしました。

整備に向けて、基本となる現況の地形、建物・構築物を把握するための調査に関する説明で、今後、整備予定区間周辺住民の皆様のご理解をいただきながら、年明けに測量業務を実施する予定であります。

なお、駅前の変形交差点改良事業については、千葉県県土整備部出先機関である山武地域整備センターにおいて実施いたしますが、今回、町で行う駅前広場整備事業の測量業務とほぼ同じ時期に現況測量業務が行われますので、関係する皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、横芝中学校建設事業についてであります。去る11月4日に現地視察をいただいた際にご説明しましたとおり、現在も無事故で順調に工事が進められており、あとは3カ月後の完成を待つばかりとなりました。

完成期日が近づいてきたことから、開校の準備として、学校の先生方と教材備品購入の細かな打ち合わせを行うとともに、学校の機能移転時期について協議を重ねてまいりました。

移転時期の検討にあっては、3年生の生徒さんや保護者の皆さんからの「卒業式を新旧どちらの学校で行いたいのか」の意見を尊重しつつ、「完成時期である3学期は、学校にとって1年間のまとめの大切な時期であること。また、中学校3年生にとっては進路を決定する重要な時期であること」などに重点を置き、検討・協議をしたところであります。

その結果、平成20年度横芝中学校3年生は、歴史ある現横芝中学校からの最後の卒業生として、明年3月13日に、思い出多き旧校舎において卒業式を挙行することとなりました。

しかしながら、新校舎の完成を心待ちにしていたたくさんの生徒さん方の思いを考えると、新しい校舎に全く触れられずに卒業したのでは残念でならないのではと考え、先生方の発案により、せめて「新校舎3学年の教室での思い出授業」や「卒業記念事業として新しい講堂棟体育館でスポーツ大会など開催し、記憶に残る事業を企画したい」とのことから、これらの卒業生の思い出づくりの行事をぜひとも実現させてあげたいと考え、この行事に間に合うように備品整備を完了したいと考えています。

また、学校が全面的に移転する時期については、卒業式を終えた翌週に備品や書類を搬送し、その後、3連休を利用して電話等の通信機器類の機能切りかえをすることから、現一、二年生は3月23日から新校舎へ登校し、学年末の2日間を新校舎で過ごす予定であります。

続いて、新しい横芝光町学校給食センターの建設事業についてであります。過日、用地測量及び地質調査を発注したところであり、今後は、本議会に補正予算を提案させていただきました統合給食センター設計業務を進める予定であります。

続いて、横芝光町文化スポーツ振興財団の解散手続きについてのご報告をさせていただきます。

去る9月26日に、千葉県に清算結了届を提出、同日、余剰財産の866万9,224円を町に寄附し、その後、関係機関に清算結了通知を発送して、すべての事務手続きが終了しました。清算人を初めとする関係者の皆様に厚く感謝申し上げる次第であります。

次に、10月12日に「ふれあい坂田池公園陸上競技場」で行われました第3回横芝光町民体育祭についてであります。好天にも恵まれ、約3,200名の町民の皆さんが、スポーツ・レクリエーションを満喫することができ、所期の目的を達成することができました。また、11月1日と2日に「町体育館」と「町民会館」で行われました文化祭につきましては、2日間で約5,000名の来場者があり、数多くの優良作品や各種発表会を見学するなど、予想を上回る成果を上げることができました。体育協会や文化協会を初めとする関係者の皆様に厚く感謝申し上げる次第であります。

次に、成人式についてであります。合併後3回目を迎える今回は、横芝地区・光地区合同で、平成21年1月11日、日曜日の午前11時30分から町民会館で実施するということが成人式実行委員会で決定されました。

続いて、東陽食肉センター事業についてであります。10月末現在のと畜頭数は、豚が8

万511頭、牛が1,379頭で、昨年同期と比較しますと、豚は905頭の増、牛は161頭の減となっていますが、当初予算計上額の事業収入は確保できる見込みであります。

また、平成19年度から3カ年計画で実施しております施設改修事業については、年度当初に発注した工事は既に完了し、8月臨時議会で契約承認頂きました工事についても順調に進捗しております。なお、本事業に対し、県から3,916万1,000円の補助金の交付が決定されたところであります。

続いて、東陽病院の経営状況についてであります。運営検討委員会において、経営の改善に向けて検討を重ねてまいりましたが、その一環として、事業所健診も積極的に受け入れができるような体制を整えたところであり、既に数社からの依頼を受け、実施しているところでございます。また、病院建設時の借入金につきましては、国から繰上げ償還の承認をいただきましたので、今後、なるべく低い金利で借りかえができるよう、事務手続きを進めてまいりたいと考えております。

次に、平成19年度決算において発生した資金不足の解消計画についてであります。適切な繰り入れを行い、安定した経営ができるよう見直しを行ったところであり、今議会で追加繰り入れをお願いする議案を提出させていただきました。

いずれにいたしましても、職員一丸となり、日々努力を重ねながら、地域に密着した病院経営を行ってまいりたいと考えております。

以上、現在の各種事業の進捗状況等について申し述べさせていただきましたが、議員各位には、今後ともさらなるご指導・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、今議会に提出いたしました各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第1号の横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、産科医療補償制度が平成21年1月から開始されることに伴い、出産費用の上昇分相当額を出産育児一時金で手当するため、同制度の加入医療機関で分娩した場合、出産育児一時金に3万円を加算し、支給額を38万円とするため、横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第2号の横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、辻児童遊園について、児童遊園利用者が減少したこと及び遊具の老朽化による事故防止を図るべく、今後の維持管理等について地元行政区と協議した結果、遊具を撤去し、当該児童遊園を廃止することとしたため、横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例を制定

すべく提案したものであります。

議案第3号の山武都市広域行政組合規約の変更に関する協議についてであります。本案は、山武都市広域行政組合が主体となり進められた山武地域医療センター計画が白紙となったことから、同組合が共同処理する事務の中から山武地域医療センターの設置等に関する事務を除くため、組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議すべく提案したものであります。

議案第4号の平成20年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の創設による町立保育所耐震診断事業のほか、防犯灯維持管理事業、保育委託事業、乳幼児医療対策事業、東陽病院事業会計繰出事業、生産調整推進対策奨励事業、舗装修繕事業、防火水槽設置事業、小学校施設維持管理事業、学校給食センター改築事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1億8,148万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億2,994万3,000円とすべく提案したものであります。

議案第5号の平成20年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、繰入れ金額の算定方法の見直しに伴う一般会計繰入金金の増、患者数減少に伴う入院収益、外来収益及び材料費の減並びに原油価格高騰に伴い不足が見込まれる燃料費及び光熱水費に補正の必要が生じたため、収益的収支予算の収入に5,143万8,000円を追加し、収益的収入の総額を13億3,653万5,000円とし、収益的収支予算の支出から792万4,000円を減額し、収益的支出の総額を12億7,717万3,000円とすべく提案したものであります。

議案第6号の財産の取得についてであります。本案は、横芝光町立横芝中学校教材備品物品売買契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

報告第1号の議会の委任による専決処分の報告について（横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）であります。本件は、公庫の予算及び決算に関する法律が改正され、法律の題名及び第1条の規定が改められたことに伴い、同法を引用している条例の規定を整理する必要が生じたことから、横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議くださいますよう

お願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は午前11時からです。

（午前10時45分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

議長（八角健一君） 提案理由説明を続けます。

次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、住民課長、海保清一郎君。

〔住民課長 海保清一郎君登壇〕

住民課長（海保清一郎君） それでは、議案第1号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をいたします。

関係資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

それでは、新旧対照表の1ページをお開き願います。横芝光町国民健康保険条例新旧対照表をごらんください。

第6条第1項、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として35万円を支給するという現行条文の次に、「ただし、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。」を加えるものでございます。

これは、通常の妊娠、分娩にもかかわらず、脳性麻痺となった子供に補償金3,000万円を支払う産科医療補償制度が平成21年1月1日から導入されることにあわせ、同制度に加入している分娩機関で出産した場合は、その掛け金分の3万円を上乗せし、出産育児一時金の支給額を38万円に引き上げようとするものでございます。

次の第6条第2項のアンダーラインの部分でございますけれども、第7条、これを、準則に従いまして、次条と表記を改めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

〔住民課長 海保清一郎君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、議案第2号について、福祉課長、山本照男君。

〔福祉課長 山本照男君登壇〕

福祉課長（山本照男君） 議案第2号 横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

議案つづりは5ページ、新旧対照表は2ページから3ページにかけてでございます。

今回の条例改正の内容は、白浜地区にあります辻児童遊園を廃止しようとするものでございます。

児童遊園は、町内に29カ所ございますが、少子化の進行等により利用が少なくなっていることにあわせ、遊具の老朽化も進んでいる状況でございます。このため、計画的に修繕を行い、事故防止に努めているところでございますが、辻児童遊園につきましては、今年度の修繕工事に際しまして、地元辻地区の行政総務員さんと協議させていただきましたところ、利用も少ないので、この際、遊具を撤去し、児童遊園を廃止してもらいたいとの申し出がございました。

町といたしましては、老朽化による事故防止のため遊具を撤去するとともに、地元の意向ともあわせ、辻の児童遊園を廃止することといたしましたので、条例中の関係項目を削除しようとするものでございます。

なお、改正条例の施行期日は公布の日とするものでございます。

新旧対照表は2ページから3ページにかけてですが、3ページの1行目の辻児童遊園の項目を削除するものでございます。

慎重審議の上、可決承認くださるようお願いをいたします。

〔福祉課長 山本照男君降壇〕

議長（八角健一君） つきまして、議案第3号について、総務課長、小堀正博君。

〔総務課長 小堀正博君登壇〕

総務課長（小堀正博君） それでは、議案第3号の山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議につきまして、補足説明させていただきます。

議案つづりは7ページになります。

本案につきましては、山武郡市広域行政組合の規約の改正につきまして、組合を組織する関係市町と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容といたしましては、町長からの提案理由で説明させていただきましたとおり、山武地域医療センター計画が白紙になったことから、組合が共同処理する事務の中からこの

センター計画の設置等に関する事務を除くものでございます。

関係資料の4ページに新旧対照表をおつけしてございますが、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます、補足説明とさせていただきます。

〔総務課長 小堀正博君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、議案第4号について、企画財政課長、高蝶文徳君。

〔企画財政課長 高蝶文徳君登壇〕

企画財政課長（高蝶文徳君） それでは、議案第4号 平成20年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

資料につきましては、別冊の補正予算書第3号をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページ、表紙でございます。ごらんいただきたいと思います。

第1条で、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,148万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億2,994万3,000円とするものであります。

第2条の債務負担行為の補正であります、6ページをごらんいただきたいと思います。

第2表で、学校給食センター改築事業の設計費として、期間は平成21年度、限度額は1,400万円の追加を行うものであります。

地方債の補正につきましては、7ページ、第3表記載のように、起債の目的の事業費の変更に伴い、限度額をそれぞれこの表のとおり補正しようとするものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

11ページをごらんください。

2款2項1目地方道路譲与税及び次の8款1項1目自動車取得税交付金の減額につきましては、暫定税率の失効した本年4月分の補てん分として、この表の下から3番目の欄、3欄目、9款3項1目地方税等減収補てん臨時交付金でそれぞれ同額が交付されることとなったため、減額補正をするものであります。

上から3欄目、4欄目の地方特例交付金1,049万8,000円と特別交付金6万6,000円の増額補正は、20年度の交付金の額の確定に伴うものであります。

10款1項1目地方交付税1億4,238万6,000円につきましても、普通交付税の額の確定による増額補正であります。

14款1項1目民生費国庫負担金662万1,000円の内訳は、介護給付訓練等給付事業負担金の実績見込みに伴う441万1,000円の減額と、保育所入所児童の3歳未満児などの増などの実績見込みによる増額1,103万2,000円を合わせたものであります。

12ページをごらんください。

14款 2 項 1 目総務費国庫補助金1,380万円は、安心・安全のための緊急総合対策に取り組むため本年10月に制定されたもので、後ほどご説明いたします保育所の耐震診断及び防火水槽設置事業に充当しようとするものであります。

2 目民生費国庫補助金58万9,000円は、国からの内示額により減額するものであります。

4 目農林水産業費国庫補助金26万7,000円の減額は、国庫から県支出金への受け入れ区分の変更に伴うものであります。

15款 1 項 2 目の民生費県負担金331万円は、先ほど国庫負担金でもご説明いたしましたが、介護給付訓練等給付事業負担金の実績見込みに伴う減額と、保育所入所児童の3歳未満児の増などの実績見込みによる増額を合わせたものであります。

次の2 項県補助金、1 目総務費県補助金160万円は、空調機器更新事業の確定による増額であります。

2 目民生費県補助金131万7,000円は、2 節の児童福祉費補助金125万1,000円が主なものであります。

4 目農林水産業費県補助金273万6,000円は、北清水営農組合で工事予定の10条植え田植機に対する強い農業づくり交付金150万円が主なものであります。

一番下の欄、3 項 1 目総務費委託金は、千葉海区漁業調整委員の選挙が無投票であったための減額、3 目土木費委託金は、5 年に1 度行われる住生活総合調査にかかわる県からの委託金であります。

19款 1 項 1 目繰越金は前年度繰越金、20款 5 項 2 目雑入217万円は、第 8 分団第 1 部の消防機庫火災により全損した消防車分の保険料210万円が主なものであります。

21款 1 項町債は、それぞれの事業費の変更に伴う起債額の増減であります。

次に、歳出についてご説明をいたします。

14ページをごらんください。

なお、今回の補正の中で、職員手当等、一般職員の給与費関係の補正がありますが、その内容を精査した結果、一般扶養が特定扶養に該当するものであったことなどのほか、一部誤りが発見されたため補正を行うものであり、以下、この分の説明は省略させていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

14ページの中ほど、7 目財産管理費440万1,000円の補正は、この春以来、高騰していたガソリン代の影響により不足が見込まれる燃料費や、来年 1 月から値上げ予定の電気料に不足

が見込まれるための光熱水費の増額と、旧行政センターの東南側のフェンスが壊されてしまったため、早急に修理を行うため施設改修工事費などが主なものであります。

9目地域安全対策費122万円は、防犯灯にかかわる電気代に不足が見込まれるための補正であります。

11目空港対策費71万5,000円は、第1種区域内の民家防音家屋空調機器更新事業の実績見込みにより不足が見込まれるための補正であります。

12目情報管理費65万2,000円は、東陽病院内の独自ネットワークを、セキュリティーの面から市内LANのネットワークに変更するためのネットワーク管理事業99万8,000円のほか、LGドメインをウェブ上に公開するため、9月に補正したLGWAN、ローカル・ガバメント・ワイド・エリア・ネットワーク、行政のワイド・エリア・ネットワーク、管理事業であります。その後、10月にセキュリティーの強化が図られ、現在のサーバーでは対応できなくなってしまうため、減額補正するものであります。

2款2項1目税務総務費3万1,000円は、文化会館での確定申告相談会場の電話関係経費2万円などであります。

2目賦課徴収費101万2,000円は、個人・法人町民税など、過年度分の還付金が不足が見込まれるため、補正計上をしたものであります。

4項4目千葉海区漁業調整委員選挙費92万3,000円が、選挙が無投票となったため減額するものであります。

3款1項2目老人福祉費96万1,000円の減額は、事業の終了した敬老事業の事業費が確定したため、補正するものであります。

3目障害福祉費762万3,000円の減額は、福祉カー運行事業の利用者増による増額補正のほか、介護給付・訓練等給付費の対象者が減ったことなどによる減額が主なものであります。

次のページ中ほど、2項1目児童福祉総務費22万5,000円と、2目児童措置費14万4,000円は、19年度実績により返還金が生じたための補正であります。

4目保育所費2,676万円は、町立保育所の耐震診断業務委託料や保育単価の改正、3歳未満児の入所児童数が増加したことなどによる保育所入所児童委託料の増額補正であります。

4款1項1目保健衛生総務費635万円は、医療費の無料化を行っている乳幼児医療費の10月までの実績から不足が見込まれるための補正であります。

3目健康づくり費16万円は、言葉の相談教室の開催回数の増加に伴う相談員の賃金であります。

4目健康増進対策費193万2,000円は、各種がん検診の受診者の増加により、委託料に不足が見込まれるための補正であります。

9目上水道費460万7,000円は、八匠、山武、それぞれの水道企業団の負担金が確定したための減額であります。

3項1目病院費1億1,771万8,000円は、先ほど町長の政務報告でも申し上げましたとおり、経営基盤強化対策等にかかわる東陽病院への繰出金であります。

20ページをごらんください。

5款1項2目農業総務費2万2,000円の減額は、地産地消食育推進計画が策定済みとなったことによるもの、また3目農業振興費693万6,000円は、ホールクroppサイレージなどの生産調整推進対策奨励事業の対象面積の増加による報償金の増加や、北清水営農組合での10条植え田植機の導入にかかわる省エネルギー型農業機械導入促進補助金などであります。

なお、省エネルギー型農業機械導入促進補助金は、100%国からの補助金で、県を經由し交付されるものであります。

5目農地費35万7,000円は、経営体育成基盤整備事業負担金の事業費の変更に伴う補正が主なものとなっております。

一番下の欄、7款2項3目道路新設改良費238万7,000円は、町道1-4号線の舗装修繕費とその他の町道の緊急工事費に不足が見込まれるための補正であります。

22ページをごらんください。

8款1項1目常備消防費217万2,000円は、消防組合での人件費等に変更があったため、負担金がふえたものであります。

3目消防施設費983万1,000円は、1号用水路沿いに設置予定の防火水槽について、地質調査の結果、軟弱地盤であるため工事費が増加したことと、さきの火災により全損した第8分団第1部の消防車両を購入するものであります。

9款1項2目事務局費165万円は、各小・中学校で使用するバスの借り上げ料に不足が見込まれるため、補正計上するものであります。

2項1目学校管理費185万6,000円は、横芝小学校体育館入り口部分の屋根防水工事と、白浜小学校の構内電話が老朽化により故障が頻発するため、改修費など170万1,000円が主なものであります。

5項社会教育費、4目図書館費97万7,000円は、職員給与のほか、図書館の身体障害者用トイレが故障したため、改修工事を行う54万6,000円が主なものであります。

24ページをごらんください。

6 項 2 目体育施設費50万5,000円は、ナイター利用者の増加により電気料に不足が生じるおそれがあるため、補正するものであります。

3 目学校給食費693万2,000円は、平成22年に建設を予定している学校給食センターの建築設計委託料600万円が主なものであります。

なお、25ページから26ページに給与費明細書が記載してありますので、後ほどごらんいただきたいと思えます。

以上で平成20年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）の詳細説明といたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第5号について、東陽病院事務長、田鍋悦央君。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君登壇〕

東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、議案第5号 平成20年度横芝光町病院事業会計補正予算の補足説明をいたします。

初めに、今回お願いをいたします補正予算の趣旨を申し上げますと、現在、一般会計から病院事業会計への繰入金のうち、建設改良費及び企業債の元利償還金につきましては、当該年度内に繰り入れをしておりますが、これらを除きました運営費分につきましては、総務省が定めた繰り出し基準に基づくものも含めまして、翌年度に一般会計からの繰り入れをしております。このため、慢性的に年度途中に資金不足が生じ、一時借入金によって不足した資金を補っている状況が続いておりますので、これを解消するために行おうとするものでございます。

今年度の企業債の借りかえ協議に当たりましても、このことは県の指導を受けているところでもあります。今回の補正額は、必要な金額のおおむね2分の1弱程度を計上させていただいたところでございます。

また、あわせまして、医業収益及び医業費用についても、実績を考慮した内容に補正をしようとするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。

第2条の収益的収入及び支出予算におきまして、収入の既決予定額12億8,509万7,000円に5,143万8,000円を追加して13億3,653万5,000円とし、支出につきましては、既決予定額の12億8,509万7,000円から792万4,000円を減額し、12億7,717万3,000円に補正をお願いするもの

でございます。

詳細につきましては、3ページの補正予算説明書をごらんください。

収益的収入及び支出予算の収入につきましては、年度前半の実績から推計いたしまして、1款病院事業収益、1項医業収益、1目1節の一般入院収益を3,791万6,000円減額し、2目1節の外来収益を2,836万4,000円減額いたします。

4目5節の他会計負担金につきましては、救急医療経費分として一般会計からの繰り入れで、2,628万5,000円の増額でございます。

2項医業外収益、3目1節負担金交付金は、運営経費分としての一般会計からの繰り入れで、9,143万3,000円の増額であります。

続きまして、支出でございますが、1款病院事業費用、1項医業費用、2目材料費につきましては、薬品費が854万1,000円、診療材料費が116万7,000円、給食材料費が85万2,000円、それぞれ減額でございます。

また、3目の経費につきましては、年度当初の原油の高騰等の影響によりまして、光熱水費及び燃料費の予算に不足が生じることが見込まれますことから、光熱水費に87万1,000円、燃料費に176万5,000円を増額しようとするものであります。

以上、平成20年度病院事業会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、議案第6号について、企画財政課長、高蝶文徳君。

〔企画財政課長 高蝶文徳君登壇〕

企画財政課長（高蝶文徳君） それでは、議案第6号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

資料は、議案つづりとは別にA4版1枚でお配りしてあります議案第6号 財産の取得についてをごらんいただきたいと思います。

議案第6号 財産の取得について。下記のとおり財産の取得をしたいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

財産の種類であります。横芝光町立横芝中学校の教材備品であります。

契約の方法は、指名競争入札に基づく契約で、8社を指名し、すべての業者が参加し、入札を執行いたしました。

その結果、最低金額であった1,044万7,500円、うち消費税及び地方消費税の額49万7,500

円を示した千葉県東金市東岩崎二丁目26番地 - 5、株式会社三英社、代表取締役三枝英治と契約を締結し、教材備品を取得しようとするものであります。

なお、本件の予定価格は税込み1,071万円、落札率は97.5%でありました。

以上で議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、報告第1号について、総務課長、小堀正博君。

〔総務課長 小堀正博君登壇〕

総務課長（小堀正博君） それでは、報告につきまして、補足説明させていただきます。

議案つづりの9ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告につきましてでございます。

横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定ということで、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。

専決処分の内容といたしましては、本条例を引用しております法令の題名、また引用している条項が改正したことによりまして、その部分につきまして、条例を改正させていただいたものでございます。

先般、議会のご承認をいただきました町長の専決処分できる項目によりまして、第180条の規定により、専決の処分をさせていただいたものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

〔総務課長 小堀正博君降壇〕

議長（八角健一君） 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告については、ただいま説明のとおりですので、ご了承願います。

以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時からです。

（午前 11時34分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

一般質問

議長（八角健一君） 日程第5、これより一般質問を行います。

齊藤 隆君

議長（八角健一君） 通告順に発言を許します。

齊藤隆君。

〔5番議員 齊藤 隆君登壇〕

5番（齊藤 隆君） それでは、議長のお許しを得て、大綱3点、一般質問を行います。

質問に先立ち、一言ご報告させていただきます。

議員の皆さん初め町内外の大勢の皆さんにご支援・ご協力をいただきました匝瑳市のまさたか君であります。アメリカカリフォルニア大学ロサンゼルス校病院に入院し待つこと8カ月半、ようやく先月19日にドナーが見つかり、心臓移植手術を受け、無事手術が成功しました。術後の経過も良好で、心配された拒絶反応などもないようです。今後は、順調な回復を願い、ドナーとなられた方の分まで活躍していただきたいと思っております。

それでは、通告に従い、大綱3点について一般質問いたします。

初めに、横芝中学校建設関係についてお伺いいたしますが、一般質問の通告に対し、先ほどの政務報告の中で回答が出てしまっておりますけれども、改めてお伺いいたします。

先月4日に、議員研修の一環として、中学校の建設現場の視察を行いました。内装工事も始まり、また、現在も順調であるとのことであります。

工事の進みの早い教室では、作りつけのロッカーなどが既に設置されていましたが、どの程度の割合で新規に設置されるのでしょうか。また、経費節約の観点から、現在使用している備品関係も活用するとのことでありましたが、備品台帳を整理された中で、どの程度のものが実際には使われるのか、お伺いいたします。

次に、完成後の引っ越し作業や開校スケジュールについて詳しく伺う予定でしたが、先ほど、政務報告の中でおっしゃっていただいたように、卒業式を終えた翌週に備品や書類を搬送し、その後、3連休を利用して電話などの通信機器類の機能切りかえをするということでありましたが、この間、一、二年生はまだ授業があるかと思っております。その間はどのように一、二年生も過ごされるのか、お伺いしたいと思います。

いろいろ授業や行事など、立て続けに行われると思っておりますけれども、実際そこで生活する

生徒たちに支障のないよう段取りをとっていただきたいと思います。細かな点、配慮はどのようになっているか、お伺いいたします。

実際には、あと3カ月と迫り、カウントダウンの状態に入ってきていると考えられますので、その点、細かな配慮をお願いしたいと思います。

横芝中学校関係の最後に、移転後の跡地利用についてお伺いいたします。

新築移転の補助金制度により、現有の建物はすべて解体撤去し、更地にする必要があります。跡地については、公有財産利用検討委員会にて検討もされているところではありますが、地元上町区からも要望が上がっております。

現在、中学校が災害時の避難場所として指定されていたこともあり、一角を区民公園的に災害時の一時避難場所や地域のコミュニティーの場として整備してほしいとの要望があります。これは地区座談会での席でも出ており、また、区民の中には具体的に3反歩との話もありますが、面積的に3反歩との話もありますが、どのように跡地を利用するお考えなのでしょうか。

実際にそのように利用するにしても、管理運営をどのようにするか、何かをつくるのかなど、協議すべき点が多いと思いますが、私は、地域のコミュニティーの場としても、町長が唱える協働のまちづくりの観点からも、ぜひ実現すべきであると考えます。

また、その際に、現中学校にある卒業記念の品物や植木の中で、移転されずに廃棄されてしまうものも多いようですので、上町区の要望する公園の一角にうまく活用して、中学校の跡地であるともわかる記念公園的なものにはできないでしょうか。どちらも、解体工事で更地にするにあわせて、その部分の整備を組み込んでしまえば、改めて整備工事を行わなくても済むのではないのでしょうか。

上町区の要望に合わせてどのように進めるお考えなのか、お伺いいたします。

大綱の2点目として、まちづくり地区座談会についてお伺いいたします。

これまでに24会場で開催されましたが、町内で共通することと、地区ごとに要望や課題に特色があると感じました。町は、山手から海岸まで変化に富んだ地形であり、それぞれの環境や条件の違いによるものと考えられますが、各地区から出された多種多様な要望や課題にどのように取り組み改善していくのか、お伺いいたします。

3点目として、空の安全並びに町と空港会社との関係についてお伺いいたします。

9月21日に山武市で発生した、航空機からの部品と見られる金属片の落下事故については、先日の議員研修の際に、空港会社から直接説明を聞いたところです。しかし、肝心の原因や

状況については、国土交通省航空・鉄道事故調査委員会による調査結果を待たなければならぬということであり、明確な回答は得られませんでした。また、航空機の安全航行について、空港会社に整備や運行ルールの徹底を求めても、空港会社でできる限界があるということがわかりました。

2本の航路直下であり、いつ何どき同様の事故が起こるかわからない当町にとっては、他人ごとではなく、非常に重要な問題であると認識しております。

そこで、地元の危機意識の高まりを受け、町として安全管理の主体となる国土交通省に安全航行の徹底を要望し、空の安全を確保すべきであります。これが町単独でやれないのであれば、こういうときにこそ周辺市町で協力すべきであると考えます。また、そのためには、地域との窓口となる空港会社との関係を深め、協議の場をもっと持つべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

以上、わかりやすい答弁を求め、壇上からの質問といたします。

〔5番議員 齊藤 隆君降壇〕

議長（八角健一君） 齊藤隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、横芝中学校建設については、教育課長からの答弁となりますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、初めに、まちづくり地区座談会についてのご質問にお答えをさせていただきます。

住民の皆さんと行政との協働のまちづくりを進めるためには、できるだけひざを交えた座談会形式での懇談会を行うことが重要であると考えており、本年度は、7月から12月までの日曜日に、町内29カ所において、まちづくり地区座談会を開催しております。

齊藤議員には、既に終了した24会場のすべてにご出席をいただいております。内容については十分ご承知のことと存じますが、どの座談会においても、大勢の皆さんにご出席をいただいております。今後のまちづくりを進めるために貴重なご意見・ご提言をいただいております。町が推進する協働のまちづくりという観点からも、十分な手ごたえを感じているところであります。

また、住民の意見・要望に地域性が感じられるかとのご質問でございますけれども、住民の皆さんの生活に直結する身近なご意見・ご要望をお伺いすることも、地区を細かく分けて

開催している目的の1つでもありますので、会場ごとに地域性が感じられることは当然のこととっております。

しかしながら、それらの対応については、できるだけ地域格差が生じないように、その内容を十分検討させていただき、緊急性や優先性を考慮しながら、可能な限り、順次対応するようにしております。

続きまして、成田空港会社関係についてのご質問でございますけれども、1点目の空港機の安全な運行についてと2点目の町の空港会社との関係について、一括してお答えをさせていただきたいと存じます。

当町上空には、議員もおっしゃるとおり、2本の飛行ルートがあり、直下の住民生活は常に落下物の危険性にさらされており、航空機の安全運行は、住民の安全・安心な暮らしを守る上で、極めて重要であると認識をしているところでございます。

去る9月21日に山武市で発生した航空機部品の落下物事故につきましては、一步間違えれば人命をも奪うものであり、成田空港周辺住民に大きな不安を与えたことはまことに遺憾であります。

特に現在、空港周辺自治体は、成田空港とともに発展する国際空港都市づくりに向けて議論を重ねているところでもあり、航空機の安全運行は、共生に向けて地域住民の理解を得るためにも確保していかなければなりません。

当町では、従来から、国土交通省や成田国際空港株式会社に対し、落下物対策について機会あるごとに要望してきたところでございまして、その都度、国土交通省からは、成田国際空港乗り入れの各航空会社に対し、落下物の再発防止に万全を期するよう要望するとのご回答をいただいているところでございます。

今後とも、成田国際空港株式会社との情報交換や協議の場を通じ、連携を図りながら、住民の安全・安心のため、より一層の落下物防止対策の徹底に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。私の壇上からの答弁にかえさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 教育課長、林英次君。

〔教育課長 林 英次君登壇〕

教育課長（林 英次君） 中学校の建設事業につきましては、冒頭の政務報告と重複をいたしますが、まず1点目の建設工事の事業進捗については、各工事ともに順調に進んでおり、

現在のところ、おくれはございません。

過日の現地視察においても、全体的な工事事業量について、当初計画と完了分の事業量を比較すると、計画よりも若干早目に進んでいるとの御説明をさせていただきましたが、部分的に見た場合は、予定どおりに進んでいるものもございます。ということで、完成時期が早まるというものではない点について、御注意をいただきたいと考えております。

現時点での建築、電気、機械設備工事の完了予定については、来年の2月23日、また校庭整備事業につきましては、3月25日に完成の予定と考えております。

2点目の備品整備の状況につきましては、工事完成引き渡し後、速やかに購入備品を納入されるよう準備をしてきたところでありまして、家具備品については、9月議会において承認をいただき、教材備品については、今議会において承認の議決をいただきたく上程をさせていただきました。

その他、マットあるいは審判台などの体育備品、またテレビ、掃除機等の電化製品などにつきましては、年明けに発注すべく契約の準備事務を進めているところでございます。

3点目の現有備品の活用につきましては、つくりつけのロッカー、あるいはくつ箱等については、移転が不可能なことから、建築工事の中で造作家具として整備をいたします。

その他の備品類につきましては、備品台帳上の備品ナンバー数から算定をいたしますと、現有備品のおおむね7割程度が移転となります。さらに詳細に物品点数により算定をいたしますと、移転予定が4割程度に減少をいたします。これにつきましては、1点あたりは消耗品的な金額であっても、一括購入により備品台帳に搭載されていた物品が耐用年数を迎え廃棄されることから、点数集計において移転物品割合が減少したものであります。

なお、家具備品にあつては、建築物のスペースにあわせて新規購入したものが多くことから、不要になった備品の中から町内小学校等の公共施設で活用できるものを選定することといたしております。

なお、これらの備品整理は、今後の移転計画の中で分別をすることとし、分別終了後に、現物を確認しながら活用先を決定することといたしております。

4点目の移転引っ越し作業と開校スケジュールにつきましては、町長が政務報告の中で申し上げましたように、現中学校において3月13日に卒業式を終えた後、その翌週の18、19日に引っ越し作業をした上で、在校生は学年末の3月23、24日の2日間を新校舎で生活することとなります。

先ほどのお尋ねの件でございますが、この間、子供たちに支障のないよう先生方とよく協

議をした上で、授業に支障のないように対応してまいりたいと考えております。

なお、竣工式につきましては、学校機能が移転し、3月31日までの間の日のよい日を現在検討中でございます。

続いて、5点目の横芝中学校移転後の跡地利用につきましては、既に文書により上町区へ回答申し上げましたように、現横芝中学校が災害時の避難場所として指定されている現状を踏まえまして、要望に沿った形での跡地利用が図れるかについて、今後、役場内部で組織しております公有財産利用検討委員会に諮り、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上で齊藤議員の質問に対する壇上からの答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔教育課長 林 英次君降壇〕

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） まず、横芝中学校の件から再質問させていただきます。

生徒のことを考えて、授業その他、支障のないようにということで学校側ともよく協議をしていただいているということが十分わかったわけですが、今、ちょっと不安というか、疑問点としてあるのは、卒業式後の1週間が一番忙しい1週間になるのではないかと思います。3月23日、24日は現一、二年生が新校舎へ登校するということですが、その卒業式からそれまでの1週間というのは、同時並行・進行的に引っ越しの準備、それから生徒は今の校舎へ通うということになるかと思いますが、その辺についての支障はないと考えてよいものか、お伺いいたします。

議長（八角健一君） 教育課長、林英次君。

教育課長（林 英次君） 3月13日から23、24日の引っ越し整理の間までのスケジュールについて、若干申し上げさせていただきます。

3月13日に卒業式が終わりますと、まず13日以前でございますけれども、10日から11日の間に、3年生の教室の備品の整理をまず開始させていただきます。

そして、13日の卒業式を迎えまして、その後、引っ越しにつきましては、16日に引っ越し準備ということで、机の中、ロッカー、その他について準備を進めていただきまして、17日に教科備品、18日に教室備品、また部活動備品、こういうものの荷づくりをやっていただきまして、その18日の夕方から実質的には引っ越しを始めます。そして、18、19日にかけてまず引っ越しをいたします。

このものにつきましては、あくまでも直接生徒にかかわらない教科備品、部活動備品を中

心に引っ越しを進めてまいります。そして、本格的に、20日から22日までの3日間の休みを使いまして、専門の委託業者に依頼をいたしまして、一気に引っ越しをします。

そして、23、24の月曜日、火曜日の一、二年生が登校したときには、学校のほうの引っ越し関係については、あくまでも引っ越し整理という形で対応してまいりたい。

現在のスケジュールでは、そのように考えております。これにつきましては、学校側とも十分協議を重ねた中で、このスケジュールに沿った形で進めてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 詳しく説明いただきましたけれども、そうしますと、16日の引っ越し準備から始まりまして、23日、新校舎へ行っての引っ越し後の整理ということの中で、生徒たちはその間、授業というのは行われるんでしょうか。それとも、この備品の準備ですとか引っ越し後の整理というものは、生徒が携わるようになるものなんですか。お願いします。

議長（八角健一君） 教育課長、林英次君。

教育課長（林 英次君） 一、二年生につきましては、直接引っ越し作業に携わりません。授業を主にやることとなります。

以上でございます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 開校スケジュールについては、今のようなスケジュールで進むということですので、生徒たちにも余り手をわずらわせないようにお願いしたいと思います。

それから、スケジュールの中で、開校に当たってのスケジュールと、その後、引っ越した後の現中学校のスケジュールについてもお伺いしたいと思っておったんですけども、この予定でいきますと、3月20日から22日の3連休で大きな引っ越しが終わるということです。その後、現校舎のほうはどのようになるのか。それもスケジュールということであわせてお伺いしたいと思います。

議長（八角健一君） 教育課長、林英次君。

教育課長（林 英次君） 現校舎につきましては、引っ越しが終わった時点では、それぞれの備品関係については、とりあえずはそのままの状況ということになるかと思えます。議員が心配されているのは、現有備品を今後、不要なもの、あるいは廃棄すべきもの、そうい

うものの対応をどうなされるのかということかと思えますけれども、ということによろしいでしょうか。

当然、学校側では、引っ越しに伴いまして、現有備品と新規に買うものがございます。現有備品についてはどのように対応されるのかということでございますけれども、実は、備品台帳を整理いたしましたところ、現有備品が661品目、点数にいたしますと2,908点の備品が備品台帳から今はじき出されたものでございますけれども、このうち469品目、1,202点、これを移転、現有備品を移転するというところで現在考えております。

また、不要なものにつきましては、192品目、1,706点不要なものということで、これらはいずれも備品台帳の耐用年数等から判断をいたしまして、不要なものはそのまま学校に残す、使えるものは新校舎のほうへ持っていくということで対応いたします。

残っている現有備品をどうするのかということでございますけれども、これにつきましては、一たん新しいほうへ現有備品を持っていった中で、さらに、恐らく新校舎で今後、授業を進めていく中で、あ、あれも必要だった、これも必要だったなというものが当然出てくるかと思えます。そういうものについて、しばらく現校舎のほうにそのまま残しておきまして、そして一定期間が終了した中で、使えるものについては町内の各小学校あるいは保育所、そういうところでまだ使えるものがあれば、それを再活用してもらおうという対応をしたいというように考えています。

その中でもさらに廃品となりました、もうそれでも使わないというものがありましたら、その辺については、またその対応をどうするかというものを含めまして、今後検討してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 経費節約の折から、今ある備品を再活用、再々活用ということで配慮いただいていることは非常にありがたいと思います。そのような中で、本当にまず現横芝中学校で、そしてまた町内の小・中学校で必要でないものというもののなかから、例えばですけども、公用車を売却して町の財産として活用するというのもありましたように、学校の中のそのような設備、備品ですね。そういうものの中でそういう点を考えるということではできないのでしょうか。以前から何度か伺いましたことあるんですけども、そういうことが可能なのか、伺いたいと思います。

議長（八角健一君） 教育課長、林英次君。

教育課長（林 英次君） あくまでも公有財産ということでございますので、処分の方法については、今後また検討していく必要があるかなというように考えております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） わかりました。

学校関係最後で、先ほども上町区に対して既に回答をされているということでありましたけれども、どのようになるのかの最終的な結論はまだ出ないんでしょうけれども、解体撤去で更地にする工事と、また上町区に対して部分的に貸与するなり、上町区で管理してもらうにしても、その部分を仕切ったりということは必要になってくるのではないかと思います。現在ある面積すべてをそのようなことで活用するわけではなく、上町区としても、それほど広い面積ではなく、使いやすい規模というのがあると思いますので、その辺を考えたときに、一体として更地の整備をする段階で組み込んでしまえば、後々経費がかからなくていいのではないかなと思うんですけれども、そういう点はどのようにお考えですか。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 議員おっしゃられるとおり、残るといふか、大体ほとんどの部分が残るような形になるかと思えますけれども、それも含めて一体的に考え処理していくのがやはり合理的だと思っております。多分そのように事は進ませていただくことになるかと存じます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） なるべくそのようにして、経費負担かからないようお願いしたいわけですが、この中で、中学校にある思い出の品ですとか記念品というものは、すべてを使うということではできないかと思えますけれども、たまた、もう用が済んだから撤去してしまう、壊してしまうということではなく、そういうものも幾らかでも残せるようなことはあわせて考えられないものか、お伺いいたします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 今、実際検討もしているところです。それがあと、実際のところまだ、上町区のほうに対する広場というか、コミュニティー広場というものの自体もまだ机上にも乗っていない状態の中で、それも含めて検討の対象として考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） それでは、中学校のほうは以上にいたしまして、町づくり座談会についてお伺いいたします。

残り5会場となりましたけれども、これまでのところ、共通な課題として出されたものに東陽病院の問題があったかと思えます。9月の議会でも一般質問でも出ておりましたように、東陽病院について、私ではないんですけれども、その話もありましたように、東陽病院の運営検討委員会の紹介も座談会の中で町長から話をされました。参加された方の中には、東陽病院運営検討委員会のメンバーを聞いてみると、やはり内部の人間しかいないんじゃないだろうか、日本相撲協会のようにはなってほしくないというような話がありました。これについて、外部の委員をいかに入れていくのかというのは今後の話になるかと思うんですけれども、例えば、成東病院が経営アドバイザーの長さんを入れて、今、改革に向けての協議も進んでいると。かなり外部の厳しい意見も入っているということで聞いておりますので、その点、今後どうなるのかをお伺いしたいと思います。

また、町長は、東陽病院について、一部、評判というものもその場で話をされていましたが、管理者である町長が言うぐらいでありますので、そこにいた町民の中では、確かにすごく親切だったという方と、その逆であったという方とあります。対応にこのようにぶれがあるというのは、1つの企業と考えた場合には、ちょっとマイナス点じゃないかなと思いますので、そういう点もあわせた検討を今後どのように進められるのか。2点お願いいたします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） まず、運営検討委員会のほうで民間からというか、外部からの起用をいかがという問題が1点ございまして、それについては、別段、外部から入れることも検討してもよろしいのかなと思ってはおります。しかしながら、現段階の問題で、成東病院で長隆さんと呼んでやっているというのも聞いておって、その成果がどういうふうになっているのかなというのも含めて検討の対象にしなければならないかと思っております。

現実問題、病院経営というのは、それこそ、その地域地域でかなり違うものがあるのかなと。それをただ単に経営アドバイザーとしてパートの方でも入れることによって、そういうことをすることが果たして本当に実のある病院の改革ですとか運営の改革につながるかどうかというのは非常に疑問な部分がございます、実は、過去に入れたことがございまして、その辺の中でもなかなかそれが、言うはやすくするのは難しいような状況がある部分もござい

ますので、まず内部からの意識改革も必ずや必要ではあるのかなと思っている中で、現実問題、ある部分、やっと幾分かの成果が見え始めているのかなというような状況でございます。今、私、事務所のほうに申し上げているのは、看護師の集まりの中に私が直接行って、なかなかその検討委員会だけでは話が末端といいたいでしょうか、全職員に伝わらない部分もあるかと思っておりますので、そういう部分についても全職員に伝わるように、今ちょっと時間の調整なりをしているようなところでございます。

将来的にそういう外部を入れるということも間違っていないと思っておりますし、その辺についても今後、検討をしていく必要があるのかなというように考えております。

それとあわせて、その評判の云々という問題の中で、いろんな人それぞれ、患者さんそれぞれによってとらえ方の違いもあるのかなとは思いますが、幾分、そういう評判の悪かった部分も認めざるを得ないところもあります。そして、それについては真摯に受けとめながら、私どもとしては評判の悪い部分も聞いていると。それは事実でございますので、そうした中でなるべくそれを改革できるような部分で今後とも努力を重ねていきたいと思っております。

以上でよろしゅうございましょうか。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 病院については、地域の住民は、やはり東陽病院はここにあってほしいという希望が多くあるために、各座談会の会場でも話題に出るんだと思います。安心して任せられる東陽病院というものを目指していただきたいと考えております。

その中で医師確保ですけれども、現在、内科医、外科医、整形外科、安定して7人の常勤医がいるということではありますが、その医者をふやす方法というのは何かないものかということで、先般、その座談会に出た方の中から出た案なんですけれども、東陽病院を大学病院の研修先としての位置づけをすることにより医師を呼ぶとができるのではないかと。そういう事例をして医師をふやしている病院が地域にあるそうです。そういう実例を出してアドバイスしてくれる町民が外部にもいますので、外部の声もよく聞きながら、またあわせて、せっかく検討されているという内容をもっと外部に広めたほうがよいのではないかと考えるんですけれども、そのことによって住民と病院の意思疎通、そういうものも図れると考えるんですが、そういう点をもっとオープンにして、住民に東陽病院を魅力あるものにしたらどうかと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

議長（八角健一君） 病院事務長、田鍋悦央君。

東陽病院事務長（田鍋悦央君） ただいまのご質問の医師確保策ということでございますけれども、現在のところ、いろいろな形、直接千葉大への要望ですとか、そのほかに、今、いろんな医師を紹介するような人材紹介会社というようなところがあります。そういったところにもお願いをしながら探しているところでございます。

特に内科は常勤医師が4人いるということで、比較的充実した状態なのかなというふうに考えておりますが、外科につきましては今1名体制ということで、当然、手術ができるような体制ではありません。そういった意味で外科の確保も重要な課題なのかなということで、来年度は、自治医科大の派遣等も含めまして、外科、内科とも要望しているところでございます。また、そういう人材の派遣、医師の派遣会社からも、時々、勤務先を探している医師がいるというような情報をいただくことがあるんですが、まだ現実的にそれが当院への就職にまでつながった例はございませんけれども、今後、そういったことにはいろいろな方法を考えながら努めていきたいというふうに考えています。

また、研修病院の指定というお話もありましたけれども、研修病院ということでは、それなりの症例がある病院ではないとなかなか指定を受けられないというような問題もあるかと思っておりますので、そういったような形がとれるのは理想的だと思いますけれども、そういった意味では名医師の確保等にも努めながらそういったことを目指す。

また、議員おっしゃられましたように、この地域に必要な病院であるためにはどういった形態の病院がいいのか、そういった必要とされる形態は、検討委員会等でも考えながら模索していくことも大切なことだというふうには考えてございます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 今自分が言ったのは少し違いまして、東陽病院に指導員を置いて、例えば東金病院のような指導員を置いて、ここを研修医の指定をとる病院とするのではなく、千葉大なら千葉大の研修先として連携をとって、研修医も派遣できるという、そういう制度で実際に医師数をふやしている地方の病院があるということ、まちづくり座談会の場で実際に教えてくれる町民がいました。中で一生懸命考えている人の意見ですと、指定をとってという、すごい莫大な事務量にもなるでしょうし、問題が起きますけれども、東陽病院でそれをすべて行うというのではなく、東陽病院が千葉大との連携を高めるという中で医師が確保できるという方策の1つを住民は教えてくれたということ、今言ったわけでありますので、そういうのも参考にして地域と連携をとってほしいと思うんですけれども。そちらをちょっと伺いたいんですが。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 病院には、ご承知のとおり、一次救急、二次救急、三次救急、その規模、医者の数によっていろいろな役割分担というのがある中で、東陽病院は、基本的には今、内科が町立の病院の中で症的に、正直なところ、極めて複雑な難しい手術ですとかがん治療ですとか、そういう部分の中で基本的には内科の病院に位置づけがされている中で、先ほど事務長からのお話の中で、症例数の問題も含めて、お願いすることは、してみても問題ないことなんですけれども、それを千葉大学のほうでも受け入れられるような状況ではないように考えてはおります。しかしながら、そういう町民のお話もあったことでございますので、せっかくでございますからお願いはしてみようかなと思っていますし、それによって、実際の今のドクターのフォーメーションがどのように変わるのか、また、今の人員でできるのか。

現実問題、今、事務長からも話があったとおり、外科医の要望もしているところでありますけれども、皆さんご承知のとおり、抜本的な医師不足の中でそれがなされていない状況であるのが事実でございますので、それよりも一歩先を進んだ病院間での連携のほうにも話が進んでいる状況もありますので、難しいお話なのかなというような認識を持っております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君に申し上げます。

通告の一般質問とちょっとかけ離れているようでございますので、質問を変えていただきたいと思えます。

齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 少し脱線したようで、申しわけありません。まちづくり座談会全般に出てきている意見でありましたので、その中の大勢、概要ということで伺いたいと思っております。

まちづくり座談会、本当にいろんな意見が出ました。それをすべて町として要望を聞くことはちょっと不可能ではないかなと考えますけれども、その中でとにかく一番多かったのは病院関係、そして地域の道路、さらに財政についてはどうかということの3点は各座談会会場でも出てましたし、病院に関しては関心の多いところであったので、少し過ぎたことをおわびいたします。

2つ目に多かった道路関係なんですけれども、道路関係の中でも周辺の道路ということがまず多かったと思えます。側溝が壊れているとか穴があいているとかいうことから始まって、通学路としての道路はどうなんだという質問も多くありました。

1 点目の質問でも行いましたように、中学校が3月に完成します。中学校に関する通学路として、下総線バイパスも期待されておりますし、大総新道の歩道整備なども要望がされております。道路の中でも優先順位をつけて、緊急性を持ってということ町長は常に言いますけれども、そういう点から考えたら、今の下総線バイパスから大総新道にかけての部分というのは第一義ではないかと思うんですが、その進捗状況、それから進め方についてお伺いいたします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 地区座談会で通学道路のご要望ですとか来ております。しかしながら、下総線バイパス西の山武線。県のほうの仕事ということで、常日ごろ、私どもも要望活動をやっております。下総線バイパスにつきましては、一部、なかなかご理解のいただけない地権者に対しましても、この中の議会議員の皆様方にも積極的にご助言・ご指導いただきながら進めているわけでございます。そうした中で、今後ともその部分につきましては、県山武整備センターのほうにこれからもお願いをし、私どももできることの協力をこれからはしていかなければならないと考えております。

また、町道関係の部分につきましては、やはり緊急性、優先性を財政状況をかんがみながら進めていかなければならないということになっておるわけでございます。そうした中で、通学路として、子供たちの安全・安心を図る上で極めて重要な優先順位になっているかと思っておりますので、今後ともできる限りの努力をしてみたいと考えております。

そして、各通学道路のみならず、地区座談会での道路に対する要望の問題につきましては、今年度からということですがけれども、ともかく文書による地区に対する回答を、要望を受けとただけで何の返事もないというご指摘も多々受けていたところもございまして、それについては、文書による回答をその総務委員さんあてに出すようにこれから徹底をしたいなと思っております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 子供たちの通学の安全というのも非常に座談会の中でも多く出ておまして、通学路がある部分、町の生活道路にもなっておりますので、あわせて整備の計画を出して、時間的な工程もあわせて回答していただけるとありがたいと思います。

また、子供たちの安全ということの中で、町長が座談会の中で小学校の統廃合についても触れられておまして、その場でざっくばらんな座談会であったからよいのかもしれませんが

けれども、少子・高齢化の中から昨年度161人しか子供が生まれていない中で、本当に人数の少ない小学校のある地区では必ず座談会の場でも出ましたし、それに対する町長の答弁から、既にそれが決まったのかというふうに話が飛躍してしまって伝わっている部分があります。こういうことを進めるに当たっては、非常に慎重の上にも慎重に進めていただかなければいけない問題であると思うんですけれども、その辺、町長はどのように答えていかれるつもりか、お伺いいたします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 議員おっしゃるとおり、今まで歴史のある小学校にしる中学校にしる、それを統合、結果的には廃校という形にならざるを得ないような状況が今後、近隣でも現実にもうあらわれていますし、今後、当町におきましても、この波は避けて通れないのかなというふうに思っているところでありますけれども、当然のことながら、その長い歴史をかんがみ中での地域との話し合い、そして何よりもそこに通学している子供たちのためにどういうふうになるかということを経験的に判断した中で、極めて慎重に進めていかなければならないことだと思っておりますので、今後、その話が出てきたときにつきましては、当然、子供たちのために何が一番いいのか、そういう優先順位もありますけれども、またそれを今まで支えてきた地域の皆さんの思いもあると思うので、そういうようなお話の中で慎重に対応していきたいと考えております。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 非常に多くの意見の出たまちづくり座談会でありますけれども、言葉が悪いかもしれませんが、何でも聞いてしまうという御用聞きのような座談会ではなく、その中から建設的な意見をまとめて、町の方向性なり、それから事業の進捗についての優先順位をつける参考にしていただきながら事業を進めていただくことをお願いして、次に空港の問題で、もう何点かお伺いいたします。

空港の安全に関しては、国土交通省のほうへも、町それから空港会社を通して、何度も要望していただいているということではありますが、やはりこういう事故が起きてしまうと、町民の中では非常に大きな不安となります。そういう場合に、町としてもこういうアピールをしているということ、それからどのような要望を国に対して行ったかということ町民にきちんと伝えるべきではないかと思うんですが。

今のお話ですと、例えばいろんな4者協議であったりとか国際空港都市づくり推進会議ですとか、そういう場で大きな力として言っているのかというのがわかりません。実際どのよ

うな要望活動をされているのか、お伺いしたいと思います。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 実は、このことにつきましては、先般、成田で4者協議が行われました。この4者協議と成田国際空港都市づくり推進会議と相反する考え方で、私はそう認識をしているんですけども、成田国際空港都市づくり推進会議は、空港の潜在能力を十分発揮した中で、その恩恵として都市づくりを考えるのが、ある意味プラス面を考えるのが都市づくり推進会議だと、そういう認識でありますし、そういう認識で進んでいるはずでございます。

また逆に、騒音問題ですとかそういう落下物の問題については4者協議、国といういわゆる国土交通省、そして千葉県、空港会社、それと周辺自治体、この4者が集まる4者協議の会議がございまして、その4者協議の中で、山武市に対する落下物のことについて、国土交通省からの報告がこの場でないのはいかがなものかということを私みずからの口でその場で申し上げまして、それについてこのような回答をもらったわけでございます。

ともかく横芝光町は、落下物ではこの9市町の中でも一番多いと認識しておりますし、その部分については、非常に町民も心配が大きいのかなというように考えておりますので、これからもそういった部分をどのように町民に伝えるかという問題になりますと、今、齊藤議員おっしゃられているように、拡大解釈をされてもまたいろいろと支障もある部分で、今後、それについては担当部局、空港対策室長、企画財政課、また内部で一度協議をさせてもらった中で、この場でお答えできないのは申しわけないんですけども、慎重な対応も必要なものではないかなと考えております。

これについては、時改めましてまたご回答させていただくということでご容赦願いたいと存じます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 空港との問題は、何も今回の落下物から始まったわけではなくて、もう飛行機が飛び始めてから、旧横芝時代、ずっと話をしてきたはずの問題であります。ここで、合併後、横芝光町になったからといって、空港との関係が後退してしまったのでは、2本の飛行コースを抱えている町としても、もっと空港に対して積極的に、マイナス面だけ言うのではなくて、以前のようにプラスも言う、マイナスも言う、両面あわせて話をしていかなければ、実際何か問題があったときにもスムーズな情報伝達も行われないうであります。

し、例えば今回のように、内部で協議をしなきゃいけないことがたくさんふえてしまっています。そういうならないようにそれ以前から、例えば空港会社とのいろんな協議をする場を設けるですとか……。芝山町は共栄委員会というのをなぜつくったかという、やはり今までの反対活動も多かったという中から、いろんな要望をするたたき台の場として共栄委員会をつくっているというふうに言われておりますので、この横芝光町でも、まあそこまでのものは、以前に質問したときにも無理だというお話でありましたけれども、空港と町がひざを交えて話をする、協議をする場というのを何とかつくるべきではないかなと考えております。それはマイナス面だけではありません。マイナスもプラスも含めてつくるべきであると思うんですけれども、現状、今は空港会社との親睦を図ることから始まっているのかなという感じがするんですけれども、町長、議長が行かれるだけではなく、議員もいろんな立場で意見がありますので、以前のように集まれる場というのをつukれないものか。せめてそのぐらいであれば、共栄委員会とは言わなくてもできるんじゃないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 今、議員おっしゃったとおり、ある部分、諸刃の剣と申しましょうか、空港会社に対してそういう負の部分での物を具申する、話の裏腹。今の横芝光町の財政状況の中で、5億円近い交付金を回してもらっているというような部分もありまして、そういう部分の相反しているところがあるわけございまして、芝山には共栄委員会があるというのは私も存じておりますけれども、それがどのような成果を生んでおるのかなという点については、いささか疑問があります。

現時点の中で、横芝光町は、空港会社とのコミュニケーションは極めて良好な状況にあると考えております。そうした中で、先般の夏に行われました、議会議員皆様のご参加いただきました地引き網も、空港会社の職員の子供たちも含めてそういうような状況になっていることは非常に素晴らしいことであると思っております。先般のバーベキュー大会につきましては、雨天ということで残念ながら挙行することができませんでしたけれども、今後とも議員さんを含めて、いろいろな部分でコミュニケーションをより深めるための方策というのも今後必要なものだと考えておりますので、私ども含め議会の皆様方についても、よろしくご協力を願えればありがたいなと思っております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） そういう懇親の場からいろいろな話が始まるのは十分承知しておりますが、ぜひそういう場に発展するように、町長、リーダーシップをとっていただきたいと思っております。

また、空港に関しては、成田財特法というのがありまして、平成20年度で期限を迎える法律であります。この財特法というのは、空港をここへ開港するに当たっての周辺整備に対する特別な法律ではあるんですけども、これが平成20年度で期限を迎えてしまう。これについて、当然、周辺の自治体としては、延長を要求するべきでありますし、また、要求する際には、現在、成田市、芝山町だけがその事業を行っておるんですけども、この横芝光町でもそれに対応できるような事業ができないものなのか。先ほどの交付金の問題とは別に、これは重要な問題であると思うので、これをお伺いして質問とさせていただきます。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 先般、財特法の延長につきましては、要望書を各県内国会議員、衆議院議員、参議院議員全員にお願いをしに行ってきたところでございます。しかしながら、空港とのかかわり合いの方の中で、この財特法だけに絞られる問題ではなくて、地域全体のスキルアップを考える成田空港都市づくり推進会議というものを立ち上げた中で、9市町が均衡ある発展をするにはどうしたらいいかというような問題提起がメインテーマで進められていると考えておりますので、今後、そういった部分にトータルで、成田空港をこの地域の宝だという位置づけをより明確化させていくことによって、言うなれば不均衡の幾ばくかの是正にもなっていくのかなというふうに考えております。

ただ、現実の問題として、成田市、芝山町については、特段のものがあるということについては認めざるを得ません。しかしながら、そうした部分については、やっぱりそれなりの今までの歴史的な背景も含めて、トータルに考えていかなければなりませんし、先般、政務報告でもお話を申し上げさせていただいたヨーロッパ視察での最後のキーワードは、妥協と融和、この2つの言葉が今後のこの地域を推進するに当たってキーポイントになるのではないかなというようなある部分の結論を見出してまいりましたので、その部分についても十分検討した中で、横芝光町についても成田、芝山に負けないような発展を目指せるような、より均衡ある発展を目指せるように今後とも努力をしてまいる所存でございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 以上で齊藤隆君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は午後 2 時 15 分とします。

(午後 2 時 0 0 分)

議長(八角健一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2 時 1 5 分)

森 川 忠 君

議長(八角健一君) 一般質問を続けます。

森川忠君。

〔 2 番議員 森川 忠君登壇 〕

2 番(森川 忠君) それでは、議長のお許しを得ましたので、議席番号 2 番、森川忠でございます。通告に従いまして、財政関係で 2 点、環境衛生関係、防災関係、教育関係でのおの 1 点ずつの都合 5 点について質問させていただきます。

本年、平成 20 年も、はや残すところ一月を切り、師も走ると言われる師走を迎えました。ことしもさまざまな出来事が国内外で起こりました。主だったところでは、災害関係、マンマーのサイクロンで 14 万人の死者、行方不明者、隣国中国四川省の大地震では 8 万 7,000 人の死者、行方不明者、それぞれ被災者も 1,000 万人を超えるという未曾有の大災害がありました。

国内でも、岩手・宮城でマグニチュード 7.2 の地震が発生し、7 月には、ゲリラ豪雨で多くの方が犠牲となりました。また、北海道洞爺湖サミットでも、世界的な異常気象が CO₂ などによる地球温暖化によるとされ、排出量の削減目標も採択されました。食の安全に関しても、毒入りギョーザ、汚染米による影響も身近で見受けられ、経済に目を向けると、4 月のガソリン暫定税率の執行、7 月にはアメリカ W T I の価格も過去最高の 170 ドルを超え、大手証券会社リーマン・ブラザーズ社の破綻、サブプライムローン問題に端を発した金融不安の深刻化で日本の経済にも多大な影響があり、現在も続いているといっても過言ではありません。

アメリカでは、来年からは黒人初の大統領、オバマ氏が選任され、大いに期待されております。残念ながら日本では、福田首相が半ばにして辞任され、麻生総理大臣が現在引き続き頑張っておられますが、最後までお務めいただきたいと期待します。

一方で、うれしい、喜ばしい出来事もたくさんありました。中国の北京オリンピックでの日本人の活躍、ノーベル賞には4人の方が受賞されるという大変喜ばしいことがありました。来年こそは、痛ましく不幸な事件・事故が起こらないことを祈念して、質問に移らせていただきます。

まず最初に、公会計の整備推進についてお伺いいたします。

平成19年10月17日付で、総務省自治財務局長から、公会計の整備推進についてと題した通知があり、既に本町にも連絡されていると思いますが、その通知に対しどのように対応されているのか、実情と考え方についてお伺いいたします。

まず、通知に対してどのように受けとめておられるか。また、情報の開示に取り組む姿勢についてお伺いいたします。

町村と人口3万人未満の都市は、平成23年までに貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の整備または作成に必要な情報の開示に取り組むことになっております。公表に当たっては、住民にわかりやすいように留意すべきであると示されておりますが、現在の職員でさきに述べた指標に通暁されている職員がどれくらいおられるのか。また、住民にわかりやすく公表するためには、担当の職員の教育を取り急ぎ行うべきと思いますが、どのような対応をとっておられるのか、お伺いいたします。

財政関係の2点目で、町保有の、または契約で借りている遊休資産の利用・活用についてお伺いします。

現在、当町には、多くの遊休資産・財産があります。その中でも特に第二松丘園わきの空き地は、平成5年より契約で、年間340万円余りの地代を支払いお借りしているのですが、一体何のために、また今後どのように利用・活用されるのか、お伺いいたします。

続いて、環境衛生関係で食の安全についてお伺いいたします。

町営東陽食肉センターで大量に使用されております井戸水の検査の状況、並びに学校給食センターの食材の安全の確認、そして残菜のリサイクルについてお伺いいたします。

先ごろ、大手ハムメーカーの柏にある東京工場でくみ上げた地下水から、基準値の0.01ミリグラム/リッターを超える値、0.02から0.03ミリグラム/リッターのシアン化合物及び塩化シオンというものが検出されたそうです。ハム等の多くの製品の回収がなされ、消費者の不安をまよりました。

現在、東陽食肉センターは、所長を初め従業員の方々、ご利用いただいている多くの業者の皆様のご努力のおかげで、開所以来、黒字経営をされており、町民としてありがたく、ま

た誇りに感じているところでございます。

しかし、昨今問われている食の安全で、1つのミス・不祥事により、一気に経営が悪化したり、倒産するケースも多く見られます。

そこで、井戸水の水質検査は、どのような項目で、年に何回程度行われているのか、お伺いいたします。

また、学校給食センターの食材等の安全確認はどうされているのか、お伺いします。

そして、調理の際、また食べ残し等でくず等の残菜が多く出るとは思いますが、処理の方法として、最近では、県内近隣といえましょうか、リサイクルをして、肥料等に利用されている自治体も多く見受けられます。

当町では、今後、そのような計画があれば、お示し願いたいと思います。

最後に、防災関係についてお伺いいたします。

昨年暮れ栗山地区で、そして、ご存じと思いますが、ことし10月には横芝曾根合地区で大きな火災が発生いたしました。残念ながら、ともに全焼してしまうという結果になりました。

そんな中でも、栗山地区の健康福祉センター「プラム」の西側に当たります火災、昨年起きましたが、調べさせていただきますと、水利が消火栓が1カ所のみしかなく、近所にお住まいの方からも、水利にちょっと問題があるんじゃないかという声を聞きました。

また、10月に起きた曾根合地区の火災でも、水利が少なく、栗山川の支川から消防団による中継で、たしか七、八台の消防車で中継をして給水を行っておりました。

そこでお尋ねいたします。町内の消火栓、防火水槽の常設などについて、今後どのような計画があるのか。水利の少ない地域への対応はどのようにしていくのか、お伺いいたします。

そして、消防団の中継訓練も行っておりますが、今後はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

最後に、教育関係について、町立図書館の利用についてであります。

当町立図書館は、県内東総地区でも有数の所蔵数、利用者数、貸し出しを誇る自慢の図書館であります。現在は、休館日が毎月曜日と、毎月第1火曜日及び年間数日の館内整理日を設けております。ことしは特に月曜日に振りかえ休日が多く、休日は楽しみにして本を読みたいという方が、お借りしたいという方がたくさんおられるので、開館してほしいという声を多く聞きます。このような月曜日の休日には開館していただき、翌日を休館日に変えてはいかがでしょうか。

そこで、曜日別の利用者数、入館者数などの利用状況、そして、今後、休館日を変えるこ

とに対してどのようなお考えをお持ちなのか、お尋ねいたします。

町長を初め担当課長には明快な答弁を求め、壇上からの質問を終わらせていただきます。
よろしく願いいたします。

〔2番議員 森川 忠君降壇〕

議長（八角健一君） 森川忠君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 森川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私からは、町保有の遊休資産の利用・活用についてのご質問にお答えをし、そのほかのご質問については、各担当課長、班長からの答弁となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、町保有の遊休資産の利用・活用についてでございますが、ご質問の第二松丘園わきの土地の経緯につきましては、平成5年11月1日付で、11名の地権者から賃借している土地でございます。当時、特別養護老人ホーム、老人保健施設等の建設計画を社会福祉法人九十九里ホームが計画していたことから、建設用地に必要な土地1万3,740平米を賃借したものでございます。

その後、平成9年4月1日に特別養護老人ホーム第二松丘園が開設されましたが、老人保健施設については建設が見合わされ、結果として同施設の敷地分8,477平米が遊休地となり、議員のご指摘のとおり、年額322万円の賃借料に加え、草刈り等の維持管理費として30万円の予算を計上している状況にあります。

このことから、早急に方向づけを検討する必要がある土地として、ことし5月に開催されました公有財産利用検討委員会でも、取り扱いについて再度協議がなされたところでございます。

検討委員会では、担当課を通して社会福祉法人九十九里ホームへ老人保健施設建設の実現性についての確認をとりましたところ、高齢化社会の進展の状況からも施設の必要性について訴え、遊休地の福祉を目的とした有効利用を図りたいとの考えを示しております。しかしながら、九十九里ホームにしましても、具体的な事業計画等は示されておりました。

現在の町の財政状況では、借地料を支払いながら遊休地としておく余裕はないとの意見も出ているところではありますが、現在、再度、社会福祉法人九十九里ホームへの利用を促すとともに、福祉施設にとらわれず、多角的な角度でも利用を検討しておるところでございます。

す。ひとつご理解を賜りたいと存じます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、企画財政課長、高蝶文徳君。

〔企画財政課長 高蝶文徳君登壇〕

企画財政課長（高蝶文徳君） それでは、森川議員お尋ねの1点目、公会計の整備推進についてお答えいたします。

公会計の整備推進については、議員もご承知のとおり、3万人未満の都市、または取り組みが進んでいない自治体は、平成23年の秋をめどに情報の開示に取り組むことになっています。

公会計の手法といたしましては、基準モデルと総務省改定モデルの2つがあり、県内自治体や山武郡市の各市町におきましては、総務省改定モデルにより作成を検討している自治体が多いことから、当町におきましても、総務省改定モデルを採用する方向で準備を進めているところであります。

基準モデルを選択した場合には、支払伝票ごとに仕訳を行う必要があることから、一括返還方式でも都度返還方式でもその作業負担が生じることとなり、さらに、1つの取引に対して通常仕訳と財源仕訳の2つの仕訳を行わなければならないことから、そのための職員研修が必要となってくるものと思われまます。

一方、総務省改定モデルにより財務4表、先ほど議員も申されました貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書、これらの財務4表を作成する場合には、もとデータが総務省の決算統計をベースにしていることから、仕訳に関しては基準モデルほど煩雑な仕訳がなされないため、このような意味では特段の職員研修は必要ないものと考えております。

しかしながら、民間と同質の財務諸表を整備し、透明性の高い財務情報を住民等に提供することで外部に対する説明責任の充実を図ることや、財務諸表から把握できるストック情報、コスト情報を財務状況の分析、事業評価及び予算編成などに活用することで効率的・効果的な自治体経営を行うとの意味では、職員への教育が必要であろうと考えております。

いずれにいたしましても、各自治体においては、計画的に取り組みを進めていくことが求められておりますので、財政的な負担や職員の負担を考慮すれば、全庁的な協力も得ながら作業を平準化、軽減することも必要であり、作業内容の優先順位や負担の平準化、軽減も視

野に入れ、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、総務省改定モデルを採用する場合にあっても、若干のシステム改修が必要となりますが、平成21年度の当初予算への計上は困難な状況にあることから、議会のご理解をいただきながら、補正予算での対応によりお願いする予定であります。

〔企画財政課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、食肉センター所長、土屋文雄君。

〔食肉センター所長 土屋文雄君登壇〕

食肉センター所長（土屋文雄君） それでは、森川議員のご質問の食の安全についての第1点目、食肉センター利用の井戸水の検査状況についてお答えを申し上げます。

食肉センターでは、と畜に必要な水は、1日平均600トンから700トン程度の井戸水を使用しております。

水質検査の状況でございますけれども、と畜場法、食品衛生法に基づきまして、年1回、定期的に専門業者に検査を委託しております。

検査項目につきましては、10項目でございます。

水につきましては、原水、もとの水及び受水槽内の水の検査を実施しております。

いずれも、検査の状況につきましては、特に問題はなく、過去においても、すべて適合の判定が出ているところであります。

今後とも、安全な給水のもと使用しているところでございますので、よろしく願いしたいと思っております。

〔食肉センター所長 土屋文雄君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、教育課長、林英次君。

〔教育課長 林 英次君登壇〕

教育課長（林 英次君） 続きまして、給食センターでの食材の安全確認、残菜等のリサイクルについてお答えをいたします。

ご質問のありました、大手ハムメーカーの東京工場の地下水から基準値を超えるシアン化合物が検出され、同社が製造した商品を自主回収した事件であります。当町においては、両給食センターともに上水道を使用しておりまして、この件での問題はございません。

次に、残滓等のリサイクルであります。横芝給食センターでは、給食終了後、残菜を回収し、町内在住の養豚業者に処理を依頼しているところでございます。また、光給食センターでは、環境衛生組合に生ごみとして処理を依頼しているところでございます。

他の、先ほどの議員の先進事例等を確認いたしましたところ、リサイクル料金が若干割高であると思われることから、経費節減の折、当面は現在の処理方法で実施していくことになろうかと思いますが、町では現在、老朽化した横芝、光両給食センターを統合し、より安心・安全な給食を提供できる学校給食センターの建設計画を進めております。

横芝光町学校給食センター建設委員会の協議を経て、プロポーザル方式により設計業務を委託することに決定しており、今後、町が設計業者と協議を進める中で、生ごみの発生及び排出を抑制し、再資源化を促進できるような施設計画を目指してまいります。

また、去る9月20日に県教育委員会から、光学校給食センターで使用した食材の一部に事故米が含まれていたとの発表があり、保護者または関係の方々に多大なご心配をおかけいたしました。その後の調査により事故米の混入がないことが判明し、県教育委員会から発表されたことをご報告させていただきます。

食材の納入については、栄養士が必ず立ち会い、検収簿に基づき、食材の品質等の点検を行っております。また、県の指導に基づき、年2回、食肉、野菜及び加工品等の食材3品目を抽出し、細菌検査を専門の検査機関に委託し、実施をいたしております。そのほか、必要に応じて、納入業者より報告書または証明書等を提出させております。

今後も、より安心・安全な学校給食を提供するために必要な措置を講じるよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

〔教育課長 林 英次君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、環境防災課防災班長、川島敏彦君。

〔環境防災課防災班長 川島敏彦君登壇〕

環境防災課防災班長（川島敏彦君） それでは、森川議員ご質問の防災関係、消火栓、防火水槽の現状についてお答えいたします。

消防法に基づき町で指定している消防水利は、消火栓、防火水槽、池、井戸などで、町全体では1,110カ所あり、消防水利の設置基準からいたしますと、おおむね充足していると思われま。

しかしながら、大型建築物や住宅密集地などで火災が発生した場合に水利が不足することもあることから、町では、このような地域に消防水利の設置を行っているところで、今年度も町内に防火水槽2基、消火栓5基を設置いたします。

今後も、町全体のバランスを考慮しながら、計画的に消防水利の設置並びに確保に努めていきたいと考えています。

また、消防団につきましては、町民の生命、財産を守るため、規律訓練、ポンプ操作訓練、ポンプ中継訓練、防災訓練を初め、各種訓練を行っています。中でも中継訓練につきましては、今後、より実績な訓練として実施してまいりたいと考えております。

〔環境防災課防災班長 川島敏彦君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、社会文化課長、高埜広和君。

〔社会文化課長 高埜広和君登壇〕

社会文化課長（高埜広和君） 図書館の利用状況と振りかえ休日の開館についてでございますが、まず、10月末現在の利用状況を申し上げますと、入館者は、4月から10月までの7カ月間、開館日数が179日間で14万75人でございます。

これを曜日別の平均利用者数で申し上げますと、火曜日が704人、水曜日が663人、木曜日が650人、金曜日が628人、土曜日が1,037人、日曜日が1,014人、1日平均で申し上げますと、783人でございます。

次に、振りかえ休日に当たる月曜日の開館でございますが、現在、図書館は、横芝光町図書館条例第3条で定めてあるとおり、毎週月曜日と第1火曜日の館内整理日、年末年始、蔵書点検期間など休館日を除きまして、年間295日開館しているところであります。

県内では、すべての祝日を休館としている図書館が多い中、当町では、町民の利用の機会をふやすということから、休館日と重なる場合を除きまして祝日も開館しておりますし、小・中学生などが夏休みとなります七、八月につきましては、閉館時間を1時間延長いたしまして利用者の利便性を図っているところでもあります。また、インターネットからも本の貸し出し予約や蔵書の検索、新刊情報など、さまざまな情報を発信し、24時間いつでも利用できる体制が整っております。

このような状況を踏まえますと、今後も現状の開館日数の範囲で工夫しながら利用していただければありがたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

〔社会文化課長 高埜広和君降壇〕

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） それでは、自席から再質問させていただきます。

まず、順番に従いまして、公会計の整備推進について。

先ほど、課長からは、方式を総務省の基準ではないモデルでやっていただくということで、これは全国的に進めてなければいけないことでもありますので、順次準備をしながらきちんと進めていっていただき、町民その他にもわかりやすく開示していただければと思っております。

す。

特に、モデル的に、全国的に、予定より早まって開示しております、県内では浦安市、流山市と思いましたが、いずれにしても、財政の比較的よしい自治体で、総務省のモデルとして出されているし、早目に出されている市は非常にいいわけですね。しかしながら、1を切る、当町も含めて、厳しい財政を運営している3万人以下の町村、また市では、これを公開することは今までの決算の公表の仕方からすると大変かと思えますけれども、町長も努力をされ、特に先ほど来、座談会の中で、私も数回お邪魔しましたけれども、町長のその明るいキャラクターで、ほぼ順調にと。その言葉を聞くと、住民がにこっと安心してるところでございますので、きちっと理詰めですばらしいんだよということも職員全員で勉強、ご理解いただき、また議会のほうも勉強したいと思いますので、今後、研修会等も予定していただければありがたいなということでございます。

次に、東陽病院わきの空き地、実は15年来、いろんな理由があって、福祉的なことに利用する予定でお借りしていたものが、もう15年ですか、何もないということは、実はゆゆしき問題であります、町長のお答えで、今後やはり福祉的なものに前向きに使っていくと。また、検討委員会の方々も、公の人間のみならず、できれば民間の方も入れていただき、真にその利用を図る方法を模索してはいかがでしょうか。そのようなことを提案させていただきますけれども、その辺がどのようにお考えかもお尋ねしたいと思います。

続きまして、食の安全についてであります、食肉センターの所長は、きちんと検査していると。ほっとしたところでございます。今後も、横芝光町の優秀な事業でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、給食センターの食材の安全確認、残菜ということですが、ご存じのとおり、CO₂の削減も含めて、そのリサイクルというのは非常に有効な手だてではないかと思っております。課長お答えのように、費用対効果だけを考えた場合、1袋40円の生ごみの袋で出せば、たしか十数万というふうにお聞きしましたけれども、しかし、その一部事務組合にも町としても拠出しているというわけもご理解いただきまして、今後は、近隣自治体でもそのリサイクルに関して、生ごみの処理機等を利用してやっている自治体も数多くございますので、ご検討願ひしたいと思います、その辺もお答え願ひしたいと思います。

リサイクルに関連しまして、町内の条例では、生ごみ処理機を購入した場合には、たしか2万円をマックスに補助金を出しておるかと思えますが、利用された方の人数、そしてリサイクルに関しますけれども、PTAとか子供会等が空き缶とか、そういう収集して資源ごみ

をお金にかえるんですけれども、その際にもたしか1キロ30円という補助金を出しているか
と思います。その辺の数字的なものもお教え願いたいと思います。

小さい自治体でも、生ごみ処理機を利用して、基本的に堆肥を有機肥料として使うという
ことでやっておるようだけれども、そこには子供たちの学習にも通ずることもあるし、ま
た、ごみは残さないというような教育にも通ずるかと思いますので、平成22年の給食センタ
ー設立の際には生ごみ処理機の導入も前向きにお考えいただきたいと思いますが、お尋ねし
たいと思います。

次に、防災関係で、消火栓、防火水槽が少ないではないかということで、川島班長のほう
から、ことしも予定でそれだけつくっておると。しかし、現実には、先ほど申しました健康
センター「プラム」裏の栗山地区ですけれども、1カ所しか整理がない。そしてまた現在、
1号線用水路は工事中。以前、私の住む東町も、1号線用水路には水をためていただいて、
それを利用するというので使わせていただいておりますが、東町地区も1号線に頼ってお
ったわけで、比較的防火水槽、消火栓が少ないのは事実でございますので、その辺の対応を
また町のほうでどのように。まあ、幾つかおつくりいただくことはお聞きしましたが、具体
的にお尋ねしたいと思います。

あと、消防団のほうでも、本当に大変ご苦労さまでございますけれども、中継訓練という
のは、水利の少ない地区においては、もうまさに命綱の訓練でございますので、ぜひとも確
実に水を給水、供給できるような訓練を願いたいと思います。

それで、最後の図書館の利用になります。高埜課長おっしゃってくれましたけれども、
住民の利用者の声として、まあ確かに、この例規集を見ると、休みはそうっております。
しかし、例えば公民館条例は、休みが月曜。ただし、事業に規定する休日が重なったときは
その翌日とし、さらに重なるときは、順次その翌日。やはり住民サービスを目指す当町にし
ては、本をお借りしたいとか読みたい、利用したいという声があれば、それにできる限り近
づけていただくとありがたいなと思っております。そこには図書館司書というものが必要な
わけですけれども、その司書の現状、そしてどのようなレファレンスをされておるのか、お
尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 今、何点かご質問をいただいたわけでございますけれども、まず、公
会計の財務内容の部分。今、町の財務内容を町民にもっとわかりやすく説明することが必要
なのかなと。毎年、決算時期には、広報を通じてやっておるわけでございますけれども、今

後、またより研究を重ねて、町民皆さんにわかりやすいような財務状況、内容を周知するように努力をしてみたいと思います。

次に、遊休地の検討委員会の件でございますけれども、そろそろ民間からのというか、一般からのというようなお話を受けているわけで、実は、この遊休地の検討委員会には私は入っておりませんで、ちょっとその内容については、今、委員長は企画財政課長がやっている状況になっております。そうした中で、ともかく今の段階におきましては、当面、行政の認識のある方での検討委員会のほうがより具現化しやすいのではないかなと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、給食の残菜などの生ごみ処理機の問題につきましては、この後、環境防災課のほうからお答えをさせますので、よろしく申し上げます。

それと、防火水槽の対応の件でございますけれども、先ほど来、環境防災課防災班長のほうからお示しがあつたとおり、基準におおむね充足していると思われるというような表現をさせてもらっているわけでございますけれども、ご承知のとおり、数がいっぱいあれば、当然のことながら、より一層の安全・安心、そしてより早い消火につながるのかなというように思いますが、しかしながら、何と申しましょうか、現在、質問の中で、近年の火災は全焼のケースが多く見受けられるのではないかなというお話をいただいたわけでありましてけれども、過去よりははるかに防火水槽の量もふえているのは事実でございますし、消火栓についてもふえている状況の中で、決してこういう状況が数字であらわれている状況ではございません。

森川議員も実際に地域の消防団活動の中で、現場で消防ホースを握ったこともおありかと存じますが、現実問題、40トンの防火水槽1個で、本当にもう火災になってしまった中で、すぐ消防車に対応したにしても、なかなか、火事の場合、すぐ消火に至らないという状況もご理解をいただけるのかなと。正直なところ、民家っていいましょうか、建物火災の場合、大概がぼやか全焼といいましょうか、全損という形になってしまっているのが今の、今というか、過去からの状況なのかなと。それにつきまして、今、消防自動車の配備につきましても、なるべく水槽付きの消防車を導入するように検討をさせているところでございまして、現在、数台は防火水槽付きの消防車を利用している現状にございますので、これをさらに進展させていく必要も、この安心・安全により一歩近づくのではないかなと考えております。

図書館の利用の件につきましては、本当におっしゃられるとおり、本来であれば、年中無

休のコンビニエンスが理想ではございます。しかしながら、今現在、職員数、臨時職員も含めて、本当に定員ぎりぎりの部分で行っておる中で、いま一度、開館数を多くすることについては、それこそ数名の、やはりあれだけ大きい規模の図書館でございますので、人員配備の件でより一層の部分の職員配備も必要とされてくるのかなと。その辺の部分も中庸をとった中で精いっぱいやっているつもりではございますので、ひとつご理解を賜ればありがたいなと思っております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 教育課長、林英次君。

教育課長（林 英次君） 先ほど、森川議員のご質問の中に、生ごみの処理、一部事務組合のほうに町予算から多額の支出をしているそういう中で、生ごみのリサイクル化を検討してはいかがかとのご質問だと思いますが、実は、これは松尾の環境衛生組合でございますけれども、平成8年の建設当時に生ごみのリサイクル化を検討した経緯がございます。

ちょっと確認をさせていただいたんですが、この処理方式は、油で揚げて乾燥化して飼料化するというような処理方式で、当時、四国のほうで先進町がありまして、そちらのほうに建設委員会で視察に行ったそうでございます。ただ、やはり経費が多額になるということから断念され、現在の施設で稼働しているというような状況のようでございます。

いずれにいたしましても、リサイクル化につきましては、ごみとして捨てる量を減らす、また残菜が役立つものに生まれ変わるということは、子供たちの食に関する意識の向上の観点からは必要だろうというように認識をいたしております。

ということから、今後、22年度建設予定の新しい給食センター建設の設計の段階で、なるべくごみが出ないように、また残菜が処理できるような方法を検討してまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（八角健一君） 環境防災課防災班長、川島敏彦君。

環境防災課防災班長（川島敏彦君） それでは、私のほうからは、ごみの関係でちょっと何点かご説明させていただきます。

先ほど質問にありました電動の生ごみ処理機械の設置補助金の関係でございますが、これは、機械の購入の3分の1を補助するものでございまして、上限が2万円ということでございます。

19年度の実績につきましては、15件ございました。補助金額にいたしまして28万2,600円

を交付したところでございます。

次に、廃棄物を収集した団体に、1キロ当たり、リサイクルの奨励金ということで交付する制度がございますが、これにつきましては、先ほど30円というお話があったんですが、1キログラム当たり3円を奨励金として交付しているものでございます。

19年度実績では、6団体申請がございまして、6万9,460キログラムを集めていただきまして、全部で20万8,380円を奨励金として交付したところでございます。

続きまして、消防水利の関係でございますが、幹線1号用水路の関係ですが、具体的にというお話がありましたので、その周辺の防火水利として昔から大きな役割を果たしてきたということで町も認識しております。

したがって、今年度、代替といたしまして、1号幹線水路沿いに防火水槽を1基、消火栓を3基設置する予定でございます。

それと、「プラム」の付近のお話等も出ましたけれども、防火水槽の設置につきましては用地の確保、それから消火栓の設置につきましては水道管の問題ですとか、さまざまな問題がございます。それらをクリアしながら、町全体のバランスを考慮しながら、緊急性の高いところから逐次設置をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（八角健一君） 社会文化課長、高埜広和君。

社会文化課長（高埜広和君） 司書の現状ということでありますけれども、今、図書館には、臨時職員3名を含めまして10名の職員の配置してございます。そのうち司書が4名であります。また、その4名のうち2名は臨時職員ということになります。

それから、勤務の体制でありますけれども、10名おりますので、これを2つに分けて、A班、B班をつくっております。図書館の閉館時間が6時ということでありますので、どうしても交代勤務ということになります。また、土曜日、日曜日についても、そのA班、B班が交代で勤務するという状況をとっております。

あとは、先ほど町長から答弁があったとおりでございます。よろしく願いいたします。

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） それでは、時間もないので、短目ということになりますけれども、リサイクルの問題ですけれども、小さな行政でも、バイオ式の生ごみ処理機ですね。先ほどご説明あった油で揚げるということではなくて、そのようなものでも十分に対応できると考えておりますので、ぜひとも新しい給食センターにはそのシステムを取り入れたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

また、消火栓、防火水槽、私も1号線付近に住まいをしております、大変安心しているところでございます。

「プラム」裏に関しては、私も消防署の方からお聞きしましたところ、水圧がどうしても横芝地区は足らないと。仮に100ミリの管を入れてあっても、全くいいまいしょうか、機能が比較的していないという事実がありますので、水道関係も町長からも、また会議があった際には、横芝光の横芝地区の水道は水圧が不足、難儀しているんだよというお話も頭に入れていただきたいと思います。

そして、図書館の件で、司書が4名おるということは十分わかりました。ただ、先ほど町長、紹介いただいた休みも、現状の人数で休みをふやすということではなくて、私が申しましたのは、月曜日の場合は1日ずらして、休日は町民の皆様にご利用いただきたいということですから、申し添えます。休日をふやすということではなくて、変えていただきたいと。

また、人の配置で大変苦労されているかと思えますけれども、現状、図書司書の資格というのは、学校の教員の方々でもお持ちの方はいるかと思えます。協働のまちづくりを推進している町であればこそ、そのような方たちにもボランティアとしてぜひ参加・参画いただいと声かけもしていただきたいと思えます。

よいまちづくりに向かって、さまざまな要求をして申しわけなく思っておりますが、これもすばらしい行政体と言われるようなために我々議会も提言しているつもりでございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 以上で森川忠君の一般質問を終わります。

休会の件

議長（八角健一君） 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。

12月5日から12月9日は議案調査のため休会いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認めます。

よって、12月5日から12月9日は休会と決定しました。

散会の宣告

議長（八角健一君） 本日の日程はこれをもって終了します。

12月10日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時10分）

平成20年12月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

平成20年12月10日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第1号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第2号 横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第3号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 5 議案第4号 平成20年度横芝光町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第 6 議案第5号 平成20年度横芝光町病院事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第 7 議案第6号 財産の取得について
- 日程第 8 陳情の件

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第8まで同じ

追加日程 発議第1号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書
について

出席議員(18名)

1番	杉 森 幹 男 君	2番	森 川 忠 君
3番	實 川 隆 君	4番	川 島 仁 君
5番	齊 藤 隆 君	6番	若 梅 喜 作 君
7番	川 島 富 士 子 君	8番	鈴 木 克 征 君
9番	野 村 和 好 君	10番	山 崎 貞 一 君
11番	伊 藤 囃 樹 君	12番	嘉 瀬 清 之 君
13番	川 島 透 君	14番	鈴 木 唯 夫 君
15番	八 角 健 一 君	16番	川 島 勝 美 君
17番	越 川 輝 男 君	18番	越 川 洋 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐藤晴彦君	理事	布施勇君
総務課長	小堀正博君	企画財政課長	高蝶文徳君
環境防災課長 防災班長	川島敏彦君	税務課長	並木俊郎君
住民課長	海保清一郎君	産業振興課長	林新一君
都市建設課長	瀬理和夫君	福祉課長	山本照男君
健康管理課長	実川薫君	食肉センター長	土屋文雄君
東陽病院 事務長	田鍋悦央君	会計管理者	清宮貴美子君
教育長	海保教之君	教育課長	林英次君
社会文化課長	高埜広和君	監査委員	大木國臣君

職務のため出席した者の職氏名

局 長	實川裕宣	書 記	須合京子
-----	------	-----	------

開議の宣告

議長（八角健一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

諸般の報告

議長（八角健一君） 日程に入るに先立ち、報告します。

本日、総務常任委員会委員長から陳情第1号について、お手元に配付のとおり審査結果の報告がありましたのでご報告します。

これより日程に入ります。

一般質問

議長（八角健一君） 日程第1、これより一般質問を行います。

川 島 富士子 君

議長（八角健一君） 通告順に発言を許します。

川島富士子君。

〔7番議員 川島富士子君登壇〕

7番（川島富士子君） 皆様おはようございます。

議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

師走の慌ただしさが日に日に増していく中、政府は2009年度予算編成の基本方針を正式決定しました。百年に一度と言われる世界金融危機のもと、国民生活と日本経済を守るため、景気状況に果敢な対応と財政健全化の取り組みを維持しつつ、景気回復のための定額給付金や減税措置、社会保障の安定財源確保、税政の抜本改革の方向性や全体像を明らかにすることなどを基本骨格とする中期プログラムを今年中に取りまとめるとしてあります。また、行政改革への取り組みもさらに加速し、事業仕分けや無駄を徹底的に省いて、政府の規模を縮小することにより、国民に温かい効率的な政府をつくるとしました。

我が町の町民生活も、所得の伸び悩みや物価高にさらされており、かなりの税収減が見込まれ、厳しい来年に備えなければならないことから、12月議会は町民生活を守る大事な議会

ととらえ、当面する重要課題について質問してまいりますので、当局の誠意ある明快な答弁を期待いたします。

第1として、産業振興行政についてお伺いいたします。

中小企業者の皆様に対する緊急補償制度についてであります。10月16日、中小企業支援策を柱とする補正予算が国会で成立し、10月31日から始まりました。事業資金の調達に苦しむ中小零細企業の資金繰りを支援する新たな制度であります。

国際的な金融危機の影響は、業種を問わず、規模を問わず、あらゆる分野の企業を直撃しておりますが、地域経済の屋台骨となる中小企業が元気を取り戻すために、補償枠は6兆円から20兆円に拡大、対象業種は545業種から698業種に拡充されるようであり、これで中小企業のほぼ全業種をカバーすることになります。中小企業者からは、時宜を得た施策として高く評価されております。

そこで当局に伺います。町長みずからによる各金融機関に対しての円滑な資金供給への配慮の要請をされましたでしょうか。セーフティーネット貸し付け並びに緊急補償制度の周知と利用促進のPRはされましたでしょうか。町長認定事務のスピード対応はいかがでしょうか。仮称ではありますが、町中小企業緊急金融対策本部の設置や相談窓口、相談体制の強化、拡充について、前向きに取り組むべきと思いますがいかがお考えでしょうかお尋ねいたします。

第2として、教育行政についてお伺いいたします。

学校現場における脳脊髄液減少症への取り組みについてであります。脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、頭部や全身への強い衝撃により、脳脊髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛、首や背中の痛み、腰痛、しびれ、目まい、吐き気、思考力低下、うつ症状、睡眠障害、極端な倦怠感等、さまざまな症状が複合的にあらわれ、だれもがいつでも遭遇する、事故やけがによって引き起こされる大変身近な病気です。

その治療法に、プラットパッチ療法がありますが、まずは初期段階での対処として、水分補給と安静が大切で重症化予防につながると言われております。同症は大人のみならず子供に多く発症していることが明らかになり、特に不登校の児童・生徒の中に多数存在する可能性が高いことから、平成19年5月31日に、文部科学省より、学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応についてと題し事務連絡がなされました。本年は、千葉県教育長より、脳脊髄液減少症対策についてと題し、県内全体で取り組みができるよう、一層の周知と学習面を含め、学校生活のさまざまな面で適切に対応できるよう、この疾患に関する啓発が図

られたところと伺っております。

そこでこの通達に伴い、町としてどのように実態を把握し、どのような支援をなされるのか伺います。

第3として、安全で安心なまちづくりについて3点お伺いいたします。

1点目として、生活支援、経済対策である定額給付金に対する本町の取り組みについてであります。

このたび、政府与党において、定額給付金の支給が決断されました。この給付金は、今の経済不況と物価高騰の中、国民の生活対策として活用しようという積極的な政策であります。その消費に伴い、経済の循環を促し、景気をよくしていくことになろうという視点から、すべての国民に給付されることが重要と考えます。

そこで、ばらまき批判がございますが、全く庶民生活がわかっていない的外れな指摘であると思います。年度かわりの時期に支給が間に合えば、子育て世帯の家計を後押しすることは間違いありません。町内での消費拡大にも期待できます。

なお、具体的に、交付の事務を進めていく上で、そのすべてを市町村に任せるのではなく、統一した交付基準や交付方法を国が定め、必要な事務費や人件費を保障した中で地方にゆだねていただくことが肝要であると思います。

そこで、11月28日に、国のガイドラインの発表がございました。短期間に交付するには相応なマンパワーが必要となりますが、庶民の願いを実現するのが地方自治体の責務であることから、横芝光町民のために最大限のご努力をお願い申し上げます。

さて、そこで定額給付金の効果や支給方法、支給対象、振り込み詐欺防止策などをどのようにお考えであられるかお伺いいたします。また、制度の実施を待って、今後のスケジュールも決まっていくのですが、いずれ円滑な支給をするためにも、事務の体制や手順を検討すべきであることから、プロジェクトチームを設置すべきと考えますが、当局のご見解をお聞かせください。

2点目として、防犯対策の拡充と携帯メールの早期実現に対する取り組みについてありますが、子供が犠牲となる痛ましい事件が相次いでいます。本町では、青色防犯パトロール車の活動やスクールガードリーダー、防犯ボランティア、パトロール隊の取り組みも進んでおりますが、子育て家庭の多くが、防犯や治安に大きな不安を感じています。

特に本年は、秋葉原の事件といい、茨城県JR荒川沖駅周辺の事件といい、身近な東金市の幸満ちゃん事件といい、一瞬社会を震撼させた元厚生事務次官ら連続殺傷事件も起こり、

若者による通り魔事件などが多く発生してしまった年でありました。許せないのが、犯人の供述で、人を殺したかった、だれでもよかった、世間の人間が間違っている、恨みを晴らす、自分をもっと高く評価される幻想の世界に行きたかったなど、何とも身勝手な言い草で怒りを覚えます。かけがえのなさが失われ、自分自身の存在価値を見出せなくなっているのではないのでしょうか。

東金市では、幼い子を持つ保護者の不安を解消しようと、地域防犯について考える子供を守る防犯講演会を開いたり、事件以降、保護者らから不審者情報などを求める声が多く上がっていることを受け、市では11月から子供への声かけや事件の発生などを知らせる防犯メールを配信するサービスを始めたそうであります。そして、保育所の保護者を対象とした防犯メールの加入率が約96%に達するなど、幼い子をねらった事件への不安が消えない実例であります。

このことから、迅速な対応は事故を未然に防止する上で不可欠であることから、本町においても携帯メールを利用した素早い通報への取り組みを早期にお考えいただきたいと思いますが、町長のご見解を伺います。

3点目として、地上デジタル放送への円滑な移行推進についてであります。地上デジタル放送への完全移行まで2年8カ月を切りました。地デジの魅力は音質の劣化や映像の乱れがなく、高画質、高音質のデジタルハイビジョン放送が楽しめるだけでなく、標準機能として字幕放送や音声での解説放送など、高齢者や障害がある人にも配慮したサービスや、携帯、端末向けサービス、ワンセグの充実などが期待されています。双方向番組、災害情報や暮らしに役立つ情報番組なども提供される予定であります。しかしながら、視聴には、対応テレビの購入など、経済的な負担も伴います。

そこで総務省は、今年7月24日、低所得者への受信機器の無償配付などを柱とする地上デジタル放送推進総合対策をまとめました。その中の総合対策では、1、経済的に困窮している方への支援として、生活保護世帯を対象に、2009年度から2年間で、地デジ受信用の簡易チューナー配付、2、現在のアナログテレビを使い続ける人向けの簡易チューナーの開発、流通の促進、3、高齢者、障害者等への働きかけとして、きめ細かく受信説明会を開催するとともに、販売店、工事業者の紹介などのサポートを行う、4、山間部など地デジの視聴が難しいと推定される最大35万世帯の対策など、視聴者に配慮した支援策が盛り込まれました。また、2009年度概算要求で、生活保護世帯に対してデジタル放送を受信するための簡易チューナーを無償給付するための予算128億円を初め総額600億円を計上したとのことあります。

ちなみに、総務省が、今年9月に行った最新の調査では、地デジ対応の受信機の世帯普及率は46.9%で、現在の地上アナログ放送が終了する時期についての認知度は75.3%であったそうです。

そこでお伺いをいたしますが、難視聴地域への対策はどのように考えておられるか、高齢者、障害者等へのきめ細かな受信説明会の実施を総務省は掲げておりますが、本町はどのように取り組むお考えでしょうか。町所有建物の影響により受信障害を及ぼすおそれのある世帯の把握など、受信障害対策についてどのように取り組む方針でしょうか。地デジ移行に伴って、工事が必要だなどと言葉巧みに高齢者に近づき工事費を振り込ませるなどの事件が全国で発生しておりますが、悪質商法への対策は当然のこととして、地域住民への周知徹底策をどのようにお考えか。大量廃棄が予想されるアナログテレビについて、どのようなリサイクル対策に取り組む方針か。以上に対する当局のご所見をお聞かせください。

第4として、少子化対策、子育て支援についてお伺いいたします。

ファミリーサポートセンター設置についてであります。少子・高齢化、核家族化、地域連帯感の希薄化、母子家庭、父子家庭の増加、また女性の社会進出など、子供を産み育てる環境は年々変化しつつあります。豊かで活力ある社会を維持するためには、ますます安心して子供を生み育てられる環境の整備が求められております。

当町でも、働くお母さんは多く、幸いにも成田空港という大きな雇用の場があることから、一生懸命通い、働いておられるお母さんがいらっしゃいます。変則勤務のため、小学校低学年の女の子が、1人でお母さんの帰りを待っているご家庭もございます。そこで、平成6年に新事業として、現在の厚生労働省が立ち上げたファミリーサポートセンターの設置に取り組んではいかがでしょうか。

このファミリーサポートセンターは、依頼会員である子供を預かってほしい人と、援助会員である子供を預かる人を登録しコーディネート、いわゆる仲介役を果たすシステムであります。地域で子供を応援するすばらしいシステムであると確信するものであります。

先月23日時点で、働くママは過去最高の46.5%と発表がありました。センター設置の自治体では、保育園、幼稚園、学童保育へのお迎えと、その後の預かり、利用時間はその開始が18時以降が非常に高いウエートを占めておるようでございます。女性の就労と子育ての両立支援を推進するためにも、大変有効な制度であると認識いたしますが、ご見解を伺います。

第5として、行財政改革の推進についてお伺いいたします。

以前にも質問いたしました事業仕分けについてでございますが、地方自治体は自立した行

政運営をしていかなければならないわけではありますが、貴重な財源を最大限有効に使い、費用に比べて効果の薄い事業に対しては削減をしたり、あるいは効率化を図り、より必要性の高い、より効果の高い事業を行っていく、予算に一層のめり張りをつけていくことが必要になると思います。

今、枠予算配分の中で、各課は効果的な予算編成をするにはどうしたらいいか、それぞれ苦心をされながら現場で取り組んでいらっしゃるかと思いますが、まさに行政の事業のすべてを聖域なく見直し構築し直すことが必要であろうかと存じます。

事業仕分けとは、国や地方自治体が行う事業を1つずつすべてにわたって、本当に行う必要があるのか否かについて、主に外部からの視点でチェックする作業であります。民間のシンクタンク、構想日本主催の事業仕分けは、既に全国多くの自治体で実行されており、仕分けの中身は、そもそも世の中に必要なのか、行政と民間とどちらが行うべきなのか、行政で行うならば、国、県、市町村のどこで行うべきなのかということなどを、事業ごとに議論し仕分けをしていきます。

この事業仕分けを行った自治体職員の声として、参加者に対する説明や質疑応答を通して、非常によいトレーニングになり、事業内容、あり方についての理解が深まったと。また、傍聴した住民の声として、議論の中で職員の方の本音が見えてきました。行政と民間が責任を押しつけ合ったり依存し合ったりするのではなく、相互協力関係を再構築することが重要と思った等の感想が寄せられたそうであります。

そこで伺いますが、もちろん今日まで本町におきましても、さまざまな取り組みを行っていることは承知いたしておるところであります。さらなる改革のために、予算編成において、行政の仕事をすべて棚おろしゼロにリセットした上で、本当に必要な事業に十分な予算をつけていくというような、予算にめり張りをつけていくべきと思います。このプロセスを大事にすることが非常に効果があり、今後の行財政改革を推進していく上でも、強力で貴重な手法になる事業仕分けを導入すべきと切望いたしますが見解を伺い、私の最初の質問いたします。

〔7番議員 川島富士子君降壇〕

議長（八角健一君） 川島富士子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、川島富士子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、定額給付金と防犯対策関係についてのご質問とファミリーサポートセンター設置についてのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、各担当課長からの答弁とさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

それでは初めに、定額給付金に対する本町の取り組みについてお答えを申し上げます。

川島議員もご存じのとおり、定額給付金については、政府の追加経済対策の目玉として、総額2兆円を国民に給付して、直接家計部分を刺激し景気の回復を図ろうとするものでございます。

当初、この給付に当たって、市区町村の判断に任せるとした所得制限については設けないことを基本と明記されましたが、年齢の基準日や申請の受け付け期間等、まだ未確定部分が多い状況でございます。また、当初では、世帯主に申請書を郵送する前段階として、加算対象者を抽出するための住民基本台帳システムのプログラム修正や世帯ごとの支給額の一覧作成が求められているところでございます。

しかしながら、こうした未確定部分が多いことに加え、給付金支給の裏づけとなります国の補正予算案の国会提出が来年の通常国会に先送りされたことから、今後の日程がますます厳しくなるのではないかと予想されております。

当町といたしましては現在のところ、定額給付金の支給体制について、内部で検討している状況にあり、今後とも政府の方針決定を注視し、速やかな対応ができるように最大限の努力をしてみたいと考えております。

次に、防犯対策関係のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、現在の町の安全対策についてご説明申し上げますと、横芝光町を安心して暮らせる町にするため、防犯協会、交通安全協会、青少年相談連絡協議会による防犯パトロール、戸別訪問及び街頭交通指導や町の安全に関する機関で構成されている安全会議を開催するなど、犯罪や事故防止の推進を図っております。さらには、学校、保護者、地域の方々の協力を得て、登下校の子供見守り事業等、安全体制の強化に努めているところであります。また、日常的には、山武警察署から、犯罪や交通事故に関する情報を受信して、逐次防災行政無線で住民の方々に注意を呼びかけており、今後もこのような事案が発生した場合には、早急に対処していく所存でございます。

次に、防犯情報等の携帯メール配信の実施についてでございますが、県内には防犯情報等のメール配信を実施している市町村はございます。山武郡市管内の現況では、東金市のみ希

望する市民へのメール配信を実施しております。また、それとは別に、幾つかの小・中学校において、保護者対象のメール配信を実施しております。どちらについても、あらかじめ利用希望者が、携帯電話のメールアドレスを所定のサーバーに登録することで、不審者情報等を配信するシステムと伺っておるところでございます。

当町といたしましては、学校を単位として、来年度から保護者にメール配信を実施する方向で準備を進めております。また、希望する町民へのメール配信につきましても、なるべく早い時期に実施するよう、今現在準備を進めているところでございます。

次に、ファミリーサポートセンター設置についてのご質問にお答えをいたします。

この事業は、地域において、子供の預かり等の援助を行いたい人と援助を受けたい人が会員となり、自宅において、保育施設等の業務終了後の預かりなど、相互援助活動を行ったり、会員に対する研修会や情報交換会を開催して、地域で子供を支援していこうとするものでございます。センターには、アドバイザーなどを配置し、会員の募集や事業の啓発、会員や子育て関連施設との連絡調整などの業務を行います。

ファミリーサポートセンター事業による子供の預かりは、公共施設を使用しないで、会員の自宅を使用するもので、施設設備が児童数の増加に対応できない都市部などでは実施している自治体が多い反面、郡部ではまだ実施されていないのが現状であるようでございます。また、地域性として、他人に子供を預けることに抵抗があったり、よその子供を預かりけがをさせては大変なことになるといった考え方もあり、預ける側と受け入れる側双方が合意するには容易なことではないと思われまます。

現在、町内の保育施設では、保育時間の延長や、学童クラブでは町民の皆さんの要望を取り入れて、午後6時30分まで開設時間を延長するなど、保護者の子育てサポートをしておりますので、ファミリーサポートセンターの設置は今後の研究課題にさせていただきたいと存じます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 次に産業振興課長、林新一君。

〔産業振興課長 林 新一君登壇〕

産業振興課長（林 新一君） おはようございます。

それでは、私のほうから、産業振興行政についての中小企業者の皆様に対する緊急補償制度についてにお答え申し上げます。

新しい補償制度でございます原材料価格高騰対策等緊急補償が、10月31日から開始されました。これは、原油に加えて原材料価格の高騰や仕入れ価格の高騰を転嫁できない中小企業者の資金繰りを支援するための制度の拡充、見直しを行ったものであります。

民間金融機関から融資を受ける際に、原油、原材料価格の高騰や仕入れ価格の高騰の影響を受けている業種の中小企業者を対象として、信用保証協会が補償をいたします。当初は、価格高騰の影響を強く受けている545種の業種の中小企業者を対象としておりましたが、11月14日にはさらに73の特定業種追加指定が行われ618の業種指定になりました。

対象となる中小企業の方は、町へ認定申請書を提出し認定を受けることになります。しかし、認定は、経営状況の悪化比率が基準以上であること、また対象業種であることのみを要件としておりますので、実際の借りに関しては、認定のほかに金融機関及び信用保証協会による審査が行われ決定されるものであります。

また、既に相談に応じるため、信用保証協会等全国に約900カ所の緊急相談窓口が設置されております。当町商工会におきましては、経営相談窓口を常時設けており、10月号の商工会だよりで会員の皆様に周知したと聞いております。

また、町といたしましても、各金融機関へパンフレットを配布し理解をお願いしたところでもございます。

なお、本日から、さらに80業種が追加されまして、698の指定業種となりますが、今後とも関係機関と協力し中小企業を支援してまいります。

以上でございます。

〔産業振興課長 林 新一君降壇〕

議長（八角健一君） 教育課長、林英次君。

〔教育課長 林 英次君登壇〕

教育課長（林 英次君） おはようございます。

それでは、学校現場における脳脊髄液減少症への取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

脳脊髄液減少症とは、議員のご説明のとおり、交通事故による頸椎捻挫、いわゆるむち打ち症、あるいはスポーツ外傷等、身体への強い衝撃により、脳脊髄液が漏れ続ける症状を言いついて、長期にわたり頭痛、頸部痛、目まい、吐き気、視力低下、倦怠感などのほか、集中力、思考力、記憶力の低下など、さまざまな症状を呈する疾患であるとされております。

現在、専門家の間で研究が行われておりまして、医学的な解明が進められている段階で、

スポーツ外傷等を原因として起きるかどうかも含め、いまだ定まった治験や治療法が確立されておられません。

本町の児童・生徒の現況でございますが、各学校において、健康診断や保健調査票による保護者からの申し出等で把握している状況では該当する者はありません。ただ、文部科学省より、平成19年5月31日付で、学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応についてが通知されたことを受け、県教育委員会が主催する学校保健担当者等の研修会でこのことが取り上げられたり、県のホームページや学校保健の知って得する情報等で周知が図られたりしております。

本町におきましても、養護教諭研修会において、事故発生時の適切な対応及びその後の適切な配慮について確認をしております。また、脳脊髄液減少症が原因で不登校になっている児童・生徒がいないかのご質問でございますが、長期欠席者に対し、担任が家庭訪問をして、一人一人の状況を確認している中では、特に該当する児童・生徒は把握しておりません。

いずれにいたしましても、脳脊髄液減少症につきましては、その状態がさまざまで、医師によって見解や評価が異なっていることから、今後医学界の評価や研究の進捗状況、さらには国・県の動向等の情報収集に努め、各学校における状況把握の方法や対応等について検討してまいりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

〔教育課長 林 英次君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、企画財政課長、高蝶文徳君。

〔企画財政課長 高蝶文徳君登壇〕

企画財政課長（高蝶文徳君） おはようございます。

それでは私のほうから、川島議員お尋ねの地上デジタル放送への円滑な推進についてお答えをいたします。

地上デジタル放送への円滑な移行推進についてであります。国においては平成23年、2011年の7月24日に、地上デジタル放送に完全移行することとなっており、現在準備が進められているところであります。

当町の区域においては、既にデジタル波を発信している東金局、銚子局の2カ所からの波により、126号線より南の地域はほぼ受信可能となっているところでありますが、北部地域については、電波の微弱区域で、受信不能の区域となっております。

なお、北部地域のデジタル波については、篠本地先の下総光局の開局が、平成21年3月の予定と伺っております。この下総光局の開局によって、町全域が受信可能となりますので、

町としてもこれにあわせて広報を行ってまいりたいと考えております。

また、生活保護世帯に対するチューナーの給付につきましては、現在国において検討が進められているようでありますので、国の方針が決定次第、対応したいと思います。

悪質商法対策につきましても、広報紙、ホームページ、地区回覧等により周知と注意喚起を図ってまいります。

デジタル波への切りかえに関する一般のご家庭へのチューナー整備やアンテナ交換に対する助成はございませんが、大総、日吉、南条地区の共同アンテナについては、下総光局の開局後の電波状況などを確認した上で、必要に応じて総務省、設置事業者を交えた説明会を開催し、円滑な移行ができるよう進めてまいる予定でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、アナログ機器の廃棄については、デジタル機器を購入する際に業者に下取りしてもらいなどの方法により処分していただくことで、個人による廃棄台数をなくせればと考えております。

次に、大綱5点目、行政改革の推進についてであります。行政改革の推進につきましては、町行政改革大綱に基づき推進を図っているところでございます。

現下の厳しい経済環境の中で、限られた財源を有効に活用するためには、行財政改革を最優先の取り組み課題としてまいりたいと考えております。

ご質問の事業仕分けにつきましては、行財政改革の手法として調査研究を十分に行い検討させていただきたいと思っております。

現段階では、新町になって策定いたしました総合計画に基づき、計画的な行財政運営を着実に進めるとともに、さらなる行政改革を図ることにより事業の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（八角健一君） 川島富士子君。

7番（川島富士子君） それでは、再質問をさせていただきます。

時間もありませんので、絞って質問させていただきますが、一括して質問させていただきます。

まず、緊急補償制度につきまして、窮状にあえぐ中小企業者が日常の業務に追われ、制度を知らないケースも多いことから、質、量ともに拡充した制度の周知徹底を、もう一度図るべきと考えておりますけれども、当局のお考えを伺いたいと思っております。

先日、千葉日報紙にも載りましたけれども、習志野市では既に10月31日のスタートを受けて11月10日に、パンフレットを商工会業者2,200社に発送したということで、こちらです。ちょっとこれコピーですけども、そのところに、市長等回答のメッセージがあるわけですが、このメッセージの中に、本市の繁栄は企業の経営安定と発展なくしては考えられないと
思っております。今後とも地域活性化のため、市民生活と経済活動が調和したまちづくりを
推進していく所存でございますということで、習志野市の市長さんのこの取り組みが、非常
に素晴らしいことから、町長が悪いというわけではありませんけれども、ぜひこういったい
いことは、とにかく取り上げていただければというふうに思ったものですからご紹介
をさせていただきました。オリジナルで作成して、いち早く、自分の町の企業が恩恵を受け
れることで町も潤われる、守られるという、そういった相互関係がしっかりできているとこ
ろではないかというふうに、この取り組みを思いまして感じたものですから、お知らせした
いと思えます。

中には借入期間とか補償利率などが、また借入限度額が非常にわかりやすくなっておりま
すので、ただ中小企業の皆さんへという、お国から来たものを配るのではなくて、こういっ
たわかりやすい現場に、サービスの行き届いたことをしていただければというふうに思いま
したものですから、その辺のお取り組みを伺いたいということと、定額給付金でご提言を申
し上げたいと思えますけれども、所得制限、市町村の判断とされているということで、加え
て辞退することは自由とされているということで、このたたき台のほうにのっていたと思
います。

まだまだ先の見えない話でありますけれども、辞退するとその方の給付金財源は国に返還
するそうであります。ところが一たん給付を受けて、市町村や社会福祉協議会などに寄附す
れば地元に残るわけであります。これこそふるさと納税ではないかというふうに思いました。
必要ないのであれば、給付金をふるさと納税で寄附することも現場の知恵ではないでしょ
うか。

このように考えている方は、全国あちらこちらにいるということもネットのほうでわかり
ました。あなたの寄附金は町の福祉充実に使わせていただきますとなれば、定額給付金は要
らないと反発していた方も考えが変わるかもしれません。町から世帯主に定額給付金の受け
取り、広報について、通知を出すときに、口座振替か現金給付だけではなくふるさと納税を
選択肢に加えることを考えてみるのも一つの知恵ではないかというふうに思いますが、町長
のお考えを伺いたいと思えます。

とにかく、まだ先に延びたことでありますけれども、家庭からのSOSにこたえるために、家計の痛みがわかる、この思いやりのある優しい行政であり続けていただきたいという視点で町長にお考えを伺いたいと思います。

それから携帯メールでありますけれども、市町村に要請されている犯罪被害者のための総合的対応窓口の設置ということで通知が来ているのではないかというふうに思いますが、これに、急がれているというふうに思いますが、当局のお考えを伺いたいと思います。

ファミリーサポートセンターについてでありますけれども、次世代育成支援のためにも、ぜひニーズを把握していただきたいことから、アンケートの実施をお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

事業仕分けでありますけれども、2006年2月に策定された集中改革プランは、3カ年を経た現時点で、実施状況を踏まえ見直すことになっておりますけれども、ちょっと早いですが、もう3年になりますので、その総括について現時点でのお考えを伺いたいと思います。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） これは順次お答えを申し上げますけれども、まず緊急補償制度の問題でございますけれども、今、産業振興課長のほうから1回目の答弁で申し上げましている中で、まず最初に、新しい制度がきょう発表になったわけございまして、早速その中小企業者に対する周知は、改めてしたいと考えております。これをできるだけ速やかに、早い段階でやりたいと思っております。

あともう一つ問題なのが、私もかつて中小企業の経営者として思うところがございますけれども、最初の答弁の中にもございましたとおり、金融機関及び信用保証協会による審査が行われる、申し込めればお金が借りられるという状況ではないというところをまずご理解いただいた中で、非常に当町の中小企業業者、たくさんあるわけがございますけれども、本当にその一つ一つに、ある部分お金を、この緊急対策の枠に残れば、まだいいのかなという状況も現実にあります。

そうした中も踏まえて、こちらから積極的に、こういう制度がありますという周知は、当然のことながらするわけがございますけれども、また一つ他方の考え方として、リーマンブラザーズの崩壊から始まりました世界金融恐慌によるサブプライムローンの問題も含めて、当町に非常に影響の大きい千葉銀行にしても京葉銀行にしましても、資本準備費率が非常に下がってきてしまって、それでこれは一たん県の職員ともちょっとお話をさせてもらったことなんですけれども、市中銀行がお金を貸すだけの力が本当になくなってきている

んですよという話を聞いている中で、非常にこの制度が円滑に、本当にできているのかというの是非常に難しいところがございます。

そうした中も踏まえて、中小企業の皆さんには積極的に周知をしていかなければならないと思っておりますので、今後もそれについて指導してまいりたいと考えております。

続いて、定額給付金の件でございますけれども、川島議員おっしゃるとおりでございます。いろいろとこの部分につきましては、賛否が分かれているように思われますけれども、実質問題、今のこの、当町のみならず、この日本全国においても、今は大変問題になっている派遣労働者の問題ですとか高齢者の雇用の問題ですとか、家庭の中での家計は非常に厳しい状況にある認識は持っております。

そうした中で、せつかくのこの政府がやろうとしているものに対して、当町としましても、先ほど最初の質問でも、最大限の努力をしたい旨をお伝えしたわけでございますけれども、それがスタートをすれば、一日も早く、1時間でも早く、これが皆さんの家庭に届くような努力をしてまいりたいと考えておりますので、ひとつよろしくをお願いをしたいと思っております。

続きましてファミリーサポートセンターの件でございますけれども、現在この需要がどれだけあるのかなというところがまだ把握されていない部分もあるのですけれども、現実問題、今の現代で、学童保育の部分につきましては、一応その枠を拡大すること等によって、待機者がいない状況にあるようになっております。

そうした中で、今後どのような状況になっていくのかわかりません。ましてや当町におきましては子供の数が非常に少なくなっていく中で、この辺の状況をどう対応していくかについても、今後再度申し上げますけれども研究課題とさせていただくように考えております。

それと事業仕分けの件でございますけれども、当町は、前段にもお答え、議員皆様方には申し上げますけれども、財政健全化法に伴う資料の公表の部分につきましては、決して潤沢ではないものの安定した財政運営をさせていただいている旨のお話はさせてもらっております。

議員おっしゃいますとおり、現実の問題として平成21年度の予算編成にわたっては、まだまだ10億円以上の需要と供給、予算の隔たりがあるわけでございますけれども、現実問題、当町としましては、現段階において枠あり配分方式の予算はっておりません。ある部分、補正予算などで対応させていただいて、事業も見直しを、これを年度当初だけでなく年中、

常に経費の削減を図ったり事業の効率化を図ったりすることによって、当初予算を集約することによって補正を組んだりすることもやっております。そうした中で、めり張りのきいた予算をつけているような状況でございますので、また事業仕分けについても、民間にゆだねるといのも一つの方策であることは間違いはないとは思いますが、やはりこの当町の、町の実情に合った予算配分をしていくのも、町民の要望にやはりマッチした予算編成をすることも肝要ではないかなと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

私のほうからは以上でございます。

議長（八角健一君） 環境防災班長、川島敏彦君。

環境防災課防災班長（川島敏彦君） それでは、犯罪被害者の窓口の設置ということで質問がございましたけれども、犯罪被害者のご相談につきましては、現在のところないということと認識しております。

実際に、相談等があれば、町のほうから、関係機関の警察でありますとか、例えば消費者センターとかいろいろございますので、そういうところに、関係機関に紹介していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（八角健一君） 川島富士子君。

7番（川島富士子君） 少々お時間があるので、また定額給付金のことでお伺いしたいと思います。

再三申し上げているように、まだはっきり、来年に持ち越されたことでありますので、いつ、スピーディーに対応するために伺うということでご了承いただければと思います。

仮に支給になる場合に、支給総額は町で大体どのくらいになるかということと、支給対象人数。例えば65歳以上の人数と18歳以下の人数、今わかれば結構であります。また、年齢算定の基準日を、給付開始日に合わせていつにされるかということです。それを定額給付金のほうでは伺いたいと思います。

携帯メールでありますけれども、旧横芝時代から、再三齊藤隆議員さんが、この携帯メールは取り上げてきたわけでありまして、ぜひ防災メールと抱き合わせで、先ほど町長のほうから非常に温かい、本当に心強い、皆さんにすぐお伝えしたいご答弁をいただきました。とにかくこの早期導入ということで、一日も早く取り組んでいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

市川市の、これはあくまでも参考までにでありますけれども、市川市で1%ルールという

のがあるということを町長ご存じでしょうか。これは市民税の1%を、市民がどの政策に使っていくのか選択できる制度だそうであります。こういったのもあるということで、勉強していく中で、ちょっと私もわかったんですけども、限られた財政の中で、いかに行政をスリム化させるか、将来にわたって持続可能な行政運営ができるよう、簡素で効率的な新たな行政システムをつくり上げるために、事務事業の見直しとして事業仕分けを訴えさせていただいたわけでありましてけれども、これは、国も地方もともに抱える重要な課題であると思います。国も2006年から3年間で、総額27兆円を捻出できたというふうに伺っております。自治体においても、住民に見えにくい経営状況を直視しつつ、新制度、地方財政健全化法の趣旨を踏まえた実直な行財政改革を求めますけれども、町長のご決意をもう一度伺いまして質問を終わりたいと思います。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） まず、携帯メールの件でございますけれども、これにつきましては、私も再三再四職員のほうには早くやれと言ってきましたし、そうした中でやっとここまで来れたのかなと。ともかく、初めてやることであることすし、ともかくやってみよう。その中でいろいろ勉強、試行錯誤もあっていいのではないかなという話の中で進めさせてもらっていますし、また各学校が、積極的にそれを進めていこうという話になってきておりますので、学校のほうとしては、先ほどお話を申し上げましたとおり、来年度からは早速始められるというように聞いております。

そしてまた、一般町民のものにつきましても、できるだけ速やかにできるような状況を今、まだちょっと、いつできるというのには、ちょっとまだお話ができる状況にはございませんけれども、なるべく早い時期に、来年度中にはぜひ進めていきたいと考えております。

それともう1点でございますけれども、予算の組み方、また税金の使い方の問題に着目してよろしいかと存じますけれども、その問題につきましては、現在財政健全化法の中で、平成19年度の経常収支比率、これが当町横芝光町は90.4%ということでございまして、ある意味10%ぐらいは前向きな事業に進められるような予算があるのかなというふうに考えておりますし、その中で、町民が何を求めているかにつきましても、その1%ルール云々の問題ではなく、先ほどやっております地区座談会においても、いろいろと要望等がございます。それに対して、予算の限られた部分があるものの、費用対効果、そして優先順位を判断した中で進めていく状況でございますので、今後もその姿勢を崩さず、町民の視点を思って予算を執行してまいりたいと思いますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

私のほうからは以上です。

議長（八角健一君） 総務課長、小堀正博君。

総務課長（小堀正博君） 定額給付金の関係でございます。

対象者数、それから総額がどの程度になるかというご質問にお答えをさせていただきます。一応、12月1日現在で試算をしてみました。

まず、対象者数でございますけれども、トータルで2万6,136名おります。このうち、18歳以下が4,126人、18歳以下につきましては8,000円の加算が付きましますので、1人当たり2万円となります。したがって、給付額は8,252万円というふうに試算しております。それから、19歳以上64歳以下でございますけれども1万4,889人でございます。給付単価につきましては1万2,000円ということで、給付額で1億7,866万8,000円になります。それから65歳以上でございますけれども7,121人ございます。給付単価につきましては、8,000円の加算が付きましますので、2万円として計算しますと1億4,242万円になります。合計で4億360万8,000円という金額になります。

それから、外国人登録者の扱いでございますけれども、まだ具体的な対象者につきましては今後検討ということになっておりますが、現在のところ永住外国人については支給するという方向で検討されているようでございます。当町には、永住外国人の方が222名います。ただ、今のシステムでこの222名の、年齢別にちょっと抽出ができない関係がございまして、とりあえず定額の1万2,000円で計算しますと、外国人の給付額としては266万4,000円という金額になります。合わせまして、外国人登録者も合わせますと総額で4億627万2,000円という金額になります。

それから、もう1点、年齢の基準をいつ押さえるんだというご質問でございますが、現在のところ基準日につきましては1月1日または2月1日ということで、現在国のほうで検討中でございます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 以上で川島富士子君の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は11時10分とします。

（午前10時57分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

越川洋一君

議長(八角健一君) 一般質問を続けます。

越川洋一君。

(18番議員 越川洋一君登壇)

18番(越川洋一君) 通告の2点、国保行政から質問を起こしてまいります。

国民健康保険法第1条は、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると定めておりますが、現実の問題として、国民の命と健康を守るべき制度が、手おくれによる死亡者を生み出したり、救急医療による受け入れ先を断られたりという悲劇が跡を絶たずに大きな社会問題になっております。国民の強い願いの一つは、命と健康を守る制度、行政の実現であり、そのためには、政治転換、これが必要であるというふうに思います。

受診おくれによる死亡者の顕在化の背景には、支払い能力を超えた保険税の問題があります。5月に放映されたNHKスペシャルでは、2000の半数近い救急病院の半数近い方からの回答で475人の手おくれ、死亡例が確認されたとしました。経済的理由で命を失う事態が広がっていることは深刻であります。

国保の滞納世帯数は、全国的には2割に近づこうとしております。資格証明書、短期保険証の発行世帯はふえ続け、収納対策の強化の中で、滞納者は多少減少しておりますけれども、現下の景気、経済状況の中で、実質的な改善にはつながっていかないものと思います。

1997年に、介護保険法の成立とともに資格証明書の発行が義務化されました。当町は今年216世帯、短期保険証は524世帯となり、合わせて740世帯、14.1%で非正規証、この発行率は県下で15番目に位置しております。

一方で、構造改革による労働法制の規制緩和で、失業者、非正規労働者の急増、滞納世帯と無保険者も生まれていると言われております。窓口で医療費の全額を求められる制裁が、受診抑制を起こしております。全国保険医団体連合会の調査では、正規の保険証を持っている人の平均受診率は年に7回以上、資格証明書の人は年に0.15回であったというふうに言います。このような手おくれで死亡するという、命を奪う国保制度の改善が急がれているというふうに思います。高過ぎる保険料、取り上げられる保険証、手おくれ死亡事件の発生は、安心して医療を受けられる国保の目的とは異なります。

こうした背景には、高い国保税の問題があるわけですが、2008年5月末の被保険者世帯は5,263戸、881世帯の16.7%が滞納を余儀なくされております。加入世帯の所得と比べて高くないというふうに言えるのか。国保加入者は無職者、平均所得が低いという問題があります。

月額5万円未満の国民年金生活者の増加や非正規労働者やフリーターなど、国保加入者の急速な平均所得の低下、これに拍車をかけているというふうに言われております。非正規労働者が、現在労働者の3分の1を超えたと言われる上に、今回のアメリカ発の金融危機、これは労働者の首切り、雇用破壊をも生んでおります。これらが徐々に今後も影響してくるものというふうに考えられます。また、この間の一連の税制改革が保険料を引き上げたこともあります。扶養者控除の縮小、老年者控除の廃止、公的年金控除の縮小、定率減税の廃止などです。

後期高齢者医療制度の創設は、新たな負担を生んでおります。この後期高齢者医療制度の廃止は、参議院でも可決されているように、制度自体に問題があり、国民の大きな批判にさらされているわけでありまして。制度自体の廃止を求めるべきであるというふうに思います。

このような中で、国保行政の精神に立つならば、法定外の繰り入れをして、町民の命と健康を守る行政展開が求められているというふうに考えます。

国は後期高齢者医療制度とあわせて、65歳以上の年金天引きで、収納率向上を指導していますが、支払う側の事情を配慮することのないやり方は行政不審を招きます。今後、国民年金滞納者にも短期証を渡す。県単位への広域化への動きなども報じられておりますけれども、これでは国保の危機は改善できません。国民皆保険再生の道は、国庫負担を以前のようにふやすほかはありません。また、命を奪うことにつながる制裁措置は、中止することの検討をすべきであります。

ここで改めて資格証、短期証の発行状況とその基準、県内市町村の実態はどうなっているか尋ねます。

横芝光町では、小学校6年生までの医療費の無料化に伴って、この10月から小学生の資格証明書の発行を取りやめました。この精神で、中学生までこれを拡大すべきだと思います。財源的には幾らでもありません。また、中学生までの医療費無料化の拡大を、この際要望しておきたいというふうに思います。通告の順に答弁を求めます。

東陽病院についてであります。

医療費の増大を抑える医療費抑制政策のもとで、病床削減、医療機関の縮小、再編が進められてきているわけでありまして。昭和24年に開設されました国保東陽病院も例外ではなく、

計上損失を持つなど厳しい財政状況にあります。赤字の原因は、診療報酬の引き下げと地方交付税の削減にあるというふうに言われます。

また、医師不足の問題があります。この医師不足は、政府の医療費抑制政策に基づく養成数の抑制にあります。また、新臨床研修医制度が医師不足、地域医療の崩壊の引き金になってまいりました。ここに来て、自治体病院経営の悪化のため経済性、効率性を優先させる経営形態の見直しが進められてきております。

そのもとで、財政健全化法と公立病院改革ガイドラインの押しつけです。健全化法は、財務状況の悪化した自治体病院の経営形態の見直しを進めることとなります。そして、4つの健全化判断比率の公表を義務づけております。一般会計と企業会計との債務を連結して評価することとなります。

公立病院改革ガイドラインは、改革プランの策定を義務づけました。その内容は、経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しです。特に病院の規模や医療機能の縮小も経営効率化や経営形態の見直しですから、住民が直接影響を受けることとなります。改革プランの一番の目的とするところは病床の削減による医療費の抑制と医師不足の解消です。

公立病院改革に関する財政措置の概要にはあめとむちがあると言われます。あめの部分は、改革プラン策定に要する経費、交付税措置、再編ネットワーク化に伴う新たな医療機器の整備に関する経費、交付税措置、公立病院特例債の創設、一般会計出資債、病床削減時の既存交付税率の5年間継続。この中で問題は、特例債の創設と病床削減時の交付税措置ではないかと思えます。

特例債は、この平成20年に限りですが、不良債務に苦しんでいる自治体にとっては非常に魅力的だというふうに言われます。といたしますのも、本来1年で返済しなければならない債務を7年で返せばいいということです。しかし、この起債を認めてもらうためには、病院の機能や規模の縮小、統廃合に進まなければならないこととなります。特例債欲しさのプランをつくってはなりません。この点どうなっていますでしょうか。

また、むちの部分として、交付税措置に病床利用率を反映させるとしてあります。これも病床削減に誘導するものであるというふうに思えます。

健全化法とガイドラインはセットになっているもので、健全化法は自治体病院の経営形態の見直し、改革プランは数値目標管理が進められ、経営効率化でもたらされるのは地域医療の崩壊の方向です。自治体病院の公共の福祉の増進を否定することにつながるというふうに思うわけです。まず、この財政健全化法と公立病院改革ガイドラインについての町の見解を

求めたいというふうに思います。

東陽病院の赤字経営の原因と対策、経営の実態を明らかにしていただきたい。またことし、機能維持強化の経営改善策を示していただきたい、そういうふうに思います。

以上です。

〔 18 番議員 越川洋一君降壇 〕

議長（八角健一君） 越川洋一君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、越川洋一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、国保行政についてのご質問でございますが、私からは国保資格保証書や短期保険証、後期高齢者医療制度、法定外繰り入れ、医療無料化の拡大等についてお答えをし、国保税に関するご質問につきましては税務課長からの答弁とさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

またご質問が多岐にわたっている関係から、関連性を考慮し統計づけてお答えをしたいと存じますので、必ずしもご質問の順序どおりの回答とはならないことをご了承いただきたいと存じます。

それでは初めに、資格証書及び短期保険証の交付に関する保険者としての基本的立場について述べさせていただきます。

まず、資格証明書につきましては、国民健康保険法の規定により、災害等の特別の事情がなく、1年以上国保税を滞納している世帯に対し、被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付しております。また、短期保険証書につきましては、同じく国民健康保険法に規定されておりまして、国の通達により、この短期保険証を活用して滞納者との納付相談の機会をふやすというよう指導がなされ、町ではその趣旨に沿った運用を行っているところでございます。

本年9月1日現在の資格証明書交付世帯は236世帯で、国保加入世帯に占める割合は4.5%であります。県全体では2.8%でございます。同じく短期保険証の交付世帯は431世帯で、国保加入者世帯に占める割合は8.3%で、県全体では8.4%のことでございます。

なお、資格証明書の除外適用要件でございます災害時の特別な事情といたしましては、財産の災害や盗難、世帯主や親族の病気や負傷、事業の廃止や著しい損失などを政令で定めておりますが、町ではこのほかに取扱要綱等を定めまして、被保険者が町の実施する乳幼児及

び児童医療制度の対象となっている場合を特別な事情に加え、これに基づいて本年10月からは、資格証明書交付世帯に含まれる乳幼児及び小学生については、有効期間3カ月の短期保険証を交付しているところでもございます。また、現在は、要領の対象としていない中学生についても、緊急的な対応として申請があった場合は、短期保険証の交付を行う準備を整えているところでもございます。

なお、中学生の医療費無料化につきましては、県内では浦安市が既に実施しておりますが、当町におきましては今後の財政的な状況を見据えながら検討してまいりたいと存じます。

資格証明書の交付につきましては、法律に基づく措置とはいえ、機械的に交付しているわけではございません。国・県の指導に基づきまして、短期保険者証を活用し、3カ月ごとの更新時期に納付相談を行い、その実態を把握するように努めております。そして、納付相談に一向に応じなかったり、取り決めた納付方法を履行しなかったり、あるいは負担能力があると認められながら納付されないなどのものに対しては、弁明の機会を設けた上で法の定めに基づき資格証明書を発行しているのが実態であり、今後とも税務課と住民課が連携を図りながら、この運用方針を継続してまいりたいと考えております。

ご承知のとおり、国保事業につきましては、独立した特別会計で運営するように法律で定められており、国保事業費、総額の約3割は国保税収で賄う構造となっております。したがって、国保財政の健全な運営を図る上で、国保税収納率の向上は極めて重要な課題でございます。平成19年度の現年度分の国保税収納率は90.22%で、対前年比0.28%の減でございました。この率は、県内では、56保険者中20位、山武郡市では第1位の数字でありましたが、誠実に納付されている被保険者との負担の公平性を確保するためにも、資格証明書や短期保険証を活用して未納を減らし徴収率の向上を図ることこそ、まさに町民の目線に立った施策であると考えておるところでございます。

また、一般会計からの法定外繰り入れにつきましては、ご承知のとおり、合併に伴う国保税の激変緩和措置として、既に平成18年、19年度と、それぞれ5,000万円を一般会計から繰り入れしたところでもございます。依然として不透明な経済状況の中、本年度から後期高齢者への支援分が国保税の算出区分に加わったこともあり、平成20年度の国保加入者の税負担が増加しております。景気低迷に伴う町民所得の低下を考慮し、一般会計からの繰り入れにつきましては、慎重な立場から、現在検討を重ねておりますが、政治判断が必要な施策であるため、21年度の予算の骨子ができた時点におきまして、議会にもご相談申し上げたいと考えているところでもございます。

次に、受診おくれの問題につきましては、新聞、テレビ等、マスコミ報道により周知しておりますが、今後も納付相談や臨戸訪問等の機会を通じて、滞納者とのきめ細かな接触を図り、その実情をよく聞きながら、負担能力に応じた分納、納付をお願いし、短期の被保険者証を発行することにより、当町において同様の事態が生じないよう、滞納者の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

また、国保施策としての直接の関連性は薄いものの、病院たいら回しの悲劇は極めて遺憾な事態であり、町民が安心して医療を受けられる上で、重要課題としてとらえるべき問題であることと考えております。

この問題につきましては、近隣の中核病院との協力、連携体制をより一層強固に保っていくことが肝要であると考えておるところでございます。

最後に、後期高齢者医療制度につきましては、6月議会におきまして、越川議員の一般質問に回答いたさせておるところでございますが、当町のような高齢化率が高く財政基盤の脆弱な小規模自治体にとりまして、県下全市町村による広域連合が運営する本制度は、将来にわたって安定した高齢者医療を維持していくために、ぜひ必要なものであると考えております。

町といたしましては、今後とも広域連合と密接な連携を保ちながら、制度の安定した運営を図るべく努力をしてみたいと存じますので、ご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

次に、東陽病院についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の財政健全化法、公立病院改革ガイドラインについての見解というご質問でございますが、財政健全化法は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率を公表し、その比率に応じて早期に地方公共団体及び公営企業の経営の健全化並びに再生を図るための計画を策定するとともに、必要な措置を講ずることを目的とする法律であると認識をしているところでございます。また、公立病院改革ガイドラインは、近年多くの公立病院において経営状況が悪化するとともに、医師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされているなど、経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっていることに加え、財政健全化法の施行に伴い、公立病院は単体としても、またそれらを運営する自治体の財政運営の面からも、経営改善が求められていることから、その役割を明確化し、経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しの3つの視点に立った改革を進めるため、自治体は改革プランを策定することとされておるところでございます。

これらの法律及びガイドラインが示された背景には、自治体の財政の逼迫と病院事業を初めとする地方公共公営企業の自治体への財政負担増があることは申すまでもありませんが、自治体病院は急性期医療を担う中核病院から東陽病院のような地域密着型の医療を受け持つ病院まで多種多様であり、一概に経営効率だけを見て、その存続を議論すべきではないと考えております。

しかしながら、町の財政状況から判断しても、東陽病院の運営に当たり、際限なく財源を繰り出すことは適切であるとは考えておりません。病院の存在意識を明確化した上で、数値目標を設定し、一般会計からの繰出金の根拠を整理し、病院経営の改革に努めてまいりつもりでございます。

次に、2点目の赤字経営の原因、経営の実態を明らかにしてほしいと、3点目の、2008年度は正念場、機能維持充実の経営改善策をとのご質問でございますが、関連いたしますので一括して答弁をさせていただきたいと思っております。

平成19年度の決算につきましては、先の9月議会でご承認をいただいたとおりでございますが、早期健全化基準の20%は大きく下回っているものの7.2%の資金不足が発生しておりますので、これを解消するため繰入金の仕組みを見直す必要があるものと考え、今議会に一般会計からの繰り入れの補正予算をお願いをしているところでございます。

また、経営内容も、診療科別に見ますと、医師の人数も確保できている内科は経理内容も良好でございますが、外科につきましては医師が1名体制となってしまう手術は行えない状態であることから、院長、副院長を中心に外科医師の確保に努めているところであります。泌尿器科、脳神経外科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科は非常勤の医師による週一、二回の外来診療のみとなっておりますが、これらの診療科目はこの地域には少ないため、交通機関の確保が難しく通院が困難な高齢者や入院患者への必要な医療の提供など、住民の利便性の確保のために採算性だけではなく、地域医療の充実という観点からも開設しているところでございます。

入院の状況は昨年度までは、平均在日日数の長期化によって15対1という下位の施設基準であったため、入院基本料が低く診療報酬が少なくなっておりましたが、現在は療養病床を有効に活用し、入院患者の家庭環境にも十分な配慮をしながら、在院日数を適切に管理するとともに、看護師を有効に配備することによって、10対1の施設基準が取得できましたので、今後はこの状態を維持し、安定した医業収益の確保に努めてまいりたいと思っております。

外来患者につきましては、薬の長期投与化が大きな要因と思われませんが、最近では減少傾向

が続いておりますので、公立病院の役割を再認識し、地域住民の健康管理にも努める意味で、人間ドックのメニューの見直しや事業所健診の受託にも可能な限り対応していくことで、新たな利用者を確保していく努力をしております。

東陽病院は、昭和26年に、内科、外科、産婦人科の3科で、34床で、東陽村立の国保病院として開設をされましたが、当時この地域には、入院施設の整った医療機関が不足していたことと結核対策が大きな社会問題であったという時代背景から、ほぼ同時期に旭中央病院、多古中央病院、成東病院、八日市場市民病院、現在の匝瑳市民病院などが相次いで開設されました。

その後、時代の大きな流れの中で、社会構造も人口構造も変化し、医療の役割も変わる中で医療制度の改革も進み、東陽病院もその形態を変えながら地域医療の提供に努めているところでございます。

町内では唯一の入院施設を有する病院であり、患者層は内科系の高齢者が多い状況でございますが、外来受診から入院となる患者のほか、救急で旭中央病院等に入院した方が、安定期に入った段階で東陽病院に転院をし、引き続き回復に向けた医療を受けられるケースも多くあります。また、療養病床は一般病床での緊急急性期医療が終了した患者のうち、さらに長期療養が必要で在宅復帰もままならない人や、自力で食事ができずチューブで栄養を注入する経管栄養を施している人とか、器官切開をしているために施設入所もできない人などが入院をしているところでございます。

今後、高齢化の進行に伴いますこのような患者さんはふえてくると思いますので、東陽病院は公立病院として、地域医療の提供に努めていくことが、その役割であると認識しております。

救命救急医療や高度医療を必要とすることは申し上げるまでもございませんが、それらを受けてアフターケアをする医療も必要でありますし、地域住民に身近な医療を提供することは、自治体病院の役割であるものと考えております。

厳しい医療情勢の中ではありますが、一層の経営努力をしながら、東陽病院が地域住民の皆様方に必要とされ愛される病院であるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 税務課長、並木俊郎君。

〔税務課長 並木俊郎君登壇〕

税務課長（並木俊郎君） それでは越川洋一議員の国保行政についてのご質問のうち、税務関係についてお答えいたします。

最初に、所得が300万円で4人家族の国保税についてでございますが、給料所得の場合ですと、年収が約440万円で所得が300万円となります。ご質問の世帯は、妻に収入がなく、また固定資産税も課税されておらず、夫婦ともに40歳を超えているものとしたしますと、今年度の国保税は医療分が29万1,900円、後期高齢者支援金分が8万2,000円、介護保険分が6万4,000円で、合計43万7,900円となり、これを8期で納付いたしますと1期あたりは約5万4,000円となります。

次に、国保加入世帯の平均所得についてでございますが、今年度の国保税当初賦課時点で、所得のない世帯を含む1世帯あたりでは133万7,000円、被保険者1人あたりでは64万1,000円となります。また、所得のない世帯1,297世帯を除きますと、1世帯あたりでは200万2,000円、被保険者1人あたりでは148万9,000円となります。

最後に、滞納者と未加入者の増加の実態についてですが、滞納者は昨年度と比較いたしますと増加傾向にあります。今年度は、後期高齢者支援金分が新設されまして負担がふえていることも一因かと思われまます。先ほどの町長の答弁にもありましたように、新年度に向けまして、国保加入者の負担の軽減を図る方策について、現在検討を進めているところでございます。

また、未加入者の増ということですが、他の保険に加入していない方は、基本的に国保に加入することになっております。しかし、国保への加入につきましては、本人などの申し出が必要ですので、町で未加入者を把握することは困難であることをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

〔税務課長 並木俊郎君降壇〕

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 町は資格証明書発行のための受診おくれという事例をつかんでいるかどうかですね。私はそういうのを知っているわけですがけれども、つかんでいるかいないか、いるとすれば肝心のところはどうかと。

議長（八角健一君） 住民課長、海保清一郎君。

住民課長（海保清一郎君） ご質問の資格証明書に関しての受診おくれの件でございますけれども、申しわけありませんが情報としてはつかんでおりません。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） つかんでいない。つかむようにしてください。

モデル世帯の答弁ありましたけれども、私、資産がなくて言ったよな。資産がない場合。これ資産があるというふうに見ると、医療分では限度額47万、介護保険料9万、それから高齢者の支援金分が12万、それに国民年金が夫婦で34万と、その上に税金と、こういうことになりますと、200万円を下回るような状況になるわけですね。まさにワーキングプアで、現在滞納世帯803で15%、国保の加入世帯は57.51%。ちなみに、制裁率の順位は県下で3位だということだと思うんですよ。間違いありませんよね。

〔何事か言う人あり〕

18番（越川洋一君） 時間なくなっちゃう。

議長（八角健一君） だれですか。

海保清一郎君。

住民課長（海保清一郎君） 制裁率、その割合をどういうふうに出したかちょっとわかりませんが、県下で3位という情報は得ております。ただ、郡内では……。県下で3位ですか、という情報はありますけれども、どういうふうに割合を出したか、ちょっとまだそこまでは把握しておりません。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 把握して研究してください。

所得300万となると、あらかたの農家はこの対象に入るわけですね。この所得階層別の被保険者の状態というのはどうなっていますか。

議長（八角健一君） 税務課長、並木俊郎君。

税務課長（並木俊郎君） 所得階層別の課税状況でございますが、先ほど申し上げましたように、所得なしの世帯が1,297世帯、全体の25%でございます。

この所得なしといえますのは、年金の所得の方の場合、65歳ですと120万円まで控除はありますので、それを控除しますとゼロという、120万未満の方は所得がゼロという世帯に該当してまいります。

それから、所得が33万円までの世帯が394世帯、33万円以上100万までの世帯が762世帯、それ以上200万までの世帯が1,194世帯、200万を超えて300万までの世帯が753世帯、それを超えて400万までの世帯が352世帯、400万円を超える世帯が444世帯、合計5,196世帯でございます。

18番（越川洋一君） そのように大変、低所得者が多いということで、そこでやはり滞納も大きくならざるを得ないという状況があると思うんです。

そういった中で、収税・収納対策進めているわけですが、法定減免、申請減免のきめ細かい相談、減免猶予など生活支援、こうすることで対応する町の裁量、特別の事情と、これを深く吟味する必要があるのではないかなというふうに思います。

時間がないので次に行きますけれども、資格証明書、短期保険証、これを発行し始めてから、その効果としての滞納者が減ったのかと。見せしめとしての役割はあるでしょうけれども、払えない人には痛みが、改善になっていないとすれば、皆保険の理念に立ってやめるべきではないのかなというふうに思うんです。

同じ町内でも、さっき町長はやめる気はないという話でしたけれども、同じ町内、県内でも、酒々井、本埜、東庄、一宮町、長柄、長南町、これは資格証明書は発行していないんだよね。だから、資格証明書は発行する、しないということができないことではないと。睦沢町については12月から高校生まで発行しないと、決定したということです。

そういう中で、資格証、短期証の発行の基準、これはどういうふうに考えているのか。

議長（八角健一君） 住民課長、海保清一郎君。

住民課長（海保清一郎君） 資格証明書、短期保険証の発行の基準ということでございますけれども、これからいたしますと、資格証を発行することになっているわけでございますけれども、いろいろな事情ございますので、機械的に資格証明書を発行しているわけではございません。

施行令にもあるように、特別な事情、これは病気とか災害とか収入が激変したとか、あるいは町では乳幼児医療、小学生以下の医療費の無料化としている、対象者には短期保険証を発行しているわけでございますけれども、あと最近では中学生以下にも緊急的な措置として資格証明書を発行しないということを、国・県の指導で来ております。

また、これはきのう、最新のきのうの情報でございますけれども、国民健康保険法の改正で、本国会で中学生以下は資格証明書を発行しない、短期保険証に移行するということが成立するという、まだ正式な、公式な情報ではありませんけれども入っております。

いずれにしましても、機械的に資格証明書を発行しているわけではございませんで、税の納付の公平、税負担の公平性をかんがみまして発行を、短期保険証を発行に、とかを発行しているものでございます。

議長（八角健一君） 税務課長、並木俊郎君。

税務課長（並木俊郎君） 短期保険証の発行によりまして、税の収納率が改善されたかというようなご質問だったかと思うんですけども、短期保険証の発行によりまして、改善されたかどうかはちょっと把握されておりませんが、短期保険証を発行することによりまして、滞納者との定期的に会えるというような、それによりまして、その滞納者の実情を把握するというようなことができますので、税務課サイドといたしましては、短期保険証の発行は有効だというふうに考えております。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 当町の場合には、医療費無料化制度に伴って、小学生段階は資格証は渡さないということをいち早くやってきて、これは大いに評価できるし喜ばれているところだというふうに思いますよね。

手元には、資格証の発行の子供のいる世帯236というふうにありますけれども、中学生もやめるには大した予算は要らないということです。何かやる場合には必ず予算がくっついてくるわけですけども。

ですからこれは、町長の決断が必要ではないかなというふうに思います。正規の保険証を渡すことを前提にして、それを中学生、高校生まで拡大すべきだというふうに思います。町長はどう思うか。

厚生労働省の国民課長保険通知、これは資格証明書交付に際しての留意点、子供のいる滞納世帯に対する資格証、証明書交付に際しての留意点として、子供のいる世帯に対して資格証の、証明書の交付に際しては、よりきめ細かな対応を求められるとして、緊急的な対応として、短期保険証の発行は何と言っているかということ、世帯主が市町村の窓口において子供が医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、保険料を納付することができない特別の事情に準ずる状況があると考えられること、資格証明書が納付相談の機会を確保することが目的であることにかんがみ、緊急的な対応としてその世帯に属する被保険者に対して速やかに短期保険証の交付に努めること、市町村の実情に応じとも述べております。ですから、全国的な事例を見て、国も、収納率の向上を言いつつも柔軟な対応というのを強調せざるを得なくなっているというふうに思うんですよね。こういう通知から見ても、拡大すべきだということです。

それからさっき課長言われましたけれども、最近の報道によりますと、自民、民主が、議員立法として、中学生までの子供には発行しないと。いわゆる資格証明書を発行しないと、短期証にするという、こういうことを決めるという方針が報道されました。ですから、これ

国会でもそこまで来ているわけですね。

ですから、いかにこの点に対して、改善の世論が大きいかということです。ここをやはり正面から受けとめて、この問題、町長どう考えるか尋ねます。

それからもう一つは、最近子供の貧困という問題がクローズアップされてきているということです。これは給食費の滞納問題、貧困ライン以下で暮らす子供というのは、母子世帯を中心に58%にもなっているという。これはこの間の新自由主義の市場万能論。政治がつくり出してきたものというふうに考えます、子供の貧困。今後、これは非常に吟味していかなければならない問題ではないのかなというふうに思います。

それから、法定外繰り入れですけれども、これは検討を重ねているということで、ぜひ新年度予算で繰り入れということを決定していただければなというふうに思います。繰り入れをするという場合に、どの部分に補てんする考えなのか、その点を。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） まず、先ほど、今の住民課長が申しあげました中学生以下の資格証の発行をやめるというような部分は、自民党から何か出されていて、来週中にも国会に出されて成立をする予定なんだそうです。

それも当然のことながらかんがむ中で、当町のほうもそれについては協議を重ねてまいりました。短期保険証ですとか資格証の一連の討議の中で、論議の中で、本当に税負担の公平、公正を考える上に、一つの方法で今まであったのかなと。それはやはり、徐々にその理論というものは、崩れつつあるように感じているところも事実でございます。

とは言いながらも、この自治体を運営する責任者として、税の収納も極めて重要な一つの役目でございます。そうした中に、実際国民健康保険税を滞納している世帯というのは比較的町民税、町県民税についても納めておらないという世帯がダブっておる現状があります。

そうした中においても、今後その税の収集、徴収の問題もはらめて考えていかなければならないことなのかなというふうには感じているところでございます。今後、国の流れ、制度の流れを傾注しながら進めていきたいと考えております。

次に子供の貧困の問題につきましては、確かに本当に、この日本が、格差社会の問題が、よく提議されておるわけでございますけれども、本来であればその部分についてはあってはならないものなのかなというふうに考えております。当然のことながら国政レベルでの論議が必要な部分でございますので、今後その辺の部分についても傾注をしまいたいと思っております。

続いて、その法定外繰り入れの部分でございますけれども、この部分については、医療分を考えておるところでございます。議員さんご承知かどうか、国民健康保険の収納率が特々調の、今ずっと横芝光町は4,200万円ほど昨年度も県のほうからいただいたわけでございますけれども、これがやはり収納率によって影響が出かねない部分もございますので、ぜひ国保の収納率の向上を大きな課題として取り組んでいかなければならない大切な部分でございますので、そのように考えるところでございます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 税の収納というのは大変大事なことで、しかし払いたくても払えない人がこの間急増していると。これが貧困とか格差という言葉で言われていることなんですよ。

そういう中で、受診おくれになって命を落とすというような事態がふえているということであれば、やはり末端自治体の首長として、これをどうするかということが、国会での議論も並行して、資格証じゃない、せめて短期証というか正規証をとということの検討というのは、まさに必要であるということと、収納率が低下してもいいということではないということはおわかっていただけていると思うんですよ。

ですからその辺を、県下に先駆けて医療費の無料化や小学生の資格証廃止を、先駆けてやってきた町長ですから、そこはやはりやれる心を持っているというふうに思いますので、お願いしたいということです。

時間がありません。

病院問題ですけれども、よく経営改善といえば職員のリストラ、給与カットによる人件費削減、業務の外部委託による経費削減、そういう機能縮小という方向の流れがあるんです。しかし、地域住民が納得する医療を提供することを通じて、経済性の追求すると、この方向での改善策を示してほしいと思います。

とりわけ山武医療センター構想が破綻した上で、今後の東陽病院の方向、あり方を示すという、明確に町民に示すという時期ではないのかなと、そういうふうに一つは思います。この点どうですか。

それから、さっき答弁の中にもありましたけれども、医業収益をふやさなければならないということですよ。これは、入院、外来患者の増加というものが非常に大事だと。病床利用率が70%というふうに言われる中で、この入院患者の増加の方向をどうしたらいいのかと。

そういうことで、平均在院日数の適正化、病床区分の見直しが大事ではないか。これは既にやられているということですかね。ここをひとつお答えいただきたい。

それから、時間がないので、やはり病院のプロの職員の意識改革、この経営改善に自分たちはどう寄与すべきかという、ここが大事ではないのかなと。診療報酬内容、こういうものについても職員、事務職員にも全職員に説明するとか、毎月の経営状況を周知していくとか、そういったことが非常に重要だと。

それからもう一つは、モニター制度の導入。やはり直接利用する住民からの意見や声を聞くと。常にそれを経営、運営に反映するという、この制度の導入というのも、今後考えなければならぬのではないのかなと思うんです。またはこの肝心の医師の確保というのが、今どこでも大きな課題になっているわけですがけれども、そういった中で、医師は行政に何を期待して何を求めているのかと。こういう点もきちっと町長認識して対応されているのかなと思うんです。そういう点で答弁を。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） まず経営改善の件でございますけれども、経営改善につきましては、決して機能縮小を図るような施策ではなく、やはり利用者の増大を図るというように考えております。しかしながら、無駄の部分については、限りなくゼロのようにするように努力はしながら、あくまでも機能を縮小するようなところで考えてはおりません。

先ほど壇上からの答弁の中でもございましたとおり、企業健診のほうにつきましても、徐々にふえつつありますし、先般10月号の、これは前も申し上げましたとおり、10月号の広報では東陽病院の日帰りドックのご案内を差し上げましたところ、やはり数人の利用者があったということは好ましいことになっているのかなというふうに考えております。また、職員に対する、全員に対する周知の問題でございますけれども、これにつきましても今後、なかなか病院、24時間をやっているところの中で、全員を集めてのそのものというのはなかなかできないんですけれども、先般もお答えしたかと思えますけれども、ある部分朝礼ですとか、つまりには私も出れる時間があれば出て、その意識改革についても今後進めていきたいと思っておりますし、それを今、事務長のほうに指令を出したところでございます。

また、利用者の声につきましては、今年度でしたか、アンケート調査を行っておりまして、これも通年で行っているわけではなくて、たまに単発で行ったりもしておりますのでございまして、利用者の利用しやすいような施策の参考にさせていただいているところでございます。

以上です。

議長（八角健一君） 病院事務長。

東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、私のほうから、幾つかお答えさせていただきますが、町長からいろいろお話、答弁ありましたが、職員の意識改革ですとか、その辺につきましても、まず病院でも、これは勉強会というものをいろいろな形でやっております、職員の勉強会。例えばその看護師において、このあすですか、も予定しているんですけども、一例を挙げれば、あす看護師で、救急医療に関する勉強会、これはすべて時間外のほうであります。

ですから、参加を強制するものではありませんけれども、そういったものを行ったり、あるいは患者を扱うに当たって、腰を痛めないようにやるにはどうしたらいいのかと。例えばそんなことをリハビリの理学療養士の皆さんに、そういった職に携わる人たちに指導したりとか、さまざまな勉強会ですとか、また先ほどもお話ありましたけれども、収益の状況ですとか平均在院数の管理、こういったものについても、その仕組み等の勉強会もしております。また経営の状況も毎月、各部署の責任者には伝えるような会議も開いております。そういった状況でございます。

議長（八角健一君） 越川洋一君に申し上げます。

時間はあと2分でございますので、簡潔にお願いします。

18番（越川洋一君） 職員、プロフェッショナルのやはり力、意見、こういったものを大事にするというのが経営改善の大きな方向だし、やはり住民の意見を入れるというモニター制度、医師の意見を聞くという、こういうのも非常に重要だというふうに思います。

今、山武医療センター構想、その後の動きを見ますと、県はやはり地域医療に責任を持つ姿勢がないですね。国も医療費抑制政策に立っています。そんな中で、首長の、管理者としての首長の熱意、町民の視点での、町民ぐるみの病院再建というのを求められているというふうに私は考えます。そういう方向で町長はいかがですか。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 医療制度、そもそもの根底からの問題でございますが、ある部分、施策の話であるということは議員おっしゃるとおりでございますが、やはりこの自治体の長として、住民、町民の健康、また安心・安全を図ることは、その責任を負うということについては言うまでもございません。

そうした中で、限られた予算の中ですけれども、精いっぱい町民の安心・安全、また医

療の提供に努めるように、今後もさらなる努力を傾注していくつもりでございますので、ぜひ議員各位にはご理解とご協力をよろしくをお願いをしたいと存じます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 以上で越川洋一君の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後 1 時 25 分とします。

（午後 0 時 1 0 分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 2 5 分）

實 川 隆 君

議長（八角健一君） 一般質問を続けます。

實川隆君。

〔 3 番議員 實川 隆君登壇 〕

3 番（實川 隆君） アメリカ発のサブプライムローン問題から発した金融危機のあおりを受けて、景気減速の状況となり、中小企業のみならず大手企業にまで不況の波が押し寄せており、臨時雇用や契約社員にとって大変厳しい年末になってしまいました。麻生内閣もそのような影響のせいか支持率も低下し心配しているところでもあります。国民の一人としてだれもが安心して生活できるように、何とかこの難局を乗り越えてもらいたいと願うばかりであります。

それでは、通告に従いまして、大綱 3 点ほど一般質問をいたします。

まず 1 点目として、成田空港関連についてお伺いします。

成田空港は、政府のアジアゲートウェイ構想を初め、国内外の航空、そして空港事情が目まぐるしく変化する中、機能拡充を図るため、発着回数 30 万回を目指していくべき発表がなされました。

町長におかれても、近隣首長とイギリスのヒースロー空港、ドイツのミュンヘン空港と、ハードスケジュールの中、視察を行ってきたと聞いております。大変ご苦労さまでございました。6 日間の日程の中で、同行者と多方面にわたり情報交換あるいは意見交換がなされたことと推察申し上げます。同じ空港圏として持っている悩みや共有するものが大いにあると

思います。後日改めて研修の成果をお聞きしたいと思いますのでよろしく申し上げます。

そんな中、当町は、成田、芝山から見ると、空港の恩恵が少ないような気がします。今は共生から共栄になりました。ともに栄えるためにはどうしたらよいのでしょうか。発着回数が22万回から30万回になる、それもいいでしょう。まずは成田空港の発展が大事です。そして次に、各自治体が潤わなければなりません。

N A Aでは、乗り継ぎ旅行者のために、待ち時間を利用して成田近隣の観光化を目指しています。幸い我が横芝光町は観光の目玉になる海ガメの産卵地でもあり、ハマヒルガオの群生地、コアジサシの繁殖地がある木戸海岸、サーファーが1年を通して訪れる屋形海岸、そして成田不動尊上陸の地があります。そのような場所を観光化するためには、やはり交通アクセスの整備は欠かせません。

そこでお聞きします。芝山鉄道は平成14年の10月に千代田駅まで開業したわけですが、その後の進捗状況はどうなっているのかお伺いしたい。

次に、中台地区は集落の中心部が移転区域となっており、県道横芝・山武線わきには移転した宅地跡が、またアウターマーカー撤退跡地など合わせて9万3,287平米の移転跡地があります。中台地区の座談会でも、移転跡地の有効利用の質問がありました。一部は農家がお借りして耕作をしているようですが、町ではこれから横芝光町にある移転跡地を、どのように取り扱うのかお聞きします。

次に2点目として、農業政策についてお伺いします。

昭和46年より転作制度が始まりました。当初は米価を維持するために行われてきた制度でしたが、米の価格は下がる一方でした。今では過剰米を減らすために行われており、16年度からは米の生産目標の配分による方式に移行した生産調整という名目で、農業者が市場を通して需要の動向を把握し主体的判断によって売れる米づくりを需給調整し実施しているわけですが、当然行政としても、農業者あるいは農業者団体に対し、主体的需給調整が円滑に行われるよう指導、助言を行っていると思います。町としてこれからどのように取り組み、指導していくのかお聞きします。

そんな中、町の絶大なる支援を受け、専用コンバインとラッピングマシンを購入し、ホールクroppサイレーズ事業に取り組んだわけですが、輸入飼料米価格の高騰や食料自給率の向上、生産調整のメリットなどの支援を背景に、耕種農家にとっても畜産農家にとっても、この事業に取り組んでよかったと考えています。特に、本県のように圃場条件の悪い地区においては、大変取り組みやすいかと思います。しかしながら、飼料稲の作付面積がふえた場

合、本町の畜産農家だけでは対応し切れないと思うがどう対処していくのかお聞きします。

次に3点目として防災対策についてお伺いします。

日ごろ消防団員の方々には、地域の主力として、防災活動や消火活動などのさまざまな活動に活躍されているおかげで、町民として大変頼もしく、安心して暮らせていけると思っております。また、先日の曽根合地先の住宅火災の際にも、大勢の消防団員の方々には消火活動に寒い中、また長時間にわたりご協力くださり、あわせて御礼申し上げる次第であります。

さて、その際、残念ながら、水利が少なく初期消火に水の確保が難しかった面があります。特に消火栓は、もともとの本管が細いためか水量の確保ができなかったようです。大総地区は住宅火災や芝火災など、同様に高台のため水利の確保が難しく消火活動に手間取り、大変心配しております。その不安をなくすためにも、消火栓の設置や防火水槽の増設を要望してまいりました。

今回、中台地区に防火水槽はできましたが、根本的な水利の不足は解消されません。そこで水道管の設置について、現状よりも太い配管に変えるなり加圧ポンプを設置するなどして水量の確保対策が必要ではないかと思いますが、いかがお考えかをお伺いいたします。

また、先日の火事の際には、両総用水からポンプアップをして中継による送水が行われました。消防団員の皆様には、操法大会に加えて、中継訓練や基礎訓練を行っていただいているところではありますが、より実践的な中継訓練、より応用をきかせた防災訓練を行っていただき、万が一の火災の際の速やかな消火活動に役立てていただきたいと思いますがいかがお考えかをお伺いいたしまして、壇上からの質問とさせていただきます。

〔3番議員 實川 隆君降壇〕

議長（八角健一君） 實川隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 實川隆議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、防災対策につきましては、環境防災課防災班長のほうからの答弁となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは初めに、空港関連についてのご質問のうち、1点目の芝山鉄道延伸についてでございますが、芝山鉄道は平成14年10月に東成田駅、芝山千代田駅間2.2キロメートルが開業されました。

この鉄道は、空港周辺の交通渋滞の緩和と、空港南側の地域振興策として、将来的には芝

山町中心部を經由して、九十九里海岸方面への延伸が検討されており、延伸が図られるまでの代替措置として、芝山鉄道延伸連絡協議会による空港シャトルバスが現在、空港内第2旅客ターミナルから横芝屋形海岸まで運行されているところでございます。

芝山鉄道の延伸については、採算面などの理由から、延伸に関する具体的な進展がないのが現状でございます。

次に2点目の中台地区の移転跡地についてのお答えをさせていただきます。

成田国際空港株式会社が所有する中台地区住民の移転に伴う跡地については、用地保全の観点から、毎年6月、8月、11月の年3回の住宅跡地の草刈りを実施するほか、同地については景観形成作物としてコスモス等の種をまくなど、成田国際空港株式会社において、移転跡地の適正な管理に努めていただいているところでございます。

また、移転跡地の有効利用を図るため、農用地として周辺農家への貸し付けを行うほか、駐車場等の用地として活用されておりますが、その他の利用方法についても、必要に応じ、成田国際空港株式会社と協議をし検討してまいりたいと考えております。

次に、農業施策についての政策の質問の1点目、生産調整の取り組みについてでございますが、平成20年千葉県の米の生産目標面積数量は、19年度より3,020トン少ない26万3,010トンであり、19年度の実作付面積6万2,673ヘクタールに対して、新たに1万2,887ヘクタール、数量で6万4,121トンの生産調整の拡大が求められました。

当町の状況であります。平成20年産米の県からの生産目標数値7,315.8トンに対して1万1,077トンが作付され、面積換算しますと作付目標面積1,325.3ヘクタールに対し1,909ヘクタールが作付され583.7ヘクタールの超過となっております。

平成16年度から、需要に見合った売れる米づくりを行う環境を整えるため、転作面積配分から生産してもよい米の数量の配分が変わり、農家や農業者団体が自主的に生産調整を行うこととなり、また平成19年からは、行政による全農業者への生産目標数量の配分は行わず、JA等がみずからの生産調整方針を参加する農業者に対して、生産数量目標及び作付目標の配分を行うこととなりました。

千葉県内の水田は水はけが悪く、湿田が多いため、水稻以外の作物をつくるのは非常に難しい状況であります。そのため20年度において千葉県では、水田に関する諸条件並びに家畜飼料増産の推進方針とあわせて、生産調整に対する実効性が高い飼料用米やホールクroppサイレージ稲を重点作物として、生産調整の推進が図られたところであり、当町では県の方針を重視し、近隣の市町と比較し、肉牛や酪農を営む生産者が多いことから、従来から作付

されていたホールクroppサイレーヅ稲を重点作物として位置づけ推進したところであります。

現在、我が国の食料自給率は40%で、主要先進国の中でも最も低くなっております。国はこの食料自給率を50%に引き上げるべく、平成21年度、予算概算要求では、国内の食料自給率、自給力の強化に向けて特別対策を行い、主食用米から米粉、飼料用米等へ作付拡大した場合の支援を新たに予定しているところでございます。さらに現行の産地づくり交付金について、基本的枠組みを維持しつつ、効果が一層高まるように見直しを行うこととしております。

町では、生産調整実施者に対し、生産調整を円滑に推進し、農業所得の安定を図るため、国・県の補助金とあわせ、転作奨励金を交付しておりますが、この産地づくり交付金が当町の生産調整に与える影響は非常に大きなものがありますので、21年度産の予算状況の動向を見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

2点目のホールクroppサイレーヅ事業についてのご質問でございますが、当町は湿田が多く、米以外の転作には限界があることと、畜産農家への安価な飼料提供の観点から、今年度から耕畜連携により、湿田でも転作可能なホールクroppサイレーヅ稲の生産を推進することとし、その結果19年度の実施面積7.4ヘクタールに対して本年は23.6ヘクタールと、約3倍の拡大されたところであり、これに必要な経費について、本議会の補正予算案に計上させていただいたところでもありますが、今後は町の財政状況も逼迫しておりますことから、作付面積がふえた場合には、個々への助成額が薄まり減額とせざるを得ない状況も考えられるところでございます。

また、本年度の状況を見ますと、収穫機一台では、品種の選択、作付時期の調整、圃場の団地化により作業の効率化を図っても、来年は大幅な作付面積の拡大は困難と思われませんが、さらに増産となった場合の販路につきましては、町内畜産農家の利用を促進するとともに、町外にも販路を求めていきたいと考えております。

ホールクroppサイレーヅは、耕種農家にとっては、水田をそのまま活用できる転作物となり、畜産農家にとっては輸入穀物の価格変動に左右されない安価な飼料原料が確保され、あわせて食料自給率の向上に資することとなりますので、今後も有効な生産調整手法として取り組むとともに、1点目でお答えしたとおり、産地づくり交付金が当町の生産調整に与える影響が大きいことから、県に対し、交付金の確保についても要望していきたいと考えております。

以上で私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、環境防災班長、川島敏彦君。

〔環境防災課防災班長 川島敏彦君登壇〕

環境防災課防災班長（川島敏彦君） それでは、實川議員ご質問の防災対策消防水利と消防団活動についてお答えいたします。

まず、消防水利の質問につきましては、さきに森川議員の一般質問でお答えしたとおり、消防法に基づき町で指定している消防水利は町全体で1,110カ所あり、消防水利の基準からしますとおおむね充足していると思われまます。

しかしながら、消防力の強化を図るため、今年度も町内に防火水槽2基、消火栓5基を設置いたします。今後も町全体のバランスを考慮しながら、計画的に消防水利の設置並びに確保に努めていきたいと考えています。

また、水道管の布設がえにつきましては、管理者であります水道企業団に要望してまいりたいと考えております。

次に、消防団活動についてですが、ご承知のとおり、町民の生命、財産を守るため、火災発生時の消火活動はもとより、風水害や地震などの災害時における防災活動や避難誘導活動などを行っています。

このため消防団は、救急救命訓練、規律訓練、ポンプ操作方法訓練、ポンプ中継訓練、防災訓練などさまざまな訓練を行っているところであります。中でも、ポンプ中継訓練につきましては、より実践的な訓練として実施するよう考えております。

いずれにしましても、地域防災活動には消防団が不可欠でありますので、今後も各種訓練を行い、さらに資質の向上を図ってまいりたいと考えております。

〔環境防災課防災班長 川島敏彦君降壇〕

議長（八角健一君） 實川隆君。

3番（實川 隆君） それでは再質問をさせていただきます。

芝山鉄道の代替としてシャトルバスが運行しているということでございますけれども、利用客数も大変定着してきているようでございますけれども、そんな中、2年がかりで、1,475万円をかけて2台の車両をオーバーホールしたわけですが、これから先々買いかえあるいは増車の予定はあるのかお聞きします。

議長（八角健一君） 企画財政課長、高蝶文徳君。

企画財政課長（高蝶文徳君） まだいつ買いかえという期間は決まっておられませんけれども、いずれにしろ買いかえる時期は来ると思います。そのために一応協議会でも積み立てを行っておりますので、その中である程度、その費用については賄っていけるのではないかとこのように考えております。

議長（八角健一君） 實川隆君。

3番（實川 隆君） 平成20年7月の道路交通法改正に伴いまして、地域公共交通活性化再生総合事業ができました。芝山町においては、近隣市町に対して、ともに活動を通して抱えている交通問題、とりわけ公共交通の充実に向け総力を挙げて取り組むためにも、広域的連携をすべく近隣市町にも参加してくれるようにと声をかけられていると聞きました。これから町はどのように参加していくのか見解をお聞きします。

議長（八角健一君） 企画財政課長、高蝶文徳君。

企画財政課長（高蝶文徳君） ただいま議員が申されました法律、昨年できた法律でありますけれども、今のところ山武市と芝山町と、両方からこの会議への参加を求められております。

本日、午前中、山武市のほうで、この会議がありまして、山武市のやろうとしているところは、合併によりまして、今まで町内の循環交通バスがあったところとなかったところがあったため、新たな市内の総合的な交通網を整備するというところで計画をつくるということで始めたようであります。

芝山町につきましても、横芝光町は、いずれにしましても、どちらかに参加するにしても、オブザーバーという形で、その中で意見を求められれば言う程度という参加形態になると思えます。

ですから、実際に山武市にしる芝山町にしる、多少形態の異なる交通網を整備しようというように考えておるようでございますので、それがまた例えば横芝光町も現在循環バスを走らせておりますけれども、それが、今一番よくやられているのでデマンド交通って、停留所の決まっていないものの形が結構取り入れられてきているというようなことから、そのような形の新たな交通網をつくっていくというような計画を山武市、芝山町では持っているようであります。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 今、担当課長のほうから答弁があったわけではございますけれども、現実問題として、自分の市、町の中でやる部分と、やはり広域的な部分、空港の南側の芝山

鉄道の延伸の代替としての、この交通機関網の関係で、これは山武市市長も、また芝山町長、また多古町長も、やはり思うところが皆さんありまして、そうした中で当町におきましても、今、横芝駅前広場拡幅改修工事の計画も出たところで、やはり当町の表玄関駅につきましても、このようなシャトルバスの運営ができないものかというような話をしていきたいなと思っておるところでございまして、多古町にしても、現在この仲間に加わっていない中で、やはりそのバスによる空港南側全体のアクセスをよくすることによって、議員おっしゃられるように、この地域の観光資源の開発から、いろいろな住民の足としても、有効利用が図れるものになるのではないかと、私たち今後大きな検討課題の1つとして進めていかなければならない問題ではないかなと考えております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 實川隆君。

3番（實川 隆君） 私はこれから、この横芝光町が発展するためには、芝山鉄道の横芝駅までの延伸が欠かせないものと考えております。

しかしながら、これは大変時間がかかってしまい、いつのことかわかりません。そこで、今、運行している代替のシャトルバスを、この地域公共交通活性化再生総合事業を利用して増車し、成田、芝山、山武、横芝光、多古を1つの輪にして、内回り、外回りの運行をしてはいかがかと思えます。そうすれば、成田からの観光客や通勤、通学の足として利用できるのではなかろうかと、かように考える次第であります。

また町でも、ぜひこの地が発展するためにも、この公共交通活性化に参加していただき、近隣市町村と足並みをそろえて実現に向けて頑張っていたきたいと思えますけれどもいかがでしょうか。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 議員おっしゃられるとおり、それが循環型にするか、またはシャトルバス往復型にするか、その辺については今後効率的な、また利用者にとって利用しやすい環境づくりをまず勘案して、検討を重ねることによって、今後も精いっぱい努力をしていく所存でございます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 實川隆君。

3番（實川 隆君） この地の発展のためにもよろしく願いたいと思えます。

次に、中台地区の移転跡地でございますけれども、この跡地を町が管理委託することは

きないんでしょうか。地元中台区では、桜の木を植えて、人が集まってくるような公園化を望んでいるようでございます。ぜひ町でも後押ししていただき、あわせて観光農園でもつくり、地元の人が働けるような場所をつくってみてはいかがでしょうかお聞きします。

また、移転跡地の管理作業を、地元が受託することによりまして、雇用にもつながると思えますので、いかががお伺いいたします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 空港会社が所有している住宅地跡地または空地を利用した農地の活用問題でございますけれども、空港会社にしてみれば、あれを今すぐ、何に利用しようですか処分をしようかということは一切考えていないという状況の中で、何かに利用できればそれに越したことはないと思っております。

しかしながら、それに対する管理をどのようにするかということで、まず町にというようなお話があったわけでございますけれども、町があそこを管理するということについては、いささか難しい部分があるのかもしれない。

そうした中で、私ども再三のように申し上げておる中で、協働のまちづくりの中で、地域の皆様のご協力をいただいた中で、いろいろな施策ができるものであれば、私どもも積極的に空港会社のほうに、その旨の計画等、その管理体制の把握をした中で提案をさせていただくことは十分あり得るものであると考えております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 實川隆君。

3番（實川 隆君） 何点か要望、希望を申し上げさせていただきました。

そのような観点から、先日の一般質問の齊藤議員からもあったように、本町でも何らかの空港に対して対策協議会をつくり、成田空港と横芝光町が均衡ある発展をするためにも、広く町民の意見を求め、町長にはその要望を成田国際空港都市づくり、あるいは推進会議、あるいはN A Aに対して進言していただきたいと、かように思う次第であります。ぜひ成田空港問題に取り組むためにも、協議会を立ち上げてもらいたいと思います。

次に、生産調整の取り組みですが、現在生産調整のためばかりでなく、高齢化で耕作者がなくなったり、あるいは圃場条件が悪いため作付放棄の遊休農地が増加しております。この遊休農地を認定農業者または営農集団に管理を任せるとき、当然経営基盤強化法に基づく農地の利用集積設定を行うと必然的に生産調整が発生します。ふえるわけでございます。

その場合、個人で大規模経営をした場合、なかなか1カ所に5ヘクタール以上の団地化は

難しいと思われます。団地化すれば出る助成金も使えないわけで、国・県はともかく町では生産調整を達成するためにも何とか検討できないのでしょうか。

それと、ホールクロップサイレージは、稲わらを肉牛、乳牛に食べさせるわけですが、飼料米は玄米、乾燥もみ米、もみ米、生もみ米を畜産の飼料として与えます。11月26日の農業新聞に、旭市の養豚業の方が、トウモロコシ価格が下がった今、飼料米の価格メリットはない。しかし、世界で食料危機が叫ばれる中で、食料生産基盤の水田保全のためにも、飼料米を通して耕種農家と連携を強めよい関係を続けたいと、たのもしきコメントが載っております。

飼料稲栽培のメリットとして、水稻栽培技術が同じ、排水が悪い水田でも作付可能、稲作と作業が一緒ということで大変取り組みやすいと思ひます。町としても、飼料米に取り組んでみてはいかがかお聞きします。

議長（八角健一君） 産業振興課長、林新一君。

産業振興課長（林 新一君） それではただいまのご質問にお答えいたします。

まず、団地化の問題でございますが、確かにおっしゃるように、団地化というのはなかなか難しゅうございますが、団地化されない場合には団地化奨励金が出ないということになると、転作されても非常に不利な状況になります。したがひまして、そうしますと、生産調整も進まないという結果につながるというふうに私も考えております。

したがひまして、町といたしましては、団地化でなくてもいいというわけには、制度上いきませんので、極力団地化になるように、農業者の皆さんのお手伝ひ、手足となってお手伝ひをしたいというように考えております。

それから飼料用稲の件につきましてでございますが、これも旭市のクライドピックさんですか、こちらが養豚のえさということで飼料米を、液状化にしてえさに与えるそうなんです、それを引き続きやっただけだと。議員おっしゃるように、国内需要、自給率の向上のためにも、畜産物に日本の飼料を食べさせるというのは有効な手段でございますので、これらについて当町の農業者が対応したいということであれば、産業振興課としてもお手伝ひしたいと思っております。

また、この飼料米の種子についてですが、千葉県、この部分について多少おくれしております、うちの課といたしましても県のほうに飼料米、この米の種の確保についてもお願いしているところでございます。この飼料用稲は収量も大きく、ホールクロップサイレージ用としても収量も上がります。また、もみをそのまま液状化して豚のえさにする場合であっても、

通常で700キロ以上、多いものでは1,000キロまでとれるということでございますので、有効な手段であるというふうに考えておりますので、積極的に研究しながら推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（八角健一君） 實川隆君。

3番（實川 隆君） 今、飼料米の種の話も出ましたけれども、作付するに当たりましては、多種飼料米を生産に利用することにより、耕種農家にも畜産農家にも大変メリットがあると思います。ぜひとも種のあっせんをしていただきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それで、安定した農業経営を目指すためには、米をつくっても飼料米をつくっても最低限の収入が得られるような、そんな仕組みが欲しいと思います。

それと同時に、農業分野に限らず、国・県の補助事業というのがあります。有利な補助事業などを積極的に取り入れていくべきだと思います。

食料・農業・農村基本法によると、行政の役目は農業者、農業者団体の支援になります。その理念のとおり、これからも指導のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

次に防災対策に入りたいと思います。

先ほど答弁の中に1,110カ所、水利があるということでございましたけれども、数字的には確かにそうでしょうけれども、実際にはいかがなものなのか。まだまだ消防水利は不足していると思います。備えあれば憂いなしではございませんけれども、そこら辺のところをお聞きしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。いいですか。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） おっしゃられるとおり、消防水利がたくさんあったほうが、これはより安全・安心を図れる、万が一の際については早い対応がとれるということは言うまでもありません。

そうした中に、先ほど来、私どものほうでご説明申し上げているとおり、一応の基準の充足はしているものの、まだまだ計画的に、要望箇所についての、また土地の提供の部分を含めてご理解いただける部分に対しての、そういうもの、消防水利の計画的な、今後とも進めていく所存でございますのでご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 實川隆君。

3番（實川 隆君） ぜひなるべく各地区が満足できるように、少しずつでも確保していただければと思います。

現在、栗山の河川改修が行われています。拡幅工事により、大雨に対する心配は少なくなりましたが、消防車がこの水を利用するに当たりくみ上げることができるのでしょうか。自然水利として膨大な量の水が目の前にあっても、吸管が届かなければ使えないと思います。町ではどのように消火活動に利用できるかお聞きします。

議長（八角健一君） 環境防災課防災班長、川島敏彦君。

環境防災課防災班長（川島敏彦君） 栗山川の堤防へ、消防車や可搬ポンプの消火スペースの設置というようなことができたらというようなご質問でよろしいかと思うんですが、それにつきましては、現在河川改修もやっておるといふところでありますので、栗山川の管理者であります千葉県県土整備部に今後相談してみたいというふうを考えております。

以上です。

議長（八角健一君） 實川隆君。

3番（實川 隆君） ぜひ、堤防からも吸水できるように要望していただきたいと、かように思います。

それと、現在ある貯水池や消火栓の位置の図面を、各分団に配付をすべきだと思いますがいかがでしょうか。自分の地区ばかりでなく、応援に出向いた先の水利も把握したほうがよいと思うのですがいかがでしょうか。

議長（八角健一君） 環境防災課防災班長、川島敏彦君。

環境防災課防災班長（川島敏彦君） 消防水利の図面につきましては、各分団につきましては分団の水利の図面は既に渡してございます。全町的なことということでありますので、今後検討していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（八角健一君） 實川隆君。

3番（實川 隆君） できればそのように配付していただければ管理がしやすいと思います。

それで、消防団員の方々は、それぞれ一家の中心的人だと思えます。訓練は有事の際に消火活動のためと同時に、団員自身の身を守るためにも欠かせません。訓練を通じ、危険な作業の中にも安全を第一に考え、この町の生命、財産を守っていただきたいとお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（八角健一君） 以上で實川隆君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩します。

再開は午後2時15分からとします。

(午後 2時01分)

議長(八角健一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時15分)

議案第1号の質疑、討論、採決

議長(八角健一君) これより議案審議を行います。

日程第2、議案第1号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

越川洋一君。

18番(越川洋一君) 出産育児一時金ですが、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案しとありますが、その36条の規定というのを勉強させてください。

議長(八角健一君) 住民課長、海保清一郎君。

住民課長(海保清一郎君) 健康保険法施行令第36条でございますが、出産育児一時金に係りまして、35万円を支払うということです。現在の改正前ですけれども。

〔「ちょっと意味がわからない」と言う人あり〕

住民課長(海保清一郎君) 第36条の条文ですけれども、現行では35万円を支払うという条文になっていると思います。正確にはそういう条文になっております。それを勘案しまして、産科医療補償制度に加入しました医療機関で分娩した場合は3万円を上限として加算するものです。

議長(八角健一君) 越川洋一君。

18番(越川洋一君) 出産育児一時金35万円を支給すると、そういうふうに規定になっているんでしょう。ただし、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案して必要があると認めるときは別に3万円を加算できると。だから、健康保険法施行令第36条の規定というのは35万円を支給するということか。

議長（八角健一君） 住民課長、海保清一郎君。

〔「条文はそうじゃないと思うよ」と言う人あり〕

住民課長（海保清一郎君） 36条でございますけれども、この加算額については、3万円を超えない範囲で保険者が定める額というふうになると思います。そういう表現になっています。

〔何事か言う人あり〕

18番（越川洋一君） 健康保険法施行令の36条というのは何だと、どんなことが書いてあるんだって。

議長（八角健一君） 住民課長、海保清一郎君。

住民課長（海保清一郎君） 出産育児金として35万円を支払うというものでございます。

18番（越川洋一君） それだけ。

住民課長（海保清一郎君） はい。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第3、議案第2号 横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第4、議案第3号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第5、議案第4号 平成20年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 一般会計補正予算について質問させていただきます。

初めに、一般会計補正予算なんですけれども、9月にも補正予算を組んだ際に、ほぼ1年間のめどが立ったということの中から、繰越金などもほとんど歳入として見込み9月に第2号の補正予算を組んだわけでありましてけれども、なぜまたここで1億8,000万もの大きな補正予算になったのかの大枠を、考え方をまず一つ質問いたします。

それから、7ページなんですけれども、地方債の利率です。

現在の資金調達コストをなるべく安くするために低利の借入れを起こす流れがあります。東陽病院の企業債の部分も、今の6.5%を低い金利で借り換えしようと言っている中で、5%以内という、この金利の設定は高くないのでしょうか。5%で借りているわけではないと思いますけれども、この辺の考え方をお伺いしたいと思います。

続いて、10ページ、国庫支出金のうち総務費の国庫補助金、これ1,380万円が、保育所の耐震であるとか防火水槽関係で支給、交付されると思うんですけれども、それに対応するものが、合わせましても870万しか見つかりませんでした。これの1,380万との差500万がちょっと見つからなかったもので、これの説明をお願いいたします。歳出の使い道の説明をお願いいたします。

それと15ページですが、L G W A N、これについて減額になっておりますけれども、4日の日の説明ですと、現在のサーバーでは対応できなくなったためというような説明がありました。通常、セキュリティ関係などで現在よりも厳しいものとなると、割高なものというかグレードの高いものは高い金額を払うセキュリティソフトなどに移行するものであるかなと思うんですけれども、現在のサーバーでさえ対応できなくなったのに、なぜ減額になるのか教えてください。

次、19ページ、衛生費の中で、乳幼児医療対策事業で、無料化の医療費に対するものだと思いますが、これに不足が生じたためという説明がありました。実際に、当初の見込みとどこでこれだけの不足が生じるようになったのか、その内容を教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 上のまず、9月補正のときに、使い道がだんだんまとまったという話の中でご説明をさせていただいたわけですが、言うなればさらなる使い道の確定が明確化してきた部分、そしてその部分において、補正財源が生じたことも含めて、年

度内中に、もともと要望のあったもの、また新たに急を要するもの、そういうものに対して、補正予算の今回組まさせてもらってあるわけございますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

また、起債の5.0%以内の件でございますけれども、あくまでも議員もおっしゃられるとおり、以内ということで、決して5%にとらわれているわけではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

あとは担当課のほうから答えさせますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

議長（八角健一君） 企画財政課長、高蝶文徳君。

企画財政課長（高蝶文徳君） お尋ねの中の15ページのL G W A Nに関しましては、当初、今年度やる予定だったんですが白紙に戻すという意味の減額補正でございます。ですから、額が下がったというのではなくて対応、今のサーバーでは対応できなくなってしまったため補正をしたんでありますが、やはり一たん白紙に戻してもう一度作り直すという意味の減額補正でございます。

議長（八角健一君） 健康管理課長、実川薫君。

健康管理課長（実川 薫君） 乳幼児医療の不足分についてのご質問ですけれども、一応4月から10月までの実績から見まして、あと11月から3月の分の見込み額が、19年度の実績を勘案いたしますと、これだけの不足分が出る見込みでありますので補正をお願いいたしました。

当初予算の補正前では、大体3,340万円の当初予算でございましたけれども、あと昨年度に実績に基づきまして試算しますと約620万円ほど不足する見込みですので、全体で3,960万円ということで不足分を補正させていただきました。

議長（八角健一君） 企画財政課長、高蝶文徳君。

企画財政課長（高蝶文徳君） 済みません、もう1点ございました。

地域活性化緊急安心実現総合対策交付金で1,380万、歳入を見込んであります。この補正予算の中では、保育所の耐震化ということで、そのほかについては、もう当初から予算化してありました、例えば防火水槽、もう当初から予算化してあったものについて、そちらについては例えば起債だとか一般会計の中から対応させようとしていたものを、この補助金を適用させるということで、その見直しをするということで歳出のほうとの、この中での突合はできていないということです。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 私は歳出のほうで、何点か。

〔何事か言う人あり〕

18番（越川洋一君） やはりよく理解しないとまずい。

14ページ、地域安全対策費、光熱水費の不足分ですね。これは庁舎と同じように、光熱水費、原油の高騰によって電気料が上がる、こういうものかなというふうに思うんですけども、この不足が見込まれる分というのは、防犯灯の数の問題なのか、単価の料金が上がるということで備えるものなのか、ちょっともう一回ご説明願いたい。

それから17ページでは、生活支援事業と介護協力訓練等の給付事業の、どちらも減額になっています。この説明をもう一度お願いいたしたいということです。

最後に19ページで、東陽病院の事業会計の繰り出し事業は、後で病院の会計が出てくるわけですね。ですから、この1億1,771万8,000円について、ここでもうちょっと、もう一回説明をしていただいたほうがいいなと。

以上です。

議長（八角健一君） 環境防災班長、川島敏彦君。

環境防災課防災班長（川島敏彦君） それでは、防犯灯の電気料でございますが、これにつきましては、4月、7月の電気料の値上がり等もありまして、本年度の4月から10月の支払い状況を見まして1年間の使用料金を計算したところ不足が生じるということで、今回補正を計上させてもらいました。

以上でございます。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） お尋ねにございました17ページの一番下でございます。介護給付訓練等給付事業771万円の減額についてご説明を申し上げます。

これは、障害者に対する介護サービス給付等ございまして、利用実績により減額するものでございます。

どういことが多いかと申しますと、サービス利用料の多い方の死亡や転出、これはマイナス要因でございます。また、同じように、サービス利用の多い方が施設に入所した場合、これはプラス要因、増額要因でございます。また、旧体系施設の新体系への移行に伴うもの、これがマイナス要因でございます。身体介護、家事援助などで約600万円の減額、施設入所に伴うもので628万円の増額、それから施設入所の夜間みの部分がございまして1,350万円

の減額、昼間の生活介護に関する部分で約880万円の増額など多岐にわたっております。

お若い方で障害をお持ちの方、日々体の状態が変わりましていたしますので、サービスの種類であるとか、あるいは施設入所になるとか日々動いておりますので、細かなものについては必要に応じて資料をお持ちいたしますけれども、そういうものが要因として今回減額するものでございます。

ただ、減額するからといって、サービスの低下があるというものではございませんのでよろしく願いいたします。

議長（八角健一君） 病院事務長、田鍋悦央君。

東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、病院事業の繰出金の内訳、内容ということでございましょうか。

この後、議案第5号で病院会計の補正もご審議いただくわけでございますけれども、今回の繰り入れに、一般会計からの繰り出し1億1,771万8,000円については、本年度の追加の繰り入れという、病院事業への繰り入れということでお願いするわけですが、これは病院事業会計のうちの医業収益として、救急医療に要する経費分ということで2,628万5,000円、また残りの9,143万3,000円を運営経費分ということでお願いしようというものでございます。

これらについては、総務省の定めております繰り出し基準に基づいて、平成20年度の経費に要するものに充当するために繰り入れをお願いするものでございます。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） ちょっと待って、それについてもうちょっとわかりやすく説明させていただきますと、東陽病院は、皆さんご承知のとおり、合併前は組合立東陽病院でございまして、旧光町、横芝町、そして野栄町の3町で運営していたわけがございまして、毎年々の資金不足が発生した際に、その都度一時借入れをして歳入歳出予算を合わせていたわけがございまして。そして、その一時借入れした分を、おのこの3町が、翌年度精算をしていたもので、その流れをくんで、平成18年、19年、20年と、本年度につきましても、横芝光町からの繰り入れにつきましても、やはり資金不足が生じた際には、金融機関を利用した一時借入れをして賄ってきた状況であります。そして、その分を、翌年度の一般会計からの繰入金で対処をさせていただいたものでございます。

その会計方法というか、ある意味予算の使い方が、財政健全化法に伴いました資金不足をもたらしたということの中で、先日といいましょうか先々月ですか、千葉県内では東陽病院と鋸南病院の2つが公立病院の中で資金不足が出ていると。もうちょっと、それもちょっと

ある程度語弊もあるのではないかなと思いますけれども、結局年度内に繰り入れをしないと資金不足が生じてしまっている現状があるんだと。鋸南病院につきましては、そもそももとの金額も少額でございましたし、それについてはその年度内にすぐ解決をしたわけでございますけれども、当東陽病院におきましては、病院会計の中での、それをすることは当然できませんので、今回の1億1,700万円、その補正予算をお願いして、実質その資金不足が2億4,000万円余りに達しておりました。今回の補正で1億1,700万円をお願いし、また来年度の当初予算で、その残りの部分についても法定内繰り入れで対処をさせていただきたく存じております。

それが一つ、先般からずっと私どもお話をさせてもらっています企業債の借り換えの、ある意味一つのハードルであるということもございまして、何が何でもひとつ皆様方にはご理解を賜りたいと存じますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 先ほどの福祉課長の答弁ですが、障害者医療が改定になって、そしてそれまで利用できたのが、利用者が負担をふやさなければ使えないというふうな制度、サービスになったのではないかな。そういうことの影響でこの減額が出ているのではないのかなという感じがしたんですが、サービスの低下ではないというお話でした、その辺と。

それからその上の生活支援事業を、これどなたになるのかな、答弁の方。これもあわせて。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 私は今ちょっとその前に、先ほどの東陽病院の部分でちょっと。ちょっと違っているところがあったので説明させていただきたいのは、今回補正で1億1,700万円上げさせてもらって、残りについては21年、22年で一般会計のほうから繰り入れをさせてもらって、資金不足を解消するようになっていきたいというふうに考えておりますので、来年21年度予算だけではなくて2年間でそれをやるということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） ご指摘のございました介護給付訓練等給付事業につきましては、実質的にサービスの低下を伴うものではございませんのでご理解のほどをお願い申し上げます。

また、再度ございました地域生活支援事業、17ページ、下から2つ目の黒丸の件でござい

ますけれども、これは利用者の転出や施設入所に伴い事業費が減少する見込みとなりましたので減額補正をお願いするものでございます。利用者が当初11名おりましたが、これが転出や施設入所に伴いまして、現在6名になっております。そういう利用者の事業、サービス量の実績に基づきまして減額補正をお願いするものでございますので、これにつきましてもサービス低下につながるものではございません。よろしく願いいたします。

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） それでは、22ページについてお伺いいたします。

消防費の中で、備品購入費650万、そして教育費の中で学校教育バス賃借料150万、同じく教育費の中で小学校施設維持管理事業費170万1,000円、工事請負費、こちらを具体的に説明願います。

議長（八角健一君） 環境防災班長、川島敏彦君。

環境防災課防災班長（川島敏彦君） 消防の関係で、備品購入費の650万円でございますが、これにつきましては、去る9月19日未明に発生いたしました第8分団第1部、これは木戸、長塚、五ノ神区構成による部の消防機器庫の火災によりまして、格納されておりました消防車が損失したことから、新規に消防車両を購入し配備を行うべく予算計上をさせていただきました。

以上でございます。

議長（八角健一君） 教育課長、林英次君。

教育課長（林 英次君） 森川議員からのご質問は2点ということでございます。

1点目につきましては、学校教育バスの賃借料150万円の明細、また2点目につきましては、その下の23ページの施設営繕工事170万1,000円についての明細をとということでございます。

学校教育バス賃借料150万の補正につきましては、ご承知のように、児童・生徒の郊外学習あるいは各種大会等の送迎のための、町バスで対応できない場合に、民間バスを借り上げ対応するというものでございます。

今回の150万の補正理由でございますけれども、今年度につきましては特に中学校の各部活動が好成績をおさめたことによりまして、県大会への出場等が多くなりまして、これに伴いまして移動に使用するバスの台数が増加したこと、これが1点でございます。

また、従来、学校の町内学習等の移動につきましては、千葉交通と単価契約、これは千葉交通の路線バス、路線バスを1台当たり2万円程度でお借りしておったんでございますけれ

ども、この路線バスの空きを利用して利用させてもらっていたんですけども、実はこの千葉交通の多古営業所が今回、千葉交通の統合ということの中で営業所が廃止になってしましまして、それで成田営業所のほうに移管されました。これに伴いまして、今度は成田営業所管内でということになりまして、成田市、富里市、それらの自治体のほうで、そのバスを借り受ける量が、そちらのほうに回ってしまったことから、千葉交通の路線バスを使えなくなったと、使いにくくなったということの中で、他のバス会社を利用したということで、他のバス会社ですと、千葉交通の路線バスですと2万円強であったものが、他のバスですと5万円になるというようなことから、これらの、大会での好成績、またバスの、千葉交通バスの問題等々で、今回、従来500万ほど予算化しておったんでございますけれども、そういうことから150万、今回要求させていただいたというものでございます。

続いて、2点目の施設営繕工事の170万1,000円でございますけれども、1点目は横芝小学校の体育館の玄関の屋根の部分、玄関部分が雨漏りをしておりまして、体育館玄関屋根の防水シートの交換工事ということで、これが105万円を要求させていただいた。また、もう一つは、白浜小学校の電話機の改修工事ということで、これが65万1,000円ということでございますけれども、この電話機が実は平成元年から使っている電話機ということで、老朽化が非常に進んでおりまして頻繁に故障が発生するということから、これらを改修するための工事でございます。ちなみに電話機が5台と、また電話機に関係いたします主装置の設定、また電話機の取り付け調整等々で65万1,000円ということで、合わせて107万1,000円ということでございます。よろしく願いをいたします。

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） ご説明いただいたわけでありますが、9月18日か、19日ですか、8分団の一部の機器庫の火災。消防車両、これは備品を購入ということではなくて修繕、修復ということですか。650万ということで、多分買える額ではないと思いますけれども、650万の内訳は。お願いいたします。

議長（八角健一君） 環境防災班長、川島敏彦君。

環境防災課防災班長（川島敏彦君） 消防車両につきましては、小型ポンプ付き積載車の購入の更新でございます。650万円をもって、すべて新しいものを買って配属するということでもあります。

以上です。

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） 650万で、要するに可搬のポンプと車両ということですね。

ちなみに、消防車というのは、保険というのでは対応しないのでしょうか。

議長（八角健一君） 企画財政課長、高蝶文徳君。

企画財政課長（高蝶文徳君） 今回の歳入の中に、保険料として210万円を見てあります。

これが、この火災に関する保険金として入ってくる分であります。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第6、議案第5号 平成20年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

若梅喜作君。

6番（若梅喜作君） この予算書、今まで当初予算あるいは補正第1号でも、この合計、収入、支出の合計の金額が同額になっております。

今回、ちょっと数字が違いますけれども、今回1億1,000余の繰り入れをするわけですが、この会計で予算書を見ますと5,936万2,000円の収入がふえていると、今そういうふうな状況になっておりますけれども、私ちょっとわかりませんが、これちょっと説明のほうをお願いしたいと思います。

議長（八角健一君） 病院事務長、田鍋悦央君。

東陽病院事務長（田鍋悦央君） ただいまのご質問で、収入、支出が同額になっていない理

由ということでございます。

通常は一般会計、あるいはその他の特別会計におきましても、予算は収支同額になるものなのでございますけれども、病院会計につきまして、公営企業会計ということで、利益が出るような、いわゆる黒字予算を計上することが基本になります。これは営業を行う上で、当然赤字というような予算は組めませんので。

ただ、そういった中で、現実的には黒字を見込むことが難しい状況である中で、収支同額の予算を当初で、また前年度の予算、今年度の1号補正でも、そういった形で計上させていただきましたが、今回は先ほどの一般会計の補正の中でもお話、ご質問等出た中でお答えしたとおりでございます。追加の繰り入れをいただけるということで、これにあわせて今年度の実績を見た中で、医業収益の見込みを立てて、それに合わせて、実際決算の段階で出であろうという見込みの数字に医業収益も合わせて修正させていただいて、その結果プラスになると、そういうような予算を今回計上させていただいたところでございます。

議長（八角健一君） 若梅喜作君。

6番（若梅喜作君） 今回、当初見込みよりも入院患者の減少、あるいは年間の患者数の減少と補正されたわけですが、今回このように黒字の補正をされたということは、まだこれからも収支の面では、これよりももう少し補正せざるを得なくなると、そういう状況がある程度やはり想定しているわけですか。どうでしょうか。

議長（八角健一君） 病院事務長、田鍋悦央君。

東陽病院事務長（田鍋悦央君） 今回は半年を過ぎた中で、実績を見た中で、こういうふうに直させていただいたということで、もう一度こういった意味での収益、医業収益の補正は、現在のところ考えておりません。決算では恐らくこの予算額に近い数字が出るのかなと、医業収益については、そういうふうに予想しております。

議長（八角健一君） 若梅喜作君。

6番（若梅喜作君） 町長にお伺いをいたします。

今、地方の病院は、軒並み赤字と、いろいろ厳しい要因の中で、厳しい経営を強いられておるわけでございます。

そういう中で、いろいろな問題を検討する検討委員会というものが、今、病院の中で設置をされているわけでございますけれども、その検討委員会の構成ですか、構成員。どのようなメンバーで構成されておるのか。また今こういうような状況、こういうものを改善するための、どのような協議が行われているのか、そのあたりをひとつお聞かせをいただきたいと

思います。

それと、検討委員会の委員の中に、今、外部のほうからは、大分委員が加わっているかどうか分かりませんが、やはり専門的な見識を持った委員を加えるべきではないかと、そのようなことも私考えますけれども、その点を含めてひとつ町長のお考えを伺いたいと思います。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） まず検討委員会の構成メンバーでございますけれども、委員長を私がやらさせていただいて、行政側からは布施理事、それと実川健康管理課長、当然のことながら事務方、田鍋事務長が班長、が出席をしております、病院のほうからは院長、副院長、そしてドクターは……

〔「各課の課長ですか」と言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） 各課の内科の課長ですとかドクターと、それとあとは薬剤師、看護師が総婦長と婦長3名、そういう状況で検討委員会をやっております。

また、2つ目の、その構成の中に外部を入れたらいかがかなということでございまして、ただそれは、先般も齊藤議員のご質問にもお答えしましたが、実は東陽病院は、以前外部にお願いをしたことがあります。10年ぐらい前にやりました。

そのとき、結局なかなか地域の密着型の病院につきまして、なかなか画一的な判断で物ができるかどうかという部分で非常に難しい部分がありましたとか、やはり一番は、基本的な部分は、それこそ意識改革のほうが大きい部分もあったりして、あとほかの部分については、いろいろと検討委員会の中でも実施令などを上程しての協議もなされており、現実問題として、町内企業に対する企業健診が、ではキャパシティーとしてどのぐらいあるのか、1日51人までだったら受診を受けられるような状況にあるのではないかとか。そういうような部分で、では今までの企業の診断を引き受ける、今度営業努力も必要になってくると。その辺の部分は当然事務方、また行政のほう、我々がやっていかなければならないものでございまして、その辺の現場と行政のほうの一つのチームワークで、なるべく赤字の出ないような、そしてさらにはサービスを落とすことなく、住民に愛される病院にするために、今後も努力していきたいと考えておりますので、今の段階においては、外部で専門家を呼ぶということについては、非常に大きな予算もかかってしまう、こういう部分もございまして、今の段階では考えておりません。

以上でございます。

議長（八角健一君） 川島富士子君。

7番（川島富士子君） 済みません。突然に伺って申しわけないんですけども、医業収益に対する人件費の割合がどのくらいになるかということ伺いたいということと、今、若梅議員に関連ですが、委員会をどういう周期で開催されているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（八角健一君） 病院事務長、田鍋悦央君。

東陽病院事務長（田鍋悦央君） 人件費比率ということでございますけれども、これは平成19年度の決算の数字で申し上げますが、給与費比率として、これは営業収益に対する給与費の割合、81.2%です。

それから、運営検討委員会の開催の周期ということでございますが、基本的には今、2カ月に1度ということを目標にしてやっております。年6回、実質的には6回まではできなくても5回であったりというようなことかもしれませんが、そのぐらいの間隔でやっていくようにしております。

議長（八角健一君） 川島富士子君。

7番（川島富士子君） 医業収益に対する実経費でありますけれども、間違えていたら申しわけありませんが、50%を目標に、目途に頑張るということが理想だというふうに、以前県議会の議員の方に伺ったことがありましたものですからお伺いいたしました。81.2%ということですので、本当に努力をしていただければというふうに思います。

昨日の、国のほうで、衆議院の総務委員会で、我が党の谷口議員が、公立病院への経営支援についてというご質問をさせていただきました。そのときに、鳩山大臣は、不採算地域でも病院がなくてはならないという趣旨のもと、今後財政支援を進めていく考えだというご答弁でありましたことに、ぜひアンテナを高く、国にも指導いただきながら、経営改善に全力を挙げて努力していただければというふうに思います。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） アンテナを高くして、一生懸命耳を澄ませていきたいと思っております。

ただ、一つ、収益の人件費の問題でございますけれども、いかんせんこの売り上げという、収益を決める診療報酬基準でございますけれども、これを医療制度の中で国が定めているというような中で、これもこの数年間、ずっと落とされた中で、非常に売り上げを、要するに、以前と同じ作業をしていても、ある意味収益を得ていても、同じ仕事を行っていても、基準自体が下がってしまっているということがあって、その辺の部分も、国策の中で、もっと議

論をしていただかなければならない大きな一つだと思っておりますので、ただ単に50%の当然人件費率が、これは当然そうなれば黒字に当然転換をするでしょうけれども、その辺のところも非常に歯がゆい部分であるという部分を、ひとつ議員にもご理解をいただいた中で、一言申し上げさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第7、議案第6号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで議案審議を終了します。

陳情の件

議長（八角健一君） 日程第8、陳情の件を議題とします。

ここで、常任委員会の審査と結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、野村和好君。

〔総務常任委員会委員長 野村和好君登壇〕

総務常任委員会委員長（野村和好君） 総務常任委員会の審査報告をいたします。

今期定例会において、総務常任委員会に付託された陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は12月4日午後3時30分、委員全員の出席のもと、陳情第1号の審査を行いました。

慎重審議の結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、陳情第1号は採択すべきものと決定をいたしました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査結果の報告といたします。

〔総務常任委員会委員長 野村和好君降壇〕

議長（八角健一君） 以上で委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま総務常任委員会委員長からの報告のありました陳情第1号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより陳情第1号について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

よって、委員長の報告のとおり、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、陳情第1号は採択することに決定しました。

ここで休憩いたします。席についたままにして。

（午後 3時08分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時09分）

日程の追加

議長（八角健一君） 休憩中に総務常任委員会委員長、野村和好君から発議第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、そのように決定しました。

発議第1号の上程、質疑、討論、採決

議長（八角健一君） これより発議第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書案を議題とします。

なお、提案の趣旨については既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより採決します。

発議第1号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（八角健一君） 以上で、今期定例会に付議された案件のすべてを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

本日の会議を閉じます。

平成20年12月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 3時11分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 八角 健一

議員 川島 仁

議員 川島 勝美